

平成 3 1 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 3 1 年 3 月 7 日

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 3 1 年第 1 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3 月 7 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3 月 8 日	金	休 会		
3 月 9 日	土	休 会		
3 月 1 0 日	日	休 会		
3 月 1 1 日	月	休 会		
3 月 1 2 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） ・議案審議 （議案第14号～第24号） 	
3 月 1 3 日	水	休 会		
3 月 1 4 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第25号～第30号） 	
3 月 1 5 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第31号、同意第1号～ 第2号） ・発議第1号 ・請願書審議 ・委員会報告 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	

提出議案等

(平成31年3月7日提出)

(村長提出議案)

- 議案第14号 西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 議案第15号 西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 指定管理者の指定について
- 議案第18号 大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結について
- 議案第19号 平成30年度西原村一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第20号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第21号 平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第22号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第23号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第24号 平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第25号 平成31年度西原村一般会計予算について
- 議案第26号 平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成31年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第28号 平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 29 号 平成 31 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について

議案第 30 号 平成 31 年度西原村工業用水道事業会計予算について

議案第 31 号 工事請負契約の締結について

同意第 1 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 2 号 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて

(平成 31 年 3 月 12 日提出)

(一般質問)

1 番 堀田直孝君 2 番 坂本隆文君 3 番 西口義充君

(平成 31 年 3 月 15 日提出)

(議員提出議案)

発議第 1 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

目 次

第1号（3月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（施政方針・議案第14号～第31号、同意第1号～第2号）	5
日程第 5 休会の件について	13
散 会	13

第2号（3月12日）

議事日程第2号	15
応招議員氏名	17
出席議員氏名	18
事務局職員出席者	18
説明のため出席した者の職氏名	19
開 議	20
日程第 1 一般質問	20
（堀田直孝）	20
・防災士の育成について	
・先進医療の補助制度について	
（坂本隆文）	26
・「仮設住宅」及び「みなし仮設住宅」の入居者に対して	
・小学校問題について	
（西口義充）	37
・支援物資の活用及び保管場所となっているトレーニングセンターの利用について	
・村の土地利用計画と村づくりについて	
日程第 2 議案第14号 西原村いじめ問題対策連絡協議会等 条例の制定について	47

日程第 3	議案第 15 号	西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について	5 1
日程第 4	議案第 16 号	西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5 4
日程第 5	議案第 17 号	指定管理者の指定について	5 5
日程第 6	議案第 18 号	大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結について	5 8
日程第 7	議案第 19 号	平成 30 年度西原村一般会計補正予算（第 8 号）について	6 1
日程第 8	議案第 20 号	平成 30 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	7 2
日程第 9	議案第 21 号	平成 30 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	7 3
日程第 10	議案第 22 号	平成 30 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	7 5
日程第 11	議案第 23 号	平成 30 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 6
日程第 12	議案第 24 号	平成 30 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について	7 8
散 会			7 9

第 3 号（3 月 14 日）

議事日程第 3 号			8 1
応招議員氏名			8 2
出席議員氏名			8 3
事務局職員出席者			8 3
説明のため出席した者の職氏名			8 4
開 議			8 5
日程第 1	議案第 25 号	平成 31 年度西原村一般会計予算について	8 5
日程第 2	議案第 26 号	平成 31 年度西原村国民健康保険特別会計予算について	1 3 0
日程第 3	議案第 27 号	平成 31 年度西原村介護保険特別会計予算について	1 3 5
日程第 4	議案第 28 号	平成 31 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について	1 3 9

日程第 5	議案第29号	平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について	140
日程第 6	議案第30号	平成31年度西原村工業用水道事業会計予算について	145
散 会			147

第4号（3月15日）

議事日程第4号			149
応招議員氏名			150
出席議員氏名			151
事務局職員出席者			151
説明のため出席した者の職氏名			152
開 議			153
日程第 1	議案第31号	工事請負契約の締結について	153
日程第 2	同意第 1号	西原村教育委員会委員の任命について同意を求めることについて	154
日程第 3	同意第 2号	西原村副村長の選任につき同意を求めることについて	155
日程第 4	発議第 1号	西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	156
日程第 5		請願書審議について	157
日程第 6		委員会報告について	159
日程第 7		組合議会報告について	160
日程第 8		委員会の閉会中の継続調査申出について	161
閉 会			163
署 名			164

第 1 号 (3 月 7 日)

平成31年第1回西原村議会定例会会議録

平成31年3月7日、平成31年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成31年3月7日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（施政方針、議案第14号～第31号、同意第1号～第2号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

第1回の定例会が招集されましたところ、本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回西原村議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、村上高志君、3番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月28日に行われました議会運営委員会で本日7日より15日までの9日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日7日より15日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

昨年12月13日から14日にかけて、長崎県小値賀町議会の視察研修を議員全員で行い、小値賀町議会の活性化について立石議長より説明を受けました。

詳細につきましては、ゆうすい112号に掲載されておりますので省略いたします。

また、2月14日に、総務福祉常任委員会、産業教育常任委員会合同で児童発達支援多機能型事業所あそびいの視察研修を行っております。内容については、委員会報告にて報告していただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成31年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

日本は、風光明媚な国土、温泉や豊富な水資源、そして春夏秋冬の移り変わる季節など豊かな自然の恩恵を受けています。しかしその一方で、外国に

比べて、地震、火山災害、風水害、土砂災害などの自然災害が発生しやすい国土であります。日本の国土の広さは全世界の1%にも満たないですが、全世界の地震の2割弱が日本で発生しております。災害の被災額も全世界の被災総額の2割弱を占めているとお聞きをしております。

災害大国の日本で暮らす私たちは、自然災害のリスクが身近に存在することを認識した上で、そのリスクに備えることが必要であると考えます。そのような中、昨年も全国的に大きな災害が発生した一年でありました。大阪北部地震、平成30年7月豪雨、台風21号・24号、また、日本列島を東から西へと縦断した台風12号、そして北海道胆振東部地震や火山活動による災害など、日本は自然災害が多く発生する環境にあり、まさしく災害大国であります。

我がふるさとを襲った熊本地震からやがて3年を迎えようとしております。甚大な被害で被災すれば、復旧・復興にははかり知れないエネルギーと時間、労力、そして財源を必要とします。私たちは未曾有の大災害を受け、被災地となりました。被災者は着のみ着のまま逃げ出し、変わり果てた我が家の前に茫然と立ち、途方に暮れた方も少なくなかったと思います。今、当時のことを顧みますと、現在も復興半ばではありますが、よくぞここまで復旧することができたと感慨深い思いであります。

平成32年度までが中期の復興段階となり、村全体の本格的な復興を目指す期間になります。今までを振り返ってみますと、一步一步確実に震災対応を進めてきました。村道、農道、農業施設等の復旧もほぼ終えようとしており、村民グラウンドの完全復旧、災害公営住宅については、県内で最初に完成することができました。河原団地、風の里キャンプ場も今までよりもすばらしい建物となりました。仮設住宅の入居世帯も残り38%となり、7月の入居期限までは木造仮設を単独住宅として入居され、B棟への集約は47戸が予定されており、ピーク時と比較しますと入居率は15%になると予想しております。

住まいの再建なくして復興はないと申します。無理に退去を望むものではありませんが、全ての方が退去されたときが被災者の復興と捉えております。それにはまず、宅地の再生事業を急ぐものであり、現在も入札業務を順調に進めております。平成31年度末までにできる限りの宅地の整備を完成させたいと、職員の頑張りに期待するものであります。

そのほか、平成31年度は、県事業として大切畑ダムの着工、県道熊本高森線の全線開通や砂防工事等が進められます。県と情報を共有し連携を図り、事業の推進に努めてまいります。平成31年度は事業量も過去最大のピークの年を迎えます。さらに気を引き締めて復旧、復興を加速させてまいります。議員各位のご指導を切にお願いするものであります。

さて、本定例会は、平成31年度の当初予算を上程させていただいております。

一般会計の予算は、歳入歳出それぞれ前年度比7億4,000万円増の52億

7,462万4,000円であります。

主な歳入は、村税7億6,231万円、地方交付税19億8,287万円、国庫支出金7億6,376万円等であり、歳出につきましては、総務費9億8,926万円、民生費10億6,646万円、土木費10億2,636万円等々であります。その他工業用水道事業、特別会計4件であります。各会計の内容につきましては、提案理由と詳細を後日、担当課よりご説明いたします。

いずれにしましても、平成31年度は、繰越明許費を含め膨大な事業量がピークを迎えます。一日も早い完全復旧と復興に向け、被災者の願いと議会と執行部三位一体で、被災したときの悲痛な思いの原点に返り、復興の夢の達成と、まずは生活の基盤である住まいの再建に向け、覚悟を持って邁進してまいりたいと強く思っているところであります。

議員各位におかれましても、今後ともさらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第14号、西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてご説明いたします。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、西原村いじめ問題対策連絡協議会等の設置が必要なため、条例を制定する必要があります。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第15号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

組織の一部改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、関係条例の規定を改正する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

熊本地震により全壊した村営住宅河原団地の建替えに伴い、関係条例の規定を改正する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第17号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設、萌の里の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第18号、大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結についてご説明申し上げます。

平成21年6月18日に締結しました分水に関する協定書の有効期限が、本年

3月31日までとなっております。本年1月31日に大津町より分水に関する協定書の再締結の要望がありました事項について、現在の西原村中央簡易水道事業の給水能力から見て給水可能と判断し、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第19号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26億4,090万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,727万円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では、村税1億6,294万7,000円の増額補正、村民税1億2,918万6,000円の増額補正、固定資産税3,160万円の増額補正等でございます。

特別交付税の減額等、地方交付税6,440万2,000円の減額補正でございます。

国庫支出金13億5,690万2,000円の増額補正、公共土木施設災害復旧費負担金7,287万4,000円の増額及び宅地耐震化推進事業の社会資本整備総合交付金12億5,100万円の増額等でございます。

熊本地震復興基金交付金の減額等、県支出金9,903万5,000円の減額補正でございます。

そして、宅地耐震化推進事業の災害復旧事業債の増額等、村債12億5,970万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、土木費24億5,069万7,000円の増額補正、これは、宅地耐震化推進事業の増額補正等、崖崩れ対策費24億8,550万円の増額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第20号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,962万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,100万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税429万9,000円の減額補正、県支出金4,931万5,000円の減額補正、繰入金1,999万9,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、保険給付費4,750万円の減額補正、予備費1,832万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第21号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,180万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,074万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、保険料607万6,000円の増額補正、国庫支出金226万5,000円の増額補正、支払基金交付金1,496万4,000円の減額補正、県支出金643万7,000円の減額補正、繰入金884万6,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費3,584万円の減額補正、地域支援事業費158万円の減額補正、予備費1,702万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第22号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,823万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、後期高齢者医療保険料467万2,000円の減額補正、諸収入63万7,000円の減額補正であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金426万円の減額補正、保険事業費の60万8,000円の減額補正、予備費44万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第23号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億532万2,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、その他営業収益139万6,000円の増額、補助金217万9,000円の減額補正となっております。

歳出につきましては、業務費600万円、災害復旧費300万円の減額補正、積立金1,001万5,000円の増額補正を行っております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

議案第24号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出予算の総額を2,081万9,000円と定めるものであります。

主な内容としましては、収益的収入の給水収益200万円、雑収益100万円の増額補正を行っております。

次に、収益的支出として、営業費用1万円、予備費299万円の増額補正を

行っております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

議案第25号、平成31年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

平成31年度西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ52億7,462万4,000円と定め、一時借入金の借り入れ最高額を50億円と定めるものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より6,770万6,000円増額の7億6,231万2,000円、地方譲与税3,700万円、地方消費税交付金1億3,000万円。

地方交付税におきましては、普通交付税14億9,580万円、特別交付税4億8,707万8,000円で、前年度より1,512万2,000円減の19億8,287万8,000円。分担金及び負担金は、前年度より1,340万6,000円減の3,296万6,000円。

国庫支出金におきましては、災害復旧費国庫負担金9,322万2,000円減、土木費国庫補助金4億8,084万9,000円増額等により、前年度より3億9,346万7,000円増額の7億6,376万4,000円。

県支出金は、衛生費県補助金1億3,679万5,000円増、農林水産業費県補助金7,086万1,000円増、総務費県補助金1億1,190万3,000円減等により、1億13万1,000円増額の6億9,810万1,000円。

寄附金は5,000万3,000円、繰入金につきましては、財政調整基金で3,000万円、平成28年熊本地震復興基金4,310万8,000円等で合計7,311万1,000円となっております。繰越金は8,000万円、諸収入は4,255万7,000円でございます。

村債につきましては、臨時財政対策債1億300万円、公共事業等債3億6,000万円、一般単独事業債6,190万円で、合計の5億2,490万円となっております。

歳出につきましてはご説明いたします。

議会費につきましては、7,088万2,000円、総務費につきましては、前年度より6,876万4,000円増額の9億8,926万4,000円、民生費につきましては、3,392万円減の10億6,646万4,000円、衛生費につきましては、940万7,000円減の3億6,128万2,000円、農林水産業費につきましては、5,072万7,000円増の2億5,563万5,000円、商工費は2,330万7,000円増の3,725万円、土木費6億6,768万3,000円増の10億2,636万3,000円、消防費につきましては、1,902万7,000円増の2億2,476万6,000円、教育費1億945万1,000円増の3億2,897万円、災害復旧費2億1,094万4,000円減の2,014万6,000円、公債費6,188万2,000円増の8億8,684万4,000円となっております。

本年度の予算は、昨年度と比べまして、主に熊本地震に関連したところで7億4,000万円ほどの大幅な増額予算となっております。本年度も引き続き、熊本地震に対応するための財源確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第26号、平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,487万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億6,797万9,000円、県支出金6億5,355万3,000円、繰入金6,242万9,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費6億3,625万4,000円、国民健康保険事業費納付金2億6,037万8,000円、保健事業費1,027万3,000円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第27号、平成31年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成31年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,489万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億6,237万9,000円、国庫支出金1億7,982万6,000円、支払基金交付金1億9,430万1,000円、県支出金1億1,059万7,000円、繰入金1億778万3,000円などとなっております。

歳出におきましては、保険給付費7億254万6,000円、地域支援事業費4,032万4,000円などで、保険給付費は歳出予算の93.1%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第28号、平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,508万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料4,166万円、繰入金1億1,161万1,000円などとなっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,245万円で、歳出予算の98.3%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第29号、平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,074万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしましては、給水収益5,700万1,000円、補助金1,533万8,000円、繰越金1,500万円、基金繰入金1,000万円、災害復旧事業債2,000万円でございます。

歳出といたしましては、業務費5,729万1,000円、災害復旧費2,400万円、企業債償還金2,458万7,000円、予備費285万3,000円となっております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第30号、平成31年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

平成31年度西原村工業用水道事業会計予算は、収益的収入支出それぞれ2,005万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収入といたしまして、給水事業所8カ所に対する営業収益1,199万2,000円、営業外収益806万4,000円でございます。

支出におきましては、営業費用901万6,000円、営業外費用50万円となっております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第31号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、熊本地震により被災した風当ダム線の道路災害復旧工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会委員、加藤みな子氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

同意第2号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村副村長内田安弘氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに副村長を選任したく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案18件、同意2件、合計20件につきまして、議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）提案理由の説明の補足がありますので、村長。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）数字の訂正で、議案第29号でありますけれども、企業債償還金3,458万7,000円でありますけれども、見えなくて、2,458万7,000円と申し上げました。訂正させていただきます。正しいのは、3,458万7,000円で

ございます。申しわけございません。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日8日から11日までの4日間と13日を本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日8日から11日までと13日の本会議を休会にすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 10時35分 散 会

第 2 号 (3 月 1 2 日)

平成31年第1回西原村議会定例会会議録

平成31年3月12日、平成31年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成31年3月12日（火曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第14号 西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第 3 議案第15号 西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第16号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第18号 大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結について
- 日程第 7 議案第19号 平成30年度西原村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 8 議案第20号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第21号 平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第22号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第23号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計

補正予算（第2号）について

日程第12 議案第24号 平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、2月28日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）おはようございます。1番議員、堀田です。

本日は、一般質問通告書に従い、2つの質問をさせていただきます。

第1問目、防災士の育成についてであります。

3年前の熊本地震発生時において、それは今まで経験したことのない大変な出来事でありました。役場職員におきましては、みずからも被災者でありながら我が事はさておき、我が家の片づけもすることなく登庁し、被災の状況、情報収集、国・県への連絡調整、避難所の開設運営等、また、消防団においても、被災者の救助、安否確認、二次災害の予防等数々、今、当時を思い起こせば、本当に住民全てが苦勞し、もう二度と経験したくないといった思い出であります。しかしながら、日本は災害列島であります。また、いつ自然災害が起こるかわかりません。現在、全国で消防団のほかに、地域防災リーダーとなるべき防災士の育成と組織化が全国各地で図られております。

そこで、村長にお尋ねしますが、本村西原村において防災士はいるのか。また、いるのであれば、村が把握している範囲で何名の防災士がいるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

堀田議員の防災士育成についてということでございます。

まず、防災士とはでありますけれども、防災士を認証しています特定非営利活動法人の日本防災士機構によりますと、「自助・共助・協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を取得したことを日本防災士機構が認証した人」となっております。

よって、防災士の資格は、民間資格であります。この日本防災士機構は、阪神・淡路大震災の教訓と市民による新しい防災への取り組みを推進し、防災と危機管理に寄与することを目的に、平成15年に創設された団体であるとお聞きをしております。

現在、全国的に防災士の養成士育成の取り組みが進められ、全国で16万人を超える方が認証されているということでもあります。しかし、防災士の資格はあくまでも民間の資格でありますので、特定の権利が得られる、また、行動が義務づけられるといったこともなく、自発的な防災ボランティアとしての活動となっております。

防災士の資格取得には、研修講座を受講し試験合格、救急救命実技講習を受けた後、防災士の認証登録申請を行い、機構の資格審査を終えて資格の取得となります。資格取得に係る費用は、講座の受講料を含め約6万円ということでもあります。ただし、特別規定があり、警察官巡査部長以上、消防団分団長以上等におきましては、割引があるとお聞きをしております。

現在、熊本県内には、2,000名の方が認証されておられ、議員のお尋ねの西原村には4名の方が資格を持っておられると伺っております。

県では、自主防災組織等で活動されている方や地域防災に貢献したいと考えている方で、防災士の資格を目指す方のために、県主催の地域防災リーダー育成研修「火の国ぼうさい塾」を開催されております。

一方、災害発生時における強力な活動団体として、非常勤特別職の地方公務員である消防団の存在があります。実際、今回の熊本地震においては、みずから被災者であるにもかかわらず、大変活動をしていただきました。

消防団は、地震発生直後の住民の救助活動、そして避難誘導、被害状況の情報収集と的確な情報提供等、地震の被害を最小限にとどめるために多大な貢献を行ってくれました。その後も、避難所運営の協力や集落の復旧作業、不審者対策として巡視活動など、住民の安全・安心のために長期にわたり活動を続けていただきました。

防災士の育成により、避難所等の災害対応において行政と消防団等を一体化した組織の運営は図れないかということですが、議員もおっしゃるとおり、大規模災害の発生時には、役場職員だけでは避難所等の運営には限界があるということでもあります。自助、共助、公助のこの考え方が、やはり基本になると考えております。

役場職員と地元集落の役員の方々を中心に避難所運営を行い、この中で、地域住民リーダーとして防災士の方にそのリーダーシップと見識を発揮していただきたいということも考えております。

災害発生においては、自分の命は自分で守る、地域は地域で守ることが求められております。防災士に期待される役割は、日ごろから災害訓練を受け継ぎ、伝え、災害発生を想定し、計画を立てて、訓練には積極的に参加する、

こうしたリーダーシップを発揮して、周囲の人たちに働きかけることであると言われております。それにはまず、自分の安全は自分で守るのが基本であるというふうに考えております。

西原村としましても、防災士の養成は地域防災向上に有効であると考えておりますので、今後、区長会議とかあるいは消防団の幹部会議、広報などを通じて、防災士の育成講座の参加について呼びかけをするならばなというふうにも思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。前向きなご回答で安心しました。といいますのも、やはり今回の議案で新年度予算にAEDのリース料が各課で計上されており、村内各地の公共機関に配置されるということは大変よいことだと思います。しかしながら、いざというときに操作する人がいないと何もなりません。防災士は先ほど村長が言われましたとおり、いろんな、6つのカリキュラムがありますが、その中で心肺蘇生法、AEDの操作方法、応急処置も習得しており、緊急時には頼りになるし、期待できる存在であると思います。

それと、今、防災士の数も村長言われましたが、防災士も熊本地震の翌年、都道府県の人口比率においてもさまざま、1,000人当たりの人口比で見ると大分県が7.12人と最も高く、次いで愛媛県の6.73人、3番目に石川県の5.4人となります。熊本県は、真ん中より下の31番目の0.86人と半分以下でありました。最近では、県内においても防災士の役割が見直され、各自自治体で防災士の養成が行われております。今回隣町の益城町においても、現在開会中の新年度一般会計予算において、防災士になるための勉強ができる益城防災塾の業務委託料が上程されております。本村においても、先ほど村長が前向きに検討されるということですので、ぜひ必要ではないかと思っておりますので、今後また近隣町村、また、そういうところ、また、執行部において検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。もう答え出ておりますが。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私どもの村には西原村消防団という高い評価をいただいた消防団がおります。これは国・県全てのところから評価をいただいております。また、全国の消防団関係等の講演等にも前馬場団長、現の小城団長も参加されておるといことでありますので、議員が申されますように、防災士がいなくてもいれば助かるということも十分承知はしております。ただ、その災害現場において誰がリーダーシップをとるのか、防災士がとるのか、消防団がとるのか、今の状況を見れば消防団と地元の区長さんを初めとする地域の方々のこのコミュニティーがしっかりとれておるとい状況でありますので、そこに余り、防災士のことを悪く言うわけじゃございませんけれども、そこら辺に行って余りお互いが譲り合うようなことになったら最悪でございます。

ますので、そこら辺も検討しながら進めなくちゃいけないなというふうに思っております。

そういったことでございますので、取っていただく方にはぜひとも受講していただきたいというふうに思っています。まず、質問されました堀田議員には、まず手本を見せて防災士の資格を取っていただければありがたいと。そして、防災士がどのようなものかということも教えていただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）まとめます。

私も、正直今、大分県の防災士育成講座の講師としてもう一回、何回も出ておりますが、先ほど言われましたとおり、リーダーが災害現場で多いと今度まとまらない。しかしながら、この防災士の資格というのは本当に難関です。その地域で費用もかかる。先ほども村長の答弁で、消防団OBについては特別なちょっと助成があるというようなお話でしたので、できればこの消防団のOB会が今ありますが、OB会みたいな人たちは消防団のことも理解できているし、そういう人たちに受講の場を与えて地域のリーダーとなり、今、発災型対応防災訓練というのが西原村も注目されておりますが、そういう中でも一緒に参加して行動する。そうすれば、お互いリーダーができて、行政のリーダーとなるべきところは行政、地域、先ほど村長が言われました自助、共助の部分まではその地域の消防団と防災士、あと防災士もできればその消防OBみたいな人が理解できるかと思っておりますが、そういう人たちに働く役目を与えればいいんじゃないかと思っております。ということで終わりたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）ご指摘ありがとうございます。今この防災士の資格を取るのに助成している団体、自治体と申しますか、日本防災機構の調べにおきますと県下45の市町村で、町では3町、市では5市、合計8市と町が補助するというのでありますので、そこら辺も少し勘案しながら今後進めていくなればなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）まとめを終わりましたので、回答ももらいましたので、次移りますか。

○1番議員（堀田直孝君）続きまして、第2問目ですけれども、先進医療の補助制度について質問いたします。

最近のテレビコマーシャルで、もしも自分ががんになったらどうするという問いかけに、奥さんが、もしもじゃなく、今は日本人の2人にはがんにかかるよというCMを見て、なるほどと思いました。最近、がんなどを公表した芸能人、有名人では、2月19日に堀ちえみさんが口腔がんを、12日は競泳の池江選手が白血病を公表し、どちらのニュースも国民に大きな衝撃を与え

ました。また、11日には歌手の野口五郎さんが昨年度末に食道がんの手術を受けていたことを明かし、9日には女優八千草薫さんががんの手術を受け、現在も闘病中であるということを発表するなど、現在日本人の死因第1位ががんであり、誰もがかかる病気であることが実感できるような時代になったのではないかと思います。

そこで、新年度の予算書の中で、保健衛生費の委託料に住民健診委託料に944万4,000円、大腸がん検診委託料に99万4,000円、女性がん施設検診委託料に22万5,000円が計上されておりますが、これらの村内で行われているがん検診の実績、例えばがんの発見率は何%なのか、わかればお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）2問目でございます。お答えいたします。

先ほど議員が申されましたように、日本人に2人に1人はがんと言われるこのがんでありますけれども、健康保険のきかない粒子線治療等先進医療に對しまして、他県においては、問題とちょっと違いますが質問とは。

○1番議員（堀田直孝君）違います、次にしたいと思います。

○村長（日置和彦君）では、がんの発見者は4名、昨年度、平成30年度は。受診率は、これ民間で個人で受けている方もおられますので、全体的にはわかりません、実際にはわかりません。あとは、そういったことでございます。そして、今年度からは先ほど言われましたように、前立腺がんも検診の中身に入れていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）はい、2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。この4名、すごいことなんです。発見できて、早期発見で治療ができていれば。大体、私が担当しておったときに、1つのがんが発見されて治療するまで健康保険で約600万円から700万円かかると言われておりました。やはり、がんと言われると不治の病と言われておりましたが、早期発見ではお金を使えば治るということで、4名の方が早期発見できていれば、2,800万円から3,000万円の効果はあったのかなということです。

実は、私ごとではあります、ちょうど1年前の人間ドックで、私も前立腺がんが発見され、精密検査でがんと宣告されたときのショックは何とも言えないものでした。治療において、病院からは摘出手術を進められましたが、自分なりにいろいろ調べると治療の方法も手術での摘出、放射線治療、ホルモン治療、抗がん剤治療等がある中で、自分は、先ほど村長がちょっと言われました先進医療の陽子線治療を選択し、約1カ月間の治療で回復しまして現在に至っております。

普通の治療は、先ほど言いました高額であっても健康保険が使えて高額認

定を受ければ、ある程度の出費で治療を受けることができますが、私が受けた先進医療の粒子線治療は健康保険の適用ができず、実費の約300万円の負担をすることになり、生命保険の医療特約に加入している人か高額所得者でないと治療が受けないことを知りました。

治療に来ている患者さんは、高齢の方々というイメージがありがちでした。しかし、冒頭に申しましたとおり、2人に1人はがんになる時代で、中には若い子どもさんが治療に来られておりました。小学生や中学生は、まだ生命保険に加入している人は多分いないだろうと、学資保険は加入していてもですね。ないだろうし、ここに来ている子どもは、子どものために親はどれだけ借金したのだろうか、子どものためなら幾ら借金しても治療を受けさせたいのが親だよとか心配し、このようなケースに何らかの支援制度はないものか。

たまたま自分は鹿児島県の指宿市に滞在して治療しておりました。指宿市役所が近くにありましたものですから、そこに行って、鹿児島県の指宿市では調べましたら、そういう高額の実費に対しまして、貸し付けや利子補給の助成制度がありました。他県でも、群馬、長野、静岡、愛知、佐賀県などで、貸し付け、利子補給、一部助成等の治療の助成が行われております。

そこで、本村においてもこのような助成ができないものかと思い、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） うちの本村におきましては、子ども医療費ということで中学3年生まで無料ということもさせていただいております。

ただ、医療費の補助とか中には利子の補助とかいろいろございますけれども、九州でしておるのが福岡、佐賀、鹿児島3県という。熊本県では医療費に対しての助成も利子の補助も今のところはあっておりません。ただ、そういったことで先ほど申されましたように、約300万円ほどかかるという高額でございますので、中には保険にかたっている方もおられます。

そういうことで、今のところ、熊本県内にもそういったことはないということですので、本村においてもこれはまだ考えていないということですので、今後、県におきましてもそういった方向で進むことであれば、村のほうも検討しなくちゃならないというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君） 子ども医療費においてはあるから安心かと思うんですけども、これはあくまでも健康保険に適用して一部負担金部分がただで無料であり、多分実費、こういう自由診療も先進医療については子ども医療費の適用ができないんじゃないだろうかとは思います。

そこで、やはり村長が言われましたとおり、各県では取り組んでおりますので、やはりこちら市町村としても、県あたりにそういう助成はないものか

とこちらから要望して、県のほうで助成制度をつくるというのもありじゃなかろうかと思っておりますので、そのあたりも担当課、何かそういう会議がある場でそういう事例を言っていたら、県が助成するような制度をつかって、市町村からの申請というのができればいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）はい、村長。

○村長（日置和彦君）堀田議員さんも前立腺がんですか、されたというお話でございましたけれども、やはりがんにつきましては早期発見、早期治療ということが一番大事じゃなかろうかなというふうに思っております。やはり、そういった予防的な視点から、住民健診の受診を勧めるのがまず先ではなかろうかなと。何もしないでそういったことではなくして、多くの方が受診をしていただく。自分のことは自分で守ると先ほど言いましたように、そういった形でやっていただければなというふうに思っております。何もしないで、受診もしないで、がんにかかったから補助金くれじゃなくして、自分で自分の自己管理をやっていただくことが大事じゃなかろうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）時間はありますけれども、3回使いましたけれども、まだやられるようでしたら続けていただいても結構です。

○1番議員（堀田直孝君）いや、もうまとめでいいです。

○議長（宮田勝則君）まとめますか。まとめてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、村長が言われましたとおり、がんは不治の病じゃありません。早期発見すればすぐ治ります。でもそれには、早期発見でも治療費が要るところなんです、実は。末期の方はもういたし方がないです、受けない人は。ですから、そのためにも、やはり保健衛生課としては早期発見するための受診率の向上というか、そちらを頑張っていただき、また先ほど言ったそういう助成制度の見直しを県のほうに打診していただきたいと思っておりますということでまとめたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）受領番号2番、3番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○3番議員（坂本隆文君）おはようございます。3番議員、坂本です。通告書に出しておりましたとおり、2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目が、仮設住宅ですけれども、こちら2つの質問を別々にさせていただきます。

まず、1問目。仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居に対しての質問です。仮設住宅、みなし住宅の入居期限が7月と迫ってきております。集落再生などの公共工事が完成していないことにより自宅再建ができない方や、入居期限内に家が完成しない、または住宅建設の契約はしている等の理由があれば、

仮設住宅入居期限の延長及びみなし住宅の延長ができる。みなし住宅もそのまま住めるといふふうに聞いております。住民の方は、まず1年間は安心して暮らせるようにはなったかと思えますけれども、集落再生に向けた工事は1年では完成せず、数年にわたります。住居の延長は今後はどうなっていくのかと思っておりますけれども、一年一年で更新できるのかといふふうにも思えますけれども、仮設住宅の縮小による集約が今回初めて行われますが、その方法はどうかと。集約に関する住民説明もあったと聞いておりますが、どんな意見が上がり、その意見に対して対処方法はどのように進めていくのかをお聞かせください。

○議長（宮田勝則君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 坂本議員の質問にお答えします。

仮設住宅及びみなし仮設の入居に対してということで、①の1問目ということでございます。

仮設住宅の供用につきましては、建築基準法第85条の規定によりまして2年というふうに定めております。熊本地震におきましては、平成30年に1回の延長期間が認められました。それにあわせて今回、2回目の1年延長期間が熊本県と国との折衝によりまして認められました。その延長要件は、今、坂本議員が申されましたとおり、公共の工期の関係等自宅再建ができない方と、住宅の請負契約は締結しているけれども、完成が満期まで間に合わないという方のみが認められております。

集約ということもございますけれども、みなし仮設のほうは満了日は入居された契約月からとなるため、4月より順次期間の満了となっております。4月、5月に満了を迎える方については既に熊本県により供用期間の期間延長が決定しております。それは、延長ありが14件、延長なしが18件とのことであります。その方たちに対しましては、決定通知が送付されております。6月、7月に満了分につきましては、2月末の時点で延長の要望ありが20件、延長要望なしが22件受け付けており、未提出が2件ということもございます。そういうことで、その全ての方が、延長ありが38件、なしが40件ですね、合計すれば、ということになっております。

また、6月、7月に延長期間の満了を迎えられる建設型の仮設住宅の供用期間には、満了によります届け出については、12月に面談による受け付けを行いました。延長を希望される方が50世帯、仮設住宅、建設型です。希望されない方が75世帯、未提出の方が2世帯となっております。次回以降の期間延長につきましては、先ほど言いましたように、公共工事の進捗状況及び住宅の建設状況によりますが、延長には国の許可が必要であり、村独自で決定することはできないということでもあります。そのため、公共工事の進捗状況などにより必要な場合には、熊本県に対して本村の状況を説明し、供用期間

の延長に関する国への要望を行っていただくようお願いする予定であります。

そして、仮設住宅の集約につきましては、最大時は307世帯の住居がありました。平成31年2月末現在で、住家の再建や災害住宅の完成によりまして、今現在118世帯になっております。入居率が4割を切りまして38%ほどでございます。空き部屋が目立つ状況となってきております。現在その空き部屋があるということで、住民の孤立化の問題、あるいは防犯上の心配や自治会を今後どうするか、また、入居時からつくられた地域コミュニティーの維持・継続などさまざまな課題が出てきております。これらの課題を解決するために、現在の入居期限である平成31年7月8日をめどに小森仮設団地の集約にご協力いただきたいというふうに考えております。

集約箇所につきましては、今後、村の単独住宅地として活用する木造仮設住宅、いわゆるA棟の隣のB団地にと、集約する場合は考えております。今後仮設住宅の集約につきましては、団地ごとに1月28日から31日までの4日間で、趣旨の目的、大まかな時期、費用負担などの説明会を行っております。その中で、いろんなお話があったということでございます。集約後の自治会の運営や、既存設備に設置した手すりやスロープの移設、駐車場の運用などさまざまな質問、意見をいただいております。

これからも集約に向けて、居住している方々のご意見、要望をお尋ねする必要があるので、今日3月12日から15日の4日間、小森団地地域において個別相談会を実施してまいります。今日からやります。そこでまたお聞きした意見や要望を精査し、検討し、仮設住宅に住居されている方々の負担をできる限り少なくした最善の方法で集約を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）聞き取り調査がまた始まるということで、今まで住まれている住宅の中で困ったことがあるから、その辺で要望がまた上がってくるかと思っておりますので、その辺のことは住民の方々の声に耳を傾けてもらい、進めていってもらったらというふうに思っております。

2つ目の質問を行います。

今回の仮設住宅及びみなし住宅で、期間延長の申し込みをしたけれども、期間延長ができない方はおられるのでしょうか。また、一番心配しているのは、家がなくなって災害公営住宅にも住めないと。住宅ローンを組もうとしたけれども、組めないという方がひょっとしてはいるのではないかと、仕事の年数が足らなかつたりとかいろんな事情で。そういう方の行き場のない人はいなかったのかというのが一番心配されるものでありますし、また、自分でも仮設住宅には住まなくて、家はなくなったけれども、小屋に住んだりとか、そういう人たちもひょっとすればいるとは思いますが、そういう人たちの調査をされているのか、その辺を聞きたいんですけども、お願

いたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）全ての方の聞き取りは終わっておりますということで、中には住家を再建しないと。賃貸住宅を選択される、あるいは高齢者の方で家族と同居されるということで、そういった方、あるいは施設に入りたいという方、そういった方々それぞれおられます。県外に避難された方もおられますけれども、そういった方々に対しても現在再建の意向については、そこら辺が少しまだわからないところがございますけれども、把握をしていきたい。県外の方です、県外におられる方。県外のみなし仮設におられる方あたりはですね。

そういったことで、供用期間満了におきまして届け出を提出された方につきましては、まず、いろんな形で全てのことを把握しておりますので、再建先が不明な方は今のところおられません。そういった方で、先ほど申しましたように、施設に入りたいとか、子どもと一緒に入りたいとか、賃貸住宅にもう入るといふ方が全て提出をしていただいておりますので、行き先がないという方は今のところないということでありまして。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）行き先のない方が1人もおられないというふうなことで、まずは一安心しました。この質問に対してまとめます。

震災後、家をなくして、また小屋をなくされた方もおられますし、家を自分が持っている田畑に建てようとしたら許可がおりない、こんなときにおかしくないかなどの相談を受けたこともありました。しかし、この集落再生が終わり、家を建てられるようになり、住民の方々に、いろいろあって大変だったけれども、最後はこれでよかったと言ってもらえるような取り組みを役場はずっと進めていただけたらと思います。

仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居に対しての質問はこれで終わります。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）最後に一言。今の集落再生ということで宅地耐震化ということで仕事を進めております。それも、宅地耐震化で擁壁をしても家を建てられない方もおられます、中には。だから、そこは後回しでもいいんじゃないかと。家を建てる方のところだけをまず最初に石垣をして建てる状態にしたならば、上に建設もできるということでありまして、できるだけそういうような形で、現場のほうには担当のほうも話をしながら進めておる。だから、あの工事がひとしく全部終わらんと家を建てられんじやなくして、そういった配慮もしながら、できるだけ早く建築ができるように進めていきたいなというふうに思っております。

そのことによって、一日も早く我が家に住めるということにつながります

ので、そういった形でやるならばなど、今そういうことで進めさせていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）次に、2件目移ってください。

○3番議員（坂本隆文君）2つ目の質問です。小学校問題についてです。

今現在、西原村の2つの小学校児童数は、山西小学校が357名、河原小学校の児童数が68名と聞いております。河原小学校は、山西小学校の5分の1以下の児童数となっております。山西小学校は児童数が多く、私たちが小学校のとき、ゆとりのあった校舎もだんだんと増改築が繰り返され、今では迷路のような校舎になっており、このつくりで大丈夫なのか、また、児童数は多くないのか、適正なのかとも思っております。

また一方、河原小学校は児童数が少なく、引っ越しや児童が入らないなどで複式学級になるのではないかと、地域の方々や先生、保護者の方々からも毎年心配の声が上がっております。ことしも児童数が足りないと、フェイスブック等のSNSで生徒募集をみんなに広げてくださと呼びかけもしていましたが、何とか人数は確保できたと聞いております。本来なら2つの小学校に半分ずつの子どもたちが通ってくればそれが一番の理想であると思いますが、それも今までの流れを考えるとそうもいかないと思います。これからの両小学校のことを考えると相当難しいとは思いますが、校区編成を考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。

また、西原村の人口を考えた場合、河原地区の活性化を考えた場合にも、河原地区に村が住宅地をつくり、年齢制限を設けたり、保育園児がいる家庭などを募集して目的を持った住宅地づくりも考えることはできないかというふうに思いますが、村長と教育長のご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）小学校問題ということでございます。

議員ご指摘のとおり、これまでも本村の教育課題の一つとして認識をしていただいた事柄でございます。

河原小学校のこの数年間の児童数の変遷をたどってみますと、通常学級の人数が年々少なくなっております。明らかに減少傾向が見られるということでございます。この人数は、本村の特認校制度を活用した山西校区からの通学者を含めた人数でありまして、先ほど68名と言われましたかね。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○村長（日置和彦君）私が認識しているのは58名でございますけれども、河原は。

○3番議員（坂本隆文君）すみません。

○村長（日置和彦君）そういったことで、年々減ってきておるということで、今年度も実は3、4年生のスタート時の合計人数が15名ということで、法律

で定められた複式学級の上限である人数の16名を切っておりました。そこで今年度は、村独自の取り組みとして、村費負担教師を採用するという事で複式化を回避してまいりました。幸い、次年度の平成31年度は、それぞれ各方面からのご尽力によりまして、全ての学年で単式学級になりました。しかし、2学年を合わせても3、4年生と5、6年生で合計人数が17名でございますので、1名でも減ると複式学級になるという児童数でございます。

これまで、特認校制度によりまして、山西小学校校区から河原小学校に通学する児童に対して補助をするなどによりまして、特段の配慮を行ってまいりました。しかしながら、昨今の少子化も影響していると考えられますが、現状では現在の児童数の維持をするのが精いっぱい、複式学級を十分に回避するほどの児童数の増加が短期間では見込められない状況にあるのは確かであります。

そこで、今後は坂本議員のご提案も視野に入れながら、これまで寄せられたご意見や反省を生かし、現在の措置よりも効果的な方法を模索していきたいというふうに思います。いろいろ配慮や対策を講じておりますけれども、抜本的な複式学級の解消にはつながらず、将来的には議員が申されますように、校区の再編等も検討しなきゃならない時期が来るんではなかろうかなというふうに思います。

住宅づくりと申されましたけれども、住宅づくりにつきましても、補助金等をいただいたときにはこの子どもがいる家庭とか区別をすることができませんので、なかなか厳しいところがございます。河原の団地においてもそうです。今回はそこにたまたまお子さんがおられる方が入居されましたので、河原の複式が解消されておりますけれども、子どもがいる家庭だけを入居させるということではできませんので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）お世話になります。

日ごろから本村の児童・生徒の置かれている状況及び青少年の健全育成に関して気にかけていただいておりますことに感謝を申し上げます。

今回の議員のご質問についてお答えいたしますが、まず、先ほどありました児童数についてですけれども、通常学級の生徒の人数ではなくて、全校の生徒の人数ということでございますか。

○3番議員（坂本隆文君）68名ですか。

○教育長（竹下良一君）はい。これは通常学級だけではないですね。

○3番議員（坂本隆文君）これは学級数、児童生徒数調べというようなもので。

○教育長（竹下良一君）そうですね、失礼しました。それは、通常学級だけではなくて、特別支援学級の数も含めた人数でございます。大変失礼しました。

訂正します。58は通常学級の人数でございます。

まず、ご質問についてお答えいたしますが、私どもの認識に関してです。

先ほど村長答弁にもありましたように、この問題は1つの小学校の問題というよりも西原村全体の問題であるというふうに認識しております。と申しますのも、ここ数年の間に郡内はもとより、県内でも少子化による学校統合が図られております。学校数が激減しています。例えば平成25年度、392校あった小学校は31校減少して361校。182校ありました中学校に至っては7校減って175校というふうに整理統合されてきています。しかも、坂本議員もお聞き及びのことと思えますけれども、学校がなくなった地域は火が消えたようになってしまった、あるいは、スクールバスを利用した通学によって児童・生徒の体力の低下が懸念されるといった問題も出てきています。

このように、1つの学校がなくなる、あるいはなくなるか否かということは、子どもたちの育ちだけではなくて地域の活性化に深く関係する問題であります。

次に、その具体的な対策はどうなっているのかということでございますけれども、基本的には、河原地区の人口をふやすことが一番の解決策だと思います。そのためには、坂本議員が言われますように、移住者のための住宅地を提供していただく等の必要もあるかと思えますが、それにはもちろん地域全体としての移住者を受け入れるという地域の方々の理解も必要になるかと思えます。現在、子どもの祖父母が住む田舎に移住するという孫ターンという言葉もあります。このように、河原に縁のある方々に住んでいただくという地域一丸となった取り組みも必要かなというふうに考えられます。

それと同時に、今進めております特認校制度等を活用し、校区外からの児童をふやすことも教育委員会としては引き続き積極的に取り組んでまいります。そのような取り組みを行った延長線上に、校区の再編成もあるというふうに思っています。

まだ、私どもの取り組みが十分でない可能性もございます。と申しますのも、もう一つの方法としては、現実的な面からの取り組みでございます。新しい教育制度を導入するというふうなことも考えられなくはないのではないかと思っております。といいますのも、子どもたちの能力を高めて教育効果を上げることによって、移住の促進を図れる可能性があるということでございます。

どうということかといいますと、オランダではイエナプランというプランがございます。これは、異年齢の児童が一緒の教室で学ぶという制度です。現在、オランダでは200校ほどあるということです。今、その詳細については県教委のほうにお尋ねしているところでございますが、日本でいうところの複式学級に近いんです。近いといいますのはどういうことかといいますと、複式学級では日本の制度では2つの学年です。ところが、このイエナプラン

というのは3つなんです。3つの学年を一緒にするんです。

今、日本でも少子化対策として先進的に取り組もうとしている、検討している地域がございます。東京、名古屋、広島、そして私立では長野県が今それに取り組もうとしています。オランダにも行って研修をしてきているというところがございます。これは、最年少、年中、最年長という3つの立場を経験すると。それで、学校生活を送るということが最大の強みというふうに言っています。これは、複式学級のよさを逆手にとった教育プランですけれども、こういったことも考えていく必要がございますよね。そういうふうに今、思っています。

また、先ほども述べましたように、いずれの対策にしても私のこのような単なる思いつきというふうに批判されてもしようがないんですけれども、それに対しては丁寧な論議が必要です。場合によっては、地域住民の方々の賛同も必要になります。通常学級の保護者ばかりではなくて、特別支援学級の保護者、あるいは区長会や老人会等のご協力も必要になることが考えられます。特に、住宅地の提供に関しては、非常に慎重で十分な論議が必要になるのではないかと思っています。

そこで、今後は、昨年度発足しましたコミュニティースクールを活用した論議等を、さらにこれに加えて、社会教育委員さん、あるいは教育委員さんの合同会議を開くことも考えて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）この質問をするに当たり、いろいろ調べて、児童数が少ないとどうなるのか、児童数が多いとどうなるのか、メリット・デメリットというものをやはり調べまして、複式学級のいいところというのは、少人数制であります。それで、先生方とのマンツーマンにより近いような勉強方法ができ、わからないところは最後まで教えてくれる。また、違う学年の方たちとも話すことができる。また、いろんなことが先生にすぐ伝わる。先生も目が届くとかそういったことが載っておりました。

やはり人数が多いと同級生が多い、いろんなことにもまれながら自分が強くなる、また、いろんな部活動もできるし、仲間がずっと、一生続く友達というのは小学校、中学校、自分たちもそうなんですけれども、そういうのが一生続く友達ができる。そういったようなメリットもございます。一概にどうすればいいというのはわかりませんが、やはり子どもたちが余りにも少ないと、子どもたちに対してもかわいそうではないかというふうに思っております。

そして、この河原小学校の児童数の問題、複式学級の問題というのは、私たちが小学校ぐらいの30年以上前から皆さんが認識していた問題だと思っておりますが、いまだなお、そこには手をつけられていないというのが現状で

ございます。このまま河原地区の人口が減り、生徒数も減っていくと、小学校の統廃合も今度は考えていくことになるのではないかとこのふうになります。そうすると、また西原村は、学校を建てかえたりとかそういうので大変なふうになると思いますし、また、遠くからの子どもたちが歩いて来られなくなるといういろんな問題がありますので、この河原地区の問題というものは、西原村全体の我々が進めていかなければならない一つではないかと思っておりますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、1つの学校の問題ではないというふうなことをおっしゃっているんだろうと思います。1つの学校の問題が地域の問題であると。つまり、地域が今後どのようになっていくのかというのを私たちがどう捉まえているのかということになると思っています。確かに、将来的には子どもたちの人数が大きく大きく変動する場合には、即座に人数に対応するような検討委員会、学校規模適正委員会等については早急に対応せざるを得ないと思っています。

ところが、例えば今、山西小学校では一番多いクラスが65名。県が進めているのは25から35でございます。そうすると、35人以内だというふうに認識しています。ですから、多過ぎてどうにもならないというふうな感じはありません。ただご指摘のように、校内が大分迷路化しているところも確かにございます。ただ、人数的にはいいのではないかと考えています。

河原小学校については、再来年度、今よりも人数が変わります。ただ、それが一気に30名とか20名等に激減するわけではございません。ですから、その間に私たちがとれるだけの対応策を練っていくと。そうでないと、地域の方々が学校がなくなるのではないかとこの不安感、これを持たれては学校教育に対する信頼がなくなっていくのではないかと懸念しています。ですから、それに関しては、常に保護者等と連携をとりながら検討を重ねるという姿勢で臨んでいきたいと思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。今、教育長が言われましたとおり、学校だけの問題ではないと思います。河原地区のやはり活性化を考えれば、河原地区を活性化すれば子どもたちもふえてくるというふうには私は思っております。

先ほど提案しました宅地開発ですけれども、例えば、西原村が単独でやってもいいのではないかとこのふうにも考えております。西原村が今まで自然にといいですか、人口がふえてきております。それは、不動産会社が手を入れて住みやすいところに住宅を建てて、それが当たって売れているという考えで、それで人口はふえてきておりますけれども、その地区が偏っております。となると、河原地区とかその辺には、そこまで住宅会社と不動産等がな

かなか手を入れませんので、西原村が計画的にそういうものをしていきながら河原の活性化、小学校の活性化、安心して心配しないような児童数の確保、その辺をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろなこと、河原地区のことを心配していただきましてありがとうございます。私どもも、黙って手をこまねいているわけではございませんけれども、なかなか。

この前の20年後の西原村という、夢ということで子どもたちに書いていただきましたけれども、河原地区にコンビニをつくってくれとか、河原地区にもう少し何か遊ぶところをつくってくれないとか、いろんなご意見もございました。ただ、人がいないからコンビニもつくれない、コンビニがあれば人が寄ってくるかもしれないけれども、まずもってこれは企業さんがやることであって、我々がつくるものじゃありませんので、なかなかそこは進められませんけれども、やはり河原地区はもう少し活性化にならんといかん。要は、もう少し人口がふえんといかんと。人口がふえれば子どももふえるだろうということも考えられます。

ということで、先ほどちょっと心配されました統廃合関係は、私どもは今全く考えていないということでありますので、河原小学校にいかにも子どもをふやしていくか。先ほど言いましたように、抜本的な改革は校区の再編が一番よかなかろうかなというふうにも思っております。なかなか人口をふやすにしても、宅地をつくるか、あるいはアパート関係をつくるのか、そういったところで。アパート関係をつくっても、結局子どもがいる家庭が入るわけじゃございません。補助金は出してあります。利子補給を出してありますけれども、これは子どもの少子化対策のために出してありますけれども、やはり家主さんの方は、早く入って家賃をいただかなければできませんので、なかなか厳しいところもございます。

そういったことで、村で宅地をつくることはできないかということでありますけれども、当面いましばらくはちょっと厳しい状況でございます。今は震災対応で精いっぱいでございますので、そういったところも今後やっていく必要があるというふうに思っております。

ただ、先ほど来より話がありますように、複式が果たして悪いのかどうなのかと。デメリットもあるしメリットもあるんじゃないかならうかなと。そして、1人の先生で山西地区は30人の子どもがおる。河原地区は十何人であるということは、子どもに対しても目が届くところもあるし、子どもの学力もおのずとそのことによって伸びはしないかなということも考えられます。ただ、複式というと一般的に余り聞こえがよくございません。ということで複式を解消しようということで、今後いろいろなことを進めていくならばなというふうに思っております。

今年度、平成31年度予算に空き地バンクのことものせております。プロモーションビデオのことも予算化をしております。そういったことで、河原地区のこともそこで少し紹介、宣伝するならばなというふうに思っております。河原のよさをこのプロモーションビデオで流すならばなというふうなことも考えながら進めていきたい。そして、村全体がもとの人口約7,000人を取り戻そうということで進めるならばなというふうに思います。

空き家バンクは、今もうほとんどございませぬ、空き家が。もう古い家はほとんど潰れておりますので、なかなかありませんけれども、空き地はありますので、そういったことを踏まえて、西原村に来たいけれども西原村はどんなところかわからないということがあるので、ビデオをつくるならばというふうに今進めております。ちょっと時間はかかりますけれども、そういった形で進めて、河原地区もそういった形で進めていくなばなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 3回使いましたけれども、時間が余っています。まとめますか。

○3番議員（坂本隆文君） じゃ、まとめます。

日置村長には、小学校・中学校に今回はエアコンをつけていただくということで、大変ありがたいことでもあります。私たちの年齢近くにも子育て世代がたくさんおまして、大変感謝されておりました。また、河原地区のほうにも自分たちの年齢から以下の人たちがたくさん子どもたちがおられまして、やはりその辺の心配の声が、議員で一番自分が、50ですけども若いといひますか、年齢的に一番下だというので相談がありまして、自分が言うのもどうなのかというふうな考えもありましたけれども、西原村全体の考えをやはり進めていかななくてはならないというふうに思っております。

また、西原村に住んでいて、河原地区、山西地区といひますけれども、河原地区が不便とはそこまではよく考えたら思っておりませぬ。熊本市内に行くにしても、例えば山西の小学校ぐらゐからと河原から行ってもそんなにどうでしょうか、時間的には変わりませぬし、逆に近いかもしれませぬ。今、コンビニに行くにしても買い物に行くにしても不便だということは、そこまでは考えなくていいんじゃないかというふうに思っておりますし、その辺を考えると、自分たちが思うよりもいい場所であるというふうに感じておりますので、ぜひこれからも河原地区のほうの小学校の対策と、また、住民の方々を増やすという考えを持って、行政に取り組んでいただけたらというふうに思っております。以上になります。終わります。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午前11時09分）

（午前11時18分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、5番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。通告2件、お伺いをさせていただきます。

昨日は、東日本大震災が起きてちょうど8年ということで、テレビ報道等でも大々的に一日中流れておりましたけれども、我々、熊本大地震もあと一月で3年目となります。3年になりますけれども、西原村のほうも復興も進み、各集落での集落再生も進んでおります。特に被害が大きかった地域も工事に入るようになりまして、住民の方も安心されるのではないかとというふうなことで思っております。

さて今回の質問、震災からもうすぐ3年になるが、保管されている物資等についての活用を考えているかということで、ちょっと質問させていただきます。

震災直後、全国各地よりたくさんの食料や物資等の支援をいただきました。住民各位も大いに助けていただき、心から感謝でいっぱいでした。また、たくさんのボランティアの方にもご支援いただきまして、西原村の復旧も進んだのではないかとありがたく身にしみて、ただただ感謝でいっぱいでした。今もその皆様のお力があって、この西原村の復興が進んでいるんだなというのをありがたく感じております。

今回の質問、震災から3年になりますが、救援物資といただいた製品がトレーニングセンターにまだ保管されています。製品としても古くなり、使えないものも大分あるようです。議員さんのほうにはちょっと写真を配っておりますので、それを見ながら聞いていただければと思っております。

製品としても大変もう古くなっていたり、使えないものも大分あるようございます。使えるものもあると思われませんが、今現在、館内では鳥のすみかとなっているようです。写真を見ていただきますとわかるように、鳥のふんで足の踏み場もない状態であります。製品の上にも同じ状況で、気持ち悪くて長くいられないような館内です。

しかし、支援物資ですので、粗末にすることもできないと思います。このままで置いていても使うことはないと考えますので、使えるものがあればとっておいて、今、全国で震災がありますので、起きたときにそれをまた活用していただくのもいいんじゃないかと思っております。でも、古いものを送ると相手に対して失礼になるんじゃないかと思っております。そういうことで、廃棄できる品物は思い切って廃棄をするというようなことも必要じゃないかと思っておりますので、この救援物資の取り扱いについて行政のほうはどのようなふうにご検討されるのか、まず村長のほうにお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 西口議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1番目でありますけれども、震災からもうすぐ3年になるが、保管されている支援物資についてどのような活用を考えているかという質問でございます。

お尋ねがありました支援物資についてでございますけれども、被災者の生活支援のために物資の提供を各方面からいただいたことにつきまして、まずもって心からお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

震災直後は、村民体育館を支援物資の集積所として活用し、村民体育館を、避難所を中心に被災された住民の方々にお配りをさせていただきました。その後も大量の物資の支援がありましたので、村民体育館の容量の関係もあり、トレーニングセンターを地震災害後、風雨等による被害の応急的な修理をし、物資の保管場所として現在も使用しております。

昨年の夏、この支援物資の状況を再整理して、保存がきかない食料等や使えないものについては処分をいたしました。有効なものは活用すべく保管しているところでございます。昨年の死者が200名を超えた西日本豪雨災害時には、社会福祉協議会を通して愛媛県宇和島市及び西予市の災害ボランティアセンターへ、ビニールシート、スコップ、軍手、タオル等の作業用品を支援物資として提供させていただきました。また、大洲市等の被災地へ職員を直接派遣した際、ビニールシート、ペーパータオル等を持参させて活用させていただきました。

現在、支援物資を保管しておりますトレーニングセンターにつきましては、震災による破損等も含め、傷みが予想以上に進み、破損した場所から、今、議員が申されましたようにハトが侵入している状況にもなっております。中に保管されている支援物資につきましても、侵入したハトのふんによる衛生上の問題もあり、使用できなくなることも予想されますので、この点につきましては、本来ならばもう少し早く修理をすべきところでありまして、今後早急に終了したいというふうに思っております。ハトが入ってくるころは、空気の換気孔とか、ああいった狭いところから、よくぞ見つけて入るなというところから入っているような状況でもございます。

保管している支援物資の今後の活用につきましては、いろんな大規模災害等により援助が必要な場合は、西原村の住民の方々はもちろんでありますけれども、ほかの地方の被災地、被災者に対しても、熊本県の折に多方面から支援をいただいたように、西原村としても物資の支援、援助を行っていきたくと考えております。

そのため、保管中の物資を再調査し、保管に耐えるものとそうでないもの、今後使用の予定のないもの、活用できるもの等に仕分けをして、災害援助物資として今後も保管していくならばなど。せっかくいただいたものでござい

ます、大事なものでございますので、利用できるものは保管していきたいというふうに考えております。

なお、現在、震災対応で利用しているプレハブ等を今後、保管倉庫として活用することも考えております。これは萌の里のプレハブとかをそこに入れるならばということも考えております。

トレーニングセンターの今後の活用につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）活用できるものと活用できないもの、早くえり分けをされて、萌の里の跡の施設がありますので、それに入れていただいて、トレーニングセンターを早くあけていただきたいと思っております。担当の方はよろしく願いいたします。

次に、トレーニングセンターの利用についてちょっと伺います。

現在の状況では、先ほど申しましたように鳥のすみかのような状態になっておりますけれども、建物はひどく傷んでおります。外壁は応急修理でベニヤ板を張り、相当な枚数が張ってあります。見ているだけでも、台風が来たときどうなのかなというような思いで見えております。

また屋根のほうも、館内へ入って見ておりますと結構光が入っております。雨漏りがしているんじゃないかなと思っております。このままの状態では、救援物資を移動した後も危険で使えるのかなという思いでございます。多分使えないだろうと、今の状態では使えないだろうと思っております。

どうするかというと、行政にお伺いすると、解体となると四、五千万円かかるというふうなことでございます。また、建物のくいを抜くと、またそれに700万円ぐらい別に要るんじゃないかというようなことで、5,000万円か6,000万円の間になるんじゃないかと思っておりますけれども、トレーニングセンターの取り扱い、まずどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）西口議員におかれましては、日ごろより学校教育はもとより、社会教育に関しても気にかけていただいております。そのご配慮に改めて感謝を申し上げます。

質問の内容についてでございますけれども、先ほど村長から説明がありましたが、以前に村長のほうからトレセンの様子を見てほしいということで見てまいりました。その結果、西口議員ご指摘のように、外観数カ所の壁に破損が見られまして、その部分からハトがどうも出入りしている様子が見られます。内部はハトのふんがいっぱいありますし、天井が落下しましたので照明施設等も今ついていない状況でございます。

このトレーニングセンターは、昭和57年に農村定住促進対策事業で1億5,000万円ぐらいのお金をかけてつくったものです。現在36年目になっています。平成6年に改修を3,000万円ぐらいかけてしているんですけども、鉄骨自体が、私の認識では34年が限度であるというふうに聞いています。ですから、この方向でまいりますと取り壊しということになるのではないかと、いうふうに話しているんですけども、中に、ご指摘のように大事なものも入っています。特に震災の後、地域の方々からの温かいご支援などが入っておりますので、容易に取り壊してすぐ処分するというようなことも考えられません。

ですから、今後は支援物資の分別や保存の場所を確保する場所が必要です。そのため、環境改善をするということ、環境改善はどういうことかと言いますと、ハトの出入りがなくなるようにする必要があるのではないかと、いうふうに思っています。その後の利用についてはまだ未定でございますが、ただ、調べてみますと、岩手県ではバレーボールの専用コートとして整備して成功した例もございます。ただ、それには非常に多額の投資が必要になります。このような施設で採算ベースに乗せることができるのか、非常に厳しいという思いが私の中でも先行しております。現在悩んでいる状況でございます。

村長からもお話がありましたように、現在は震災後の宅地復旧等の工事に全力を注ぐ時期であると思っております。ですから、トレーニングセンターのさらなる利活用については早急な対応はできかねるとは思います。思いますけれども、そのあり方については引き続き西口議員の提案も踏まえながら、今後検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしく願います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）今月の9日は中学校の卒業式、子どもたちの素直な上に動作もとてもよく、きびきびとした行動で大変感動して見ておりました。また昨年の運動会の際においても、今の卒業した3年生を中心に、どこよりも立派な運動会をやってくれておりました。本当に、感動が続きでございました。やはりこの生徒たちのクラブ活動の施設、スポーツの場として、この体育館を潰すのではなく大改造、壁を外してネットを張って使用するならばというふうな方向性がいんじゃないかなと思っております。

潰すにも5,000万円か6,000万円かかります。それよりも、今ある建物を残して、強度の検査を行い、補強できるところは補強して、施設として変えていくなればという思いがあります。

今、スポーツ面においても西原村は盛んでございます。施設として使うならば、野球選手のピッチングとかバッティングセンターとしても使えますし、テニスコートとしても使えます、あの広さだったら。また、テニス、野球、ソフトクラブ、また小学生においては学童クラブもございますので、あの中

で十分に練習できるスペースでございます。建物全体を外してしましまして、玄関の戸も外して、トイレも全部潰してしまします。トイレは外にありますのでそれを活用しながらやれば、よその町にないすばらしい施設ができるんじゃないか、よそから視察に来られるような施設ができるんじゃないかなど私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。ちょっと村長、お話を。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、議員のほうからいろんなご提案がございました。実は私も、総合体育館建設ということで進めるということで段取りをしておりました。地震がなかったらもう建設ができているんじゃないかなというふうな思いしておりますけれども、しかしながら、いずれにしましても用地も取得しておりますので、仮設住宅等が退去なされた後は、そういった方向も今後考えていかなくちやならないんでなかろうかなというふうに思います。

ただ単なる体育館じゃなくして、地域防災拠点整備ということで防災に関する施設をつくるならばなど、いましばらくはできませんけれども、そういった方向で思います。最初の体育館建設に着手したときに、あのトレセンはどうするかということで、いろんな考えを持っておりました。まさしく私の考えは、今、西口委員から言われたとおりでございます。学童野球の雨天練習場とか、あるいはキャッチボール、トスバッティングとか、あるいは当時はまだゲートボールもございましたのでゲートボールをしたりとか、お年寄りが。あるいはテニスの練習場とか、いろんなことをするならばということで、よければ床を外してクレーコートにしてするならばなどということも当時は考えておりました。

今、西口議員が申されましたように、そういった形で利用すればいいんじゃないかなというふうに思っております。それには、それなりの経費がかかりますけれども、子どもたちも中学生も利用するところでありますので、安全面をまず考えながら、そういった対策を講じるならばなどというふうな思いもございます。

そういったことでございますので、まずは、今の物資を入れておりますので、それをまず萌の里のプレハブを借りてきて、そこに入るならば入れたい。ハトが出入りをしないならば、もう少しあのトレセンで物資を保存しておくならばなどというふうに思っております。その物資も災害があったときには、できるだけ支援物資としてうちの村のほうから提供するならばなどというふうに思っております。トレセンについては今述べましたようなことで、今すぐはどうかのこうのできませんけれども、そういった方向性でいくならばなどというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目しましたけれども、続けますか。

○5番議員（西口義充君）今の村長の答弁、ありがたくお受けいたします。本当に施設を潰してしまえばそれでしまいですけれども、やはり残せるものは

残して、同じお金を使うならいい方向へ残していただきたいというふうに思っております。非常に体力づくりにおいても、子どもたちのためになるんじゃないかなと思いますし、今、大人の方もテニスをされたり、いろんなスポーツをされておりますので、昼間はそちらのほうに使っていただくというような施設に変わってくれば、本当にありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第1問の通告はこれで終わらせていただきます。

次に、村の土地利用計画と村づくりについて質問をさせていただきます。

西原村の村の発展におきましては、村の豊かな環境を保全しつつ、良好な住環境をつくり出しながら村民の健康増進を図り、1人でも多くの雇用創出を実現するための土地利用計画が必要であると考えております。その上で、村民の所得向上とともに、財政の安定を目指す思い切った人口増計画、商業施設、コミュニティバスを使った総合的、一体的な計画を進めていくことを切望しております。この点に今、村ではどのように村の発展を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）村の土地利用計画と村づくりについてということでございます。

問題の1問目であるかと思いき、総合計画のアンケート結果をどのように考えているかということでございます。

お答えする前に、本年度実施しました総合計画のアンケート調査の概要について、少しだけ述べさせていただきますと思います。現在、平成25年に策定いたしました第5次西原村総合計画の基本構想及び前期基本計画に基づきまして、村づくりを推進しております。5年間の前期基本計画が本年度末で終了するに当たりまして、次年度から5年間の後期基本計画の策定作業を行っております。後期計画の策定に当たり、今回、住民アンケート調査を実施しました。このアンケートは、これまでの総合計画に基づく村づくりに対し、住民の皆様の意見を把握し、後期基本計画策定の参考資料とするために実施をいたしました。

調査の対象は、本村に居住する20歳以上の住民の方々を無造作に抽出し、郵送による送付、回答による調査方法により、平成30年7月下旬から8月中旬にかけて実施をしております。回収状況は、配布数1,000票に対し、有効集票は433票ということで、回答率は43.3%でありました。今回実施した住民アンケート調査の回答につきまして、前回の平成25年8月に実施した住民アンケートとの変化等を把握するため、設問については同じとしております。また、平成28年熊本地震被災に関連した質問も設けております。

アンケート結果については、全てこの場で説明することは時間の関係上で

きませんが、特徴的な事項について着目いたしますと、本村への愛着度や定住意向は前回の結果とほぼ同じであります。地震による自宅等の被災程度の大きい回答者の方の愛着度が高い結果としてあらわれております。一方、本村に住み続けたくない理由の上位には、日常の買い物が不便との意見がありました。

この質問の総合計画のアンケート結果をどのように考えているかについてでございますが、本アンケートの個別施策分野の回答結果、満足度や重要度に関する回答結果を前期基本計画からの課題として捉えております。本アンケートの結果は、各種関係団体等からの意見も踏まえ、平成31年度からの5カ年の後期基本計画における基本方針及び重要な取り組み施策に盛り込み、個別項目の施策事業に反映したいというふうに思っております。そのアンケートを見ながら、後期もつくっていききたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）1,000人に対して43%回答していると、本当にちょっと少ないと今思いましたけれども、やはりその中で我々住民が気になるのが、買い物に不便であるというようなことが一番じゃないかなと思っております。

小学生の生徒による20年後の西原村の発表においても、買い物利便性を求めた住みよい環境をやはり求めていることが発表されておりました。また体力づくり、交流の場の提供を求めているとも書いておりますけれども、この体力づくり向上の場というのは、この2件につきましては、今後進めていく防災センター、総合体育館の拠点づくりにはまりますので、この辺についてはぜひ子どもたちの思いに伝わることができるんじゃないかなと思っております。

熊本県で今、人口増が続いております合志市について、ちょっとお話をさせていただきます。この合志市に私の知り合いで、県の住宅公社におりましたけれども、市長の引き抜きで今企画課のほうにおいて非常に頑張っておりますので、ちょっとお話しさせていただくならば、今、合志市のほうでは、集落内にいろんな分譲地ができております。民間業者による開発であります。その中で、住宅開発をする中で、この震災後にどうしてこんなに若い者が来るんだろうかと。ほとんど子ども連れの若い夫婦の入居者ばかりです。私の知り合いも、5人中5人とも小さい子どもの夫婦で建てております。昨年12月に行ってきましたけれども、本当に地域的には平地ではありますけれども、こんな奥地までよく家ができてきたというのが私が持っているイメージでした。

今、合志市においてはアンビー熊本ができておりますけれども、ここは地権者による話し合いで、企業にお願いし、開発し、個人でお金を出すという

のは大変でございますので、開発費を企業に与えて残りの分で自分たちで道を駅みたいにしてつくって、今営業されております。その残りに、空いた土地を今度は商業施設として、今どんどんと建物、また住宅等が建っておりますけれども、すごく広い敷地にいろんなものができております。

これも行政の計画の中でどんどんやっていければ済むのかなというような思いで見えておりましたけれども、合志市の重点土地利用区域と拠点づくりということで、配地を6地区を定めておりました。この中で人口増の計画、そしてこの指定区域には、各地区の委員長さんを決めて住民との話を進めて、そこで住民の理解を得た上で、今、開発を進められていることで、6地区指定してありますけれども、それも全部理解を得て、今民間の業者が入って進めているというようなことでございます。

また、この仕組みをつくることで、コミュニティバスを巡回する交通の便も考えた施策をやっておりまして、これも昨年、南利君と、企画課長のときに2人を呼びましたけれども、コミュニティバスも回す計画もしておりますよというようなお話でしたけれども、ことしの2月27日の新聞に、コミュニティバス東西線、あすから実証運行という、えらい早いなと思ひましてびっくりしておりましたけれども、ほかにもコミュニティバスが回る巡回コースは幾つも計画して、今実行されているというようなことでございます。

やはり指定地域、西原村も開発するには、過疎化もありますけれども、今度は被災された地域もでございます。そういうところも人口増計画を進めていかなければいけないんじゃないかなと思っております。そういう指定地域をつくった開発構想も、我々西原村でも持っていてもいいんじゃないかなという思いでございます。また、やはり子どもたちが一番、西原村全体が求めています商業地、買い物ができる場所、これも核とした、そういう全体的な構想を今からどんどん推し進めていって、西原村の発展につなげていただくなればと思っております。

西原村は空港にも近く、今度はJRが空港まで、何年かかるかわかりませんが、ますます電車が来ることによって西原村は魅力がある村になるんじゃないかなと思っております。それを逃す必要はないと思います。これを活用して西原村の発展を考えていってもらうならば、ますます西原村がすばらしい村になるんじゃないかなと思っておりますし、人口増はできるんじゃないかなと思っております。

私は、西原村は本当に環境が、市内の方から見れば西原村はすばらしいです。ねといつも言われます。やはり我々は地元におりますので、そんなにわからないんですけれども、市内の方から見れば西原村は住んでみたいというのがたくさんおられます。そういうことで、西原村にそういう拠点づくりを計画してもらいたいと思っております。

また、阿蘇のほうもどんどん過疎化となっておりますので、阿蘇の若い人

も下におりてしまいます。そういうことで、西原村辺のでそういう若い者を食いとめることができないのかなという私も思いがありまして、西原村に住んだら交通の便もいいし、若い者も住みやすい環境になるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺も含めていかがでしょうか、村長。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）質問事項の中身と若干違うようでありますけれども、合志市の話をされましたけれども、合志市はもうご案内とおり人口5万数千人ということで、かなり人口が増えております。なぜ増えるのか。やはりこれは、増えればお店ができる、お店ができれば増えると、お互いが相まって人口が増えているんじゃないかなというふうに思っております。

西原村に商業地をつくるということでありましてけれども、やはり郊外型のショッピングとのことで、熊本市を中心として周りにそういった大型商業施設が今できております。今ごろ市内に行けば、駐車場問題とかいろんな問題がございますので、ちょっと行けば郊外に何でもそろそろようなショッピングができております。西原村にそういったことができ、20年後の子どもの夢には、そういったものを書いてございました。

ただ、そこに造っても、業者が来てくれるかなと。それだけの利用する人がおらない限りは業者がなかなか来てくれませんので、やはり人口をふやすのがまず先ではなかろうかなというふうに思っております。来ても建設費用がかかりますので、その費用対効果とかいろんなことを計算すれば、なかなかその大型ショッピングというのは難しいところもあるんじゃないかなというふうに思います。今2つほどありますけれども、やはり大津町・菊陽町あたりの店、私も全部見ると、西原村はちょっとまばらなお客さんだなどというふうに思っております。そういうことで、商業地をつくる前に、私は人口を増やす方向が先じゃなかろうかなというふうに思っております。店が来れば人口も増えるということでありまして、その店をつくる業者の方が来てくれるかなというふうな懸念をしております。

西原村は良い所、良い所と周りからももちろん言われます。私も何回も聞きます。なぜいいかと、この自然とごみごみした住宅がない、この自然と空気がおいしいとか、熊本市に近いとか、いろんな交通便とか自然環境がいいから西原村はいいと言われておりますので、あんまり大きい商店が来て車がごみごみするよりも、今の状況でしたほうが、外から見れば西原村は良い所と言われるんじゃないかなと。それが町のような形になれば、西原村じゃなくてもいいということになりかねないと思っておりますので、そこら辺をいろいろな角度から検討しながら進めていけたらなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）私のちょっと考えなんですけれども、やはり別々に

考えたらなかなか進まない。これ一緒に考えていけば、商業地とまず周りに人口増計画と、あと交通網の一体で考えていかないと開発は難しいよと、私の先輩が、光の森を開発しました先輩です。その先輩の後を引き継いで合志市に行ったのが坂本といいます、その後は開発に携わって今どんどん変えておりますので、別々に考えるんじゃなくて一緒に考えてやっていかないと難しいというようなことでもございました。私もそうだろうと思います。1個ずつだったらちょっとこれからの西原村の開発は難しいかなと思っています。

西原村は7,000人弱ですけれども、工業団地等、周りに従業員もおられます。2,000名弱だかそれ近くいるんじゃないかなと思いますけれども、それに1万人だったらいいよというような計画があるというようなことでもございますけれども、やはり進め方によってはできるよというようなお話でございます。そこら辺の大型スーパーじゃなくていいと思うんです。ファミリーマートみたいな、あれぐらいの規模でもいいんですけれども、それぐらいだったらできるんじゃないかと思っています。まずは商業地の指定がいただければ、そこら辺の話し合いはさせていただくならばという思いは持っております。

我々が愛する西原村でございます。やはり人がいないと、若い人がいないと西原村に活気がつきませんので、そういう意味において、若い者が来るような村にしていくのも大事じゃないかなと思っていますので、村長よろしくお願ひいたします。これで私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）今の提案に答弁は要りませんか。

○5番議員（西口義充君）答弁いいんですか、村長。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）西口議員のつき合いの方々がいろんなことをしておられるということでありますならば、そういった方も私どもに紹介をしていただき、お話を聞かせていただければなというふうに思っております。

やはり私の村は今のところ農業が基幹産業ということで、この大きい道路はほとんど農振がかぶっておるといふところもございまして、農業を潰していいのか、そういったことも踏まえて検討しなくちゃならないというふうに思います。ショッピングと人口を増やすのを一緒にやらないかというそのアイデアを聞かせていただければというふうに思います。そういうことです。よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○5番議員（西口義充君）じゃ、よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時59分）

(午後 1時00分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第14号、西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 米口三喜男君 登壇 説明)

○教育課長（米口三喜男君）それでは、議案第14号について説明いたします。

議案第14号、西原村いじめ問題対策等連絡協議会等条例の制定について。

西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように制定するものとします。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、いじめ防止対策法（平成25年法律第71号）に基づき、西原村いじめ問題対策連絡協議会等の設置の必要なため、条例を制定する必要があるため。これが議案を提出する理由でございます。

これから先は、皆様にお配りしております別紙西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例案の制定についての概要についてご説明したいと思います。

概要書のほうをごらんください。

条例制定の趣旨でございます。

いじめ問題対策については、これまで西原村学校支援協議会に対して対応してきたところですが、いじめ防止に対する対策を強化するため、いじめ防止対策推進法に規定する専門の協議会、委員会を設置するための条例を制定するという趣旨でございます。

なお、学校の経営方針や学校支援活動の内容等の検討については、西原村学校運営協議会規則に基づく協議会を発足させ、その中で、各学校と保護者、地域の方々と議論を行っているところです。これによって、西原村学校支援協議会設置条例の廃止となります。

主な内容でございます。

(1) 西原村いじめ問題対策連絡協議会の設置、新規です。

いじめ防止等のための取り組みに関する関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整を行う。委員としては20名以内、任期が2年。

(2) 西原村いじめ問題対策委員会の設置、これも新規です。

教育委員会の諮問に応じ、いじめ対策等について調査し、答申すると。委員については20名以内。教育、医療、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者、任期は2年となります。

(3) 西原村いじめ問題に関する再調査委員会の設置、新規になります。

上記調査に再調査が必要なときには再調査委員会を設置することができる。委員については10名以内と。法律、教育、心理等必要な専門知識を有する者。任期、委嘱の日から再調査を完了するまでと。施行期日を平成31年4

月1日施行、同時に、西原村学校支援協議会設置条例の廃止とします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま内容の説明がありました。暫時休憩します。

（午後 1時05分）

（午後 1時07分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

文言について修正がありますので、教育課長より修正の発言を求めます。

○教育課長（米口三喜男君）失礼しました。

議案第14号、西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてについて訂正をお願いしたいと思います。

提案理由、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、西原村いじめ問題対策連絡協議会等の設置が必要なため、条例を制定する必要がある。これが議案を提出する理由である。

それから、概要書についての訂正をさせていただきます。

条例の趣旨でございます。

いじめ防止対策については、これまで西原村学校支援協議会にて対応してきたところでありますが、いじめ防止に対する対策を強化するため、いじめ防止対策推進法に規定する専門の協議会、委員会等を設置するための条例を制定するという趣旨でございます。

以上の分が発言が誤っておりましたので、訂正方よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番中西です。

条例を制定するという点に関しては、何ら思っておりませんが、提案理由の中に、いじめ防止対策推進法というのが平成25年に基づきと書いてありますけれども、今日まで約6年かかっているわけで、それまでは必要だったと解釈していいのか。

それと、もう一つ、これまでは、西原村学校支援協議会にて対応されてきたと書いてありますけれども、ということは、ちょっとレベルが上がってきているいじめ対策、いじめ関連云々が、対応が厳しくなってきたのかなと受け取っていいのかと、もう一つは、今の小学校、中学校いじめ云々の現状を伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）今までは、先ほどありました西原村学校支援協議会設置条例、これが平成26年4月1日施行として施行されております。その

条文の第3条の中に、いじめ防止に関することを調査審議するというような形で取り組んできたところであります。協議会自体は、年3回もしくは4回ほど開催、今までしてきたところであります。

それから、今現在、段階としては、いじめによる不登校とか、そういったのは今のところはない状況であります。以上です。よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）先日の卒業式は、残念ながら体調不良か何かわかりませんけれども、2人の子どもさんが参加できませんでしたし、また、急にこの条例そのものが名前を変えて新しく制定するというふうに聞けば、何かちょっとひどくなっているのかなという心配がございまして。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）補足をさせていただきます。

毎年、子どもたちのいじめ問題については、非常に深刻な事態が起きております。本村の場合、いじめが全くないかということ、そうではありません。いじめは起きています。大なり小なりのいじめというものはあるんですけれども、それを長期間させないとか、早期に解決させるという必要があるということ。

今回なぜこのような改定をさせていただいたのかというのは、先ほど課長が申し上げましたが、3番に書いていますけれども、再調査委員会を設置するというところでございます。

平成25年にいじめ防止対策推進法というのが制定されました。その中に、3年ごとに、中身についてといたしますか、検討を加えるというのがあるんです。特に、内容等が時代によって変わってきます。ですから、それは常に私たちは真摯に対応せんといかんということで、今回改定させていただいたとご理解いただければ幸いです。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

この中で、委員が20名以内というふうになっていますし、また、その委員の中には、教育、医療、そして心理、福祉等の専門の方をということになっておりますが、今回、何名ぐらい大体予定されておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）これはそれぞれの委員ですか。

○9番議員（桂悦朗君）その中で大体何名ぐらいそこに入っているのか。何名ぐらいをそこに充てておられるのか。

○議長（宮田勝則君）今回、協議会、委員会、再調査委員会と3つあります。3つともだそうです。

教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）連絡協議会については15名ほどと思っています。
それから、対策委員については7名と再調査委員については4名。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、15名と7名と4名ということでお聞きしまして、いじめというのは、いろんな問題が今テレビ等でもあります。教育委員会のほうでは、いろんな対策もとっておられるんですが、いつもテレビ等で見ると、いじめに対してどういうことをやってきたのか。実際いつてさっき再調査とかありましたけれども、調査方法とか、そういう問題がいろいろあります。そして、難しい問題がかなり出てきているんです。そして出た答えというのが、いじめはなかったとか、それが後でまたいじめがあったとか、要するに繰り返し何か今全国的にその問題が出ているのは、そういうのが出てきているんですよ。

そこで、委員会の中でも詳しい人、要するに法律に詳しい人、やっぱりそういう人を加えて、きちんとした方向づけをやっておかないと、そういうのに、調査しても、なかなかそこに答えが出てこないという問題が出てきはしないかなというふうに思っております。その点については、何か考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）調査委員の中には、弁護士、あるいは心理カウンセラー、そういった方々を含めた形でメンバー構成を考えておりますので、身内だけと言ったら変かもしれませんが、そういった外部の中立的な意見を求めることになる形になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、弁護士を委員の中に含めているということをお聞きまして、そこは、私たちもそういうのが大事じゃないかなと。今後いろんな問題が出たときに、保護者との問題、学校との問題、いろんな問題がある中で、きちんとした法律上で話ができる人がそこに加わってくれるというのが一番いいのではないかなというふうに思っておりますので、お聞きさせていただきました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、原

案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時19分)

(午後 1時21分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3、議案第15号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村課設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、組織の一部改編を行う必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。これが議案を提出する理由でございます。

ここから、皆さんにお配りをしております西原村課設置条例等の一部を改正する条例案の概要で説明をさせていただきたいと思っております。

条例案の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、熊本地震に係る復旧復興の推進、被災集落等の宅地再生及び公共事業等において、より連携し、総合的かつ機動的に展開していくことが必要となっております。

そのため、組織の一部改編を行う必要があるとございますので、西原村課設置条例の一部を改正し、関係条例の規定の改正を行うというものでございます。

主な内容を申し上げますと、第1条におきまして、西原村課設置条例の一部改正でございますけれども、その中で、条例の第1条、第2条中から「震災復興推進課」、「建設課」の部分を「復興建設課」に改正するものでございます。

それから、第2条におきまして、西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正では、条例第3条中「建設課」の部分を「復興建設課」に改めるというものでございます。

施行期日におきましては、平成31年4月1日としております。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）もう地震から3年、やっぱり本当にばたばたの状況ではなかったかと思えます。今がまた工事もピークになるような状況だと思えますが、今回復興課と統合するということですから、徐々に進んできているのかなとは実感しておりますが、次期にはまた建設課に戻るのではないかと思っております。この復興建設課という名前をあと何年ぐらいで終わりたいと思っておられるのか。どれぐらい復興に関して、期限というのは失礼ですけれども、思っておられるのか、村長のお気持ちを伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）早い時期にという思いはありますけれども、いかんせん、宅地の再生事業、集落再生ということでさせていただいております。予算的には平成29年度の予算もございまして、事故繰りとして平成31年までに完全に終わらなくてならないということと、平成30年度の予算もございまして、業者にも限度があると。職員にも限度があるということで、本来ならば平成31年度で終わりたい気持ちはありますけれども、余りそう無理も申し上げるわけにもまいりませんので、それが終わらん限りは、復興建設課ということでありまして。あと二、三年は最低でもこのままでいかざるを得ないだろうというふうに思います。

また、統合したことも、やはり復興の推進課のほうの仕事もしますけれども、その中にやはり建設課の仕事が間に挟まったりとか、あるいは水道へ入れたりせないかんとかいうことがありますので、やはり事務的に一緒にすれば、そこら辺はうまくいきはせんかなということで、復興建設課という形で、課の設置条例を提案しているわけです。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）関連で、議長、よございますか。

これ、復興建設課になった場合というか、そういうときのことで。

○議長（宮田勝則君）どうぞ。

○8番議員（林田直行君）今、この議案で、復興建設課ということで2つの課が一つになるとなった場合、職員ですね、係がいろいろあると思いますが、人員配置というか、まだここにおいても大分、仕事の量はいっぱいあると思うわけです。課は一緒にして合理的な運営に持っていくということはわかりますが、その中における職員の人たちが、聞けば少しずつ支援でよそから来られておられる方が、もう帰られるというような話聞けば、やっぱり負担が多く、課は一緒になっても仕事は多くなるという可能性もありますので、そこ

のところはどういうふうに、村長、考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）原則として、建設課の職員、復興推進課の職員が一緒になります。今懸念されておられます派遣職員が減っていきはしないかということでございまして、来年から佐賀市、佐賀県あたりからも、支援ができないと、派遣ができないということでもあります。ただ、そのかわりに、今、山鹿市、あるいは相良村、あるいは日南市からも派遣ができるというところがありますので、そう減少することはないだろうと。若干はあるかもしれないけれども、まだうちの職員の中にも、こういった事業で働く職員がおりましたので、その職員もまた復興建設課のほうにやって、平成31年度が最大の山場じゃなかろうかなと思いますので、平成31年度は全力でそのピークを乗り越えなければならないということでもあります。それでも足りないのは足りないです。おる人間で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）できる限りの増員といいますか、対応をよろしくお願いします。

それはそれで、課が一つになって、今の課のおるところは皆プレハブです。やっぱり一緒になったら、何とかちゃんとした部屋というんですか、そういうところで一緒に寄ってせんことには、合理性は出てこんだろうと思いますので、そういう対応はどう考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）部屋は水道係が今入っております、あそこの部屋も余裕がございますので、部屋の割り振りは、後で課長がまたするかと思っておりますけれども、あそこの隣を、水道係の隣に一つの部屋をつかって、そこに今の水道の係と一緒に合わせて両方から入れられるような形で、あそこは改修してあそこに入るという形になると思います。あのプレハブは3月いっぱいということになると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）そういうちゃんとした部屋をつかってやってもらうということで、できれば余裕のあるスペースでつくっていただけるならと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）訂正でしょうか。

村長。

○村長（日置和彦君）今3月と言いましたけれども、若干改修工事がおくれておりますので、5月末ごろにはできるようになっております。ひょっとすると6月まで入るかもしれませんが、できるだけ早くその改修を終えたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案の理由といたしまして、熊本地震によって全壊しました村営住宅河原団地の建替えに伴い、条例を改正する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから、西原村営住宅条例の一部を改正する条例案の概要をお配りしておりますので、これにより説明をさせていただきたいと思っております。

概要のほうをごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、熊本地震によって全壊しました村営住宅河原団地の建替えに伴い、条例改正をする必要があるため、関係条例の整備を行うというものでございます。

主な内容を申し上げますと、河原団地の建替えに伴って建設が2棟4戸ございます。その分の河原団地4戸分につきまして、住宅条例第3条の関係の別表のところに追加をしております。

それから、この改正に伴いまして、別表の中の表記の整理を行っております。

構造につきまして、不動産登記事務取扱手続準則に規定する屋根の区分に即しまして表記を整理するというものでございまして、スレート葺、ガルバリウム鋼板葺等を合わせて「合金メッキ鋼板葺」というふうに表記の統一を行っております。

施行期日につきましては、公布の日としております。

なお、準備行為といたしまして、新条例の別表に規定する村営住宅である河原団地について、入居者の決定その他当該村営住宅を供用するために必要な準備行為は、施行の期日前においても行っていくことができるというものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第17号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明）

○企画商工課長（須藤 博君）議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設。指定管理者、所在地、阿蘇郡西原村大字小森2115番地3、名称及び代表者、株式会社俵山交流館萌の里、代表取締役社長、坂田善昭、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案の理由でございます。

西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

今回の提案は、平成17年に条例制定されました西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、当該施設でございます俵山交流館萌の里の管理につきまして、現

指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了となることから、平成31年度以降の指定管理の候補者を株式会社俵山交流館萌の里として、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定するに当たり、議会の議決を得る必要があることから提案するものです。

当該施設、俵山交流館萌の里は、平成11年4月にオープンし、平成18年度からの指定管理者制度導入により指定管理者による管理を行ってきています。指定管理者制度の初年度に農事組合法人俵山交流館萌の里を指定管理者に指定後、平成20年4月1日の株式会社化に伴い、管理者名、株式会社俵山交流館萌の里への変更を経まして、平成18年度から平成20年度、平成21年度から平成25年度、平成26年度から本年度まで継続して計3回の指定管理者として指定され、施設の維持管理等を実施されております。

この間、株式会社俵山交流館萌の里は、本村の農産物や加工品販売や、イベント等の開催により、当該施設を本村の重要な集客施設として、本村への来訪客の増加や地元農産物等の販売による生産者の収益増に寄与されております。

今回の指定管理者の候補者選定に当たりましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき提出されました管理運営に関する協議関係資料をもとに、指定管理候補者として決定しております。

熊本地震被災により、大切畑大橋の被災による迂回や大切畑ダム被災による農産物等の作付の減少の状況の中、指定管理者候補の株式会社俵山交流館萌の里におかれては、次年度の施設管理運営の事業計画において、今後の新規の取り組み等も計画されており、さらなる集客や売り上げ増加の取り組みを期待するものでございます。

以上が本議案を提案する理由であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）いつも萌の里さんには、交流館で指定されて一生懸命やっておられるので、客の入りを期待しているところでございます。

期待しているといいますのも、この地震があつて、私たち説明を受ける中で、大体半分ぐらいの、今まで景気がよかったころの、売り上げも入りも半分ぐらいだったというようなことで受けております。地震後、大切畑の橋が開通しまして、これからまだ利便性がよくなるので、客入りも多くなるんじゃないかと思っております。

イベントあたりも計画されまして、いろいろと計画されておりますが、この施設が20年ですか、この前、補正あたりでも冷蔵庫だったかな、ああいう入れかえをやったというような件もありますが、建物の状況といいますか、

その施設は、見てどれくらい大丈夫なのかなという、どっちみち修繕のときには、村から改修をしなければならんのですが、大体管理状況というのは、どういう状況か、わかる範囲でよございますので。

○議長（宮田勝則君）林田議員、内容が少しぶれていますがそれでも。

○8番議員（林田直行君）施設の状況、貸すのは、指定するのはいいけれども、施設がどれだけの今状況かというのをちょっと伺いたと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

施設の状況ということでございますが、ご存じのとおり平成11年度に当初新規オープンということで建設されて、その後かなりもう20年以上経過しておりますけれども、現状といたしましては、この前の備品監査のときにも確認をしたんですけれども、厨房関係の設備類、あれが当初から、特に新規の交換等がなかなか行き届いていないということで、不具合が発生しているというのは確認しております。

また、社長のほうにも一応確認はしたんですが、その他いろいろ、ここも、ここもというような相談は受けておりますので、指定管理上リスクの分担表というのがございまして、村で見る分、もしくは指定管理者側が見る分ということで一応協定書上は取り交わしをしておりますが、経年劣化等々につきましましては、本村の施設、村としての維持補修とか修繕とかという部分で対応すべきところは出てくるかと思っております。

また全容として、どこが全部、不具合という点では今社長のほうにお願いして、リストアップをさせていただいているところでございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）やはり、そういうところの事情であるならば、一部は安心しますが、早う言えば、株式会社萌の里さんあたりの計画で大幅な改修というか、そういうところでは、そういう割合でされるかと思いますが、今後は、会社の企画といえますか、考え方がどういうふうになるかで改定あたりもあるかとは思いますが、そこのところは十分企画のほうと検討されまして、昔の入りに近いというか、の状況を、農家の結局は農産物の直販所というか、そういう関係も受けております。その後、観光地の基盤というか起点というか、そういうところでもありますので、そういうところを十分検討されまして、会社のほうにお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）林田君、したいと思えますけれども、していただきたいという答弁。

企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）林田議員のご指摘は当然だと思っておりますので、当然本村といたしましても、指定管理者、株式会社俵山交流館さんと一緒になって、本村の重要な集客施設でございまして、今までと同様に集客

なり売り上げを図れるように連携して取り組んでいきたいと思いをします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第18号、大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結について。

大津南部工業団地の水道分水に関する協定を次のとおり締結したいので議会の議決を求める。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、趣旨。

大津南部工業団地の給水に関しては大津町行政区であるため、給水は大津菊陽水道企業団（以下「丙」という。）において行うのが常であるが、現状において給水は困難であるため、西原村（以下「甲」という。）の水道施設から一時的に行う。なお、分水に関する責任は大津町（以下「乙」という。）が負う。

2、分水の量等。

甲は、日量最大24m³の浄水を乙に分水する。ただし、契約水量を超えた部分の料金は倍額とする。

3、分水の価格。

分水の価格は、西原村中央簡易水道事業給水条例に従い、一時用料金の1m³当たり240円とする。

4、協定の相手方。

乙、熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地。

大津町町長、家入勲。

丙、熊本県菊池郡大津町大字陣内1938番地の1。

大津菊陽水道企業団、企業長、後藤三雄。

5、協定の有効期間。

協定の有効期間は、2024年3月31日までとする。

提案の理由。

大津南部工業団地の水道分水協定の再締結を行うためには、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

先日、村長の提案理由にもありましたように、平成21年6月18日に締結しました分水に関する協定書の有効期限が本年3月31日までとなっております。本年1月31日に大津町長より分水に関する協定書の再締結について、要望書の提出がありました。

現在、西原村中央簡易水道事業の1日当たりの水道事業最大取水量は2,400tでございます。過去5年間の1日平均水量は約1,700tとなっております。このようなことから、現在の西原村中央簡易水道事業の給水能力からして給水可能と判断し、地方自治法第244条の3第3項の規定により追加提案させていただきました。

なお、2枚目には、大津南部工業団地の航空写真をつけております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

議長、先日、説明を受けたときの話のときのしゃべりました道路舗装の件ですけれども、しゃべっていいですか。

○議長（宮田勝則君）認めます。

○4番議員（中西義信君）ありがとうございます。

先日も申し上げましたが、私自身は舗装がいいという意見を言った記憶があります。私自身の考えはです。地域の方々は、交通量の問題等いろいろある方と、やっぱり舗装したほうがいいという方等がおられたのをちょっと聞いたことがある程度で、そんなには気にしていませんでした、地域のみんなでお互いが。しかしながら、こういう協定の再見直しというか、継続ですか、そういった場合に、何げなく、あの後、議論が進みまして、やっぱり、していただけるものならしていただきたいというご意見のほうが多々ありまして、できれば取りまとめてお話を伺いに行きたいと思っておりますので、建設課長になるか村長になるかわかりませんが、要望といたしますか、そこらあたりを、まだまとめてもおりませんが、大体そういうふうになっているみたいですので。

○議長（宮田勝則君）4番議員、中西君、全協の話は全ての地区も知っておる

わけではありませんので。

○4番議員（中西義信君）ご無礼しました。

○議長（宮田勝則君）場所等、その管理がどこであるのか、大津町さんであるという話から言ってもらえなければわからないと思います。

○議長（宮田勝則君）失礼しました。

2枚目の写真にありますところの青い点線は水道管のようですけれども、その途中に、多分未舗装の部分が100mぐらいですか、あります。高本課長が当時のときも1回現場を見ていただいたことが昔ある程度で、それからは、そんなにさわってはおりませんでしたけれども、やっぱり時代が変わりまして舗装を求める声も多い。先日説明会を受けた後、二、三会話をしたんですけれども、やっぱりそちらのほうが多いようです。

それで、取りまとめてまたお邪魔したいと思っていますけれども、地域住民からそういう意見があるということ、要望というか、できれば対応というか、お答えをいただければ助かります。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今中西議員のご質問でございますが、未舗装部分の舗装ということですが、これに関しましては、町村境が、ちょうど未舗装部分につきましては、大津町の行政区でございます。うちのほうに要望書が上げられても、大津町に言うしかないということになっております。一応そういうことで、うちでできる範囲をちょっと超えておるとは思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）勉強不足で申しわけなかったと思っておりますが、これまで、お互い気にしなかった部分が多々あったというのも事実で、ただ、一部には未舗装で困っているという方もちょっとありましたけれども、そんなには議題として上がっておりませんでしたけれども、今後取り上げていきたいと思っておりますので、またご協力方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時00分）

（午後 2時02分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時03分)

(午後 2時18分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第19号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第8号)。

平成30年度西原村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億4,090万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,727万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

6ページ、第2表、繰越明許費でございます。

第2表を読み上げて説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、会計年度任用職員制度導入事業、金額216万円。同じく西原村役場庁舎改修事業2,566万円。木造応急仮設住宅改修事業6,291万4,000円。

項4 選挙費、熊本県議会議員選挙事業50万円。款3 民生費、項3 災害救助費、被災者住宅応急修理事業403万2,000円。款5 農林水産業費、項1 農業費、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業449万3,000円。款7 土木費、項2 道路橋梁費、宅地耐震化推進事業28億1,350万円。款8 消防費、項1 消防費、消防団詰所等再建事業490万円。款9 教育費、項2 小学校費、山西小学校空調設備設置事業3,672万円。同じく河原小学校空調設備設置事業2,883万6,000円。項3 中学校費、西原中学校空調設備設置事業4,212万円。款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業2,786万5,000円。その下になります。同じく過年度農地等災害復旧事業427万6,000円。項2 公共土木施設災害復旧費、過年度道路橋りょう災害復旧事業1億5,200万円。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

変更、事項、震災復興推進課庁車リース料、補正前、期間、平成30年度から平成35年度まで。限度額128万1,000円。補正後でございます。期間、補正前に同じ。限度額129万8,000円。

次に、8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

1、追加、起債の目的、15、緊急防災・減災事業債、限度額1,970万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

その下になります。2、変更、起債の目的、3、公共事業等債、5、緊急防災・減災事業債、7、農林水産業施設災害復旧事業債、11、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債、12、公共土木施設災害復旧事業債、14、宅地耐震化推進事業債、補正前、限度額2,610万円、1,860万円、2,520万円、1,070万円、3,700万円、1億2,900万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

右側に行きまして、補正後、限度額140万円、1,420万円、2,440万円、860万円、5,800万円、13億8,000万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについてご説明します。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段のほうから、款1 村税、項1 村民税、個人・法人合わせて1億2,918万6,000円の増額補正でございます。

その下になります。中段になりますが、項2 固定資産税、目1 固定資産税、3,160万円の増額補正でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地

方交付税6,440万2,000円の減額補正でございます。特別交付税の6,648万8,000円の減額などでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

中ほどから国庫支出金になります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、一番下、目3ですけれども、災害復旧費国庫負担金7,287万4,000円の増額補正、公共土木施設災害復旧費負担金の増額でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、項2国庫補助金のうち目4土木費国庫補助金12億8,484万4,000円の増額補正、宅地耐震化推進事業の社会資本整備総合交付金の増額などでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページの中ほどになります。中段ぐらいになりますが、款15県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金7,764万2,000円の減額補正でございます。熊本地震復興基金交付金の減額などでございます。

19ページをお願いいたします。

19ページの上のほうになりますけれども、款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1,392万9,000円の増額補正、ふるさと納税寄附金等の増額でございます。

20ページをお願いいたします。

20ページ、村債でございます。

款21村債、項1村債、目2公共事業等債2,470万円の減額補正、県事業の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の事業分の減額でございます。

その下になります。目3一般単独事業債1,530万円の増額補正、熊本市消防局庁舎・司令管制システム整備事業の事業分の村負担の増額等でございます。

その下になります。目6災害復旧事業債12億6,910万円の増額補正、道路橋りょう災害復旧事業の事業分の増額及び宅地耐震化推進事業の12億5,100万円の増額等でございます。

21ページからは歳出でございます。

21ページの一番下のほうになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億352万3,000円の増額、公共施設整備基金積立金の増額などでございます。

23ページをお願いします。

中ほどになりますけれども、目15震災対策費7,558万2,000円の減額補正、地方自治法による災害派遣職員関連の減額でございます。

25ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費1,918万7,000円の増額補

正、自立支援給付費等サービス費の増額などがございます。

26ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、目10震災対策費1,014万円の減額補正、地域支え合い事業委託料の減額などがございます。

28ページをお願いいたします。

28ページの下の方になりますけれども、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1,989万9,000円の増額補正、国民健康保険基盤安定繰出金の増額等がございます。

30ページをお願いいたします。

上の方になりますけれども、目7震災対策費1,285万7,000円の減額補正、合併浄化槽設置等補助金の減額などがございます。

次に、32ページをお願いいたします。

32ページの下の方になりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費24億8,550万円の増額補正、宅地耐震化推進事業の増額などがございます。

33ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、項3河川費、目2震災対策費2,738万1,000円の減額補正、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額などがございます。

35ページをお願いいたします。

35ページの下の方になりますけれども、款9教育費、項4社会教育費、目3文化財調査費1,132万8,000円の減額補正、下小森埋蔵文化財発掘調査委託料の減額等がございます。

37ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費1,921万円の増額補正、道路橋りょう災害復旧工事の増額等がございます。

あと、予備費に2億3,537万1,000円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

29ページです。

合併浄化槽費が4分の1減額となっておりますが、これはわからないでもないです。震災がありまして、みんな工務店、ハウスメーカーあたりが今年待ち、2年待ちということで、新築の家がなかなかできないというところで428万円の減額となっているかと思えます。

次のページの合併浄化槽設置補助金、熊本地震についてですけれども、

1,100万円ちょっと減額となっております。震災の二、三年前に家を建てて、新築をして合併設置補助金をもらって震災に遭ったと。そしたら、大体2回目の補助金もらうのは七、八年後かと思いますが、これはもう熊本地震の補助金のほうでできるということですか。

4分の1減額になっておりますが、この件数は何件ぐらいかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの上野議員の質問にお答えいたします。

この年前に合併浄化槽の補助金をもらってしまして、震災を受けた場合に補助金もらえるかということのお尋ねだったと思います、1点は。

それにつきましては、30ページの震災対策費の中の熊本地震に対応する合併浄化槽設置補助金の中から出ささせていただいております。通常分は上の合併浄化槽費というところから出してしております。

それと、ちなみに件数ですが、通常分の合併浄化槽の補助金につきましては、当初予算で見込んでおりましたのが35基です。5人槽から10人槽まで合わせて35基を見込んでおりました。その件数が実質上は27基ということで今回補正を上げさせていただいております。

それと、震災対策費のほうですが、それにつきましては、集落再生との絡みもありまして、当初見込みが100基を見込んでおりました。実際、今年度末までうちが実績を上げているのが75基でございます。その差額分を今回減額させていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）続いて、もう一点お伺いします。

35ページ、委託料です。

下小森埋蔵文化発掘調査委託料についてちょっとお尋ねします。これは、調査は終わったのか。移転地として、弥生時代の土器が出土したということではありますが、もしその調査が終わっておれば、いつごろ造成の発注を行うのか。その辺のところをお伺いします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）下小森の埋蔵文化の発掘調査の委託料なんですが、委託調査の部分については終わっているんですが、発掘物についての調査というのがまだ済んでおりませんので、その分析関係は新年度予算でまた計上させて、ご了解をお願いしたいというような立場なんで、しばらくお待ちいただく形にはなります。

その調査がかかるのが3カ月ぐらいかかるというような状況でありますので、しばらくかかるのかなというふうに、新たに調査費としてはそういった状況です。以上です。

- 議長（宮田勝則君）6番、上野君。
- 6番議員（上野正博君）そうなれば、造成の発注は3カ月、4カ月後ということですね。
- はい、わかりました。
- 議長（宮田勝則君）復興推進課長。
- 震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいまの質問につきましては、教育委員会のほうでこちらの文化財の調査を行っておるわけですけれども、こちらのほうをある程度収束させた段階でということになっておりますけれども、うちのほうとしては、年度内には、ある程度業者を決めさせていただくことしておりますので、年度内には入札を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（宮田勝則君）6番、上野君。
- 6番議員（上野正博君）年度内ということは、もう今月発注ということですか。
- 議長（宮田勝則君）復興推進課長。
- 震災復興推進課長（高本孝嗣君）今月中には終わりたいなというふうに思っておりますので、予定としてはその辺で計画を、復興の会合ではしております。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）ほかに。
- 7番議員、山下一義君。
- 7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。
- 33ページ、目2消防施設費なんですけれども、ここに小型動力ポンプ積載車購入費3台分、これは今回どこに配置されましたか。3,077万5,000円のうちに、440万円差し引いて2,637万5,000円、3台分。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（西山春作君）山下議員の質問にお答えいたします。
- 積載車につきましては、もう既に消防のほうに引き渡しをしておりますけれども、2分団3班、4分団1班、5分団1班のほうに配置をしております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）7番、山下君。
- 7番議員（山下一義君）ということは、大体1台が800万円以上ですか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（西山春作君）補正後の金額が2,637万円ほどとなっておりますけれども、この金額は、先ほど申しあげました消防の積載車購入プラスと、万徳地区につきましては、小型動力ポンプ1台ありますので、その分を除いた分が積載車3台分ということになります。以上です。
- 議長（宮田勝則君）山下君、今のでよございませうか。
- ほかに質疑ございませうか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）文化財の後のお話の中で、本年度中に同時に委託再生の入札があるということですがけれども、今の用地交渉、これは終わっていないと思うんですが、その進め方はどういうふうになっておりますか。話しはまだ済んでいないでしょう。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）用地交渉といたしますか、集落再生につきましては、一応同意は全ての、6集落あるわけですがけれども、そちらのほうについても同意を得たところで、入札あたりも今まで行っております。この下小森地区についても一応同意をいただいておりますので、そちらの開発を進めたところで入札を行うというふうに思っておりますので、順不同かと思えますけれども、そのような形で今工事を進めさせていただいておりますので、一応年度内には発注をするというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）西口君。

○5番議員（西口義充君）もう同意を得て、印鑑を得ておればもう問題ないんですが、ちょっとそこら辺が心配でしたので、問題がなければ結構です、回答は。

○議長（宮田勝則君）問題はありませんかどうかの答弁はしてください。

震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）本来の姿ではございません。それは正直な話でございますけれども、工事の発注につきましては、各集落、先ほども言いましたように、大切畑もしかり、それぞれの同意はいただいておりますけれども、本来は登記関係が終わってからの工事というのが適正な順番かなというふうに思っておりますけれども、その前の設計あたりも全部含んだところ、地質調査あたりもありますので、そちらも並行して進めさせていただくならというふうに思っております。

一応集落内の同意をいただいておりますし、各個人の財産の分についても同意をいただいたところで今進めさせていただいておりますので、ご理解をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）問題はありませんかと言う、問題はありませんと言ってください。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）現時点では問題はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）11ページの村税の法人の件です。

増加と伺っておりますけれども、その中での農業関係の方はふえてきているのかなというのを伺いたいです。

説明を受けたときは228事業者ぐらいあると伺いましたけれども、その中で農業関係の……

○議長（宮田勝則君）農業法人ですね。

○4番議員（中西義信君）そうそう、増えているのかなと思って。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）今の質問にお答えしたいと思います。

先ほど中西議員さんのほうからも228法人あるというふうにありましたけれども、平成29年度課税状況におきましては228法人ございました。平成30年度におきましては、3月末日が年度内ということで、まだ確定をしておりませんが、今の状況の中で、農業関係と思われる法人数ですけれども、7法人ございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）今のでよございますか。

過去の経緯はいいですか。

税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）増加しているかというご質問ですけれども、現時点で前年度からの増加というのをまだ調査しておりませんでしたので、現時点での法人の数ということでいくと7法人ということになります。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）後継者が一番だと思っています。

やっぱり将来の設計を考えた場合、若手には補償等を考えて、安心して後が継げるため等を考えると、法人等にしていって、生活感を与えてほしいという気持ちがありますものですから、少しずつ増えているのを期待しておりました。今後とも増えているのを期待します。

続きまして、30ページの5番ですね。

19の負担金補助金の減額についてですけれども、村は農業が中心だと思っていますから、減額が多いということは、衰退等を心配しているのか、そうではないのかを伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）負担金補助の減額が農業の衰退とつながるかどうかというお尋ねでございます。

主な減額は、一番下の農業次世代人材投資資金ということが一番大きな減額でございます。これは、当初見込んでおりました新規就農するであろうというような3名がちょっと足踏みをしてしまったというところで減額の補正をしておるところでございますので、これについては衰退というようなのは該当しないかなと。

それ以前の種子補助とか苗補助についてですが、これはある程度前年の実績等に若干上乘せして当初予算を計上いたしております。おおむね前年並みというところですが、特に水稻なんかは、その年、その年によって大

大きく変動があります。里芋も若干変動があります。甘藷はほとんど変動がございません。ですので、生産者数とかで言いますと、さほどの変動は見られないというふうに見ております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）高齢者問題がささやかれておりますので、ちょっと心配してしまいました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
暫時休憩します。

（午後 2時58分）

（午後 2時59分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）27ページ、保育園といたしますか、そういう関連でお伺いします。

2つですが、一応委託料あたりが大分、保育士あたりが賃金も減っておりますが、1つは、保育士関係の先生たちはやっぱり少なかったのかなというのと、子育てひろばの委託料が150万円も減額してありますが、どういう意味合いからかなということでお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）林田議員の質問にお答えいたします。

保育士の数関係についてだと思えますけれども、賃金関係が報酬が減額しておりますけれども、まず非常勤職員についてですが、昨年4月に子育てひろばができて、そこに2名ほど移っております。それから、もう一つが短時間労働者に対する適用拡大ということで、これは社会保険関係ですけれども、制度がちょっと改正されて、月額で8万8,000円以上の場合には社会保険加入ということで、そこがちょっと変更になりまして、今非常勤職員の方は8万8,000円以下という形で勤務していただいております。これによって、かなり減額になったというところです。

先ほどありましたように、保育士の募集についても、ハローワークとかにずっと募集を呼びかけてはいるんですけども、現在のところ応募がなかなかないという状況にあります。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

子育てひろばの減額についてでございますが、この中には、初年度ということで改修費のほうも入っております、その部分で改修費が当初よりも安く上がったということで減額になっております。以上です。

- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 4 番議員、中西義信君。
- 4 番議員（中西義信君）今の子育てひろばの件ですけれども、現在の収容能力というんですか、親子連れで来られる場所だと思っておりますけれども、能力というのはどれぐらいあって、実際、現実には今どれぐらい利用されているかはわかりますか。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）収容能力につきましては、まだ検索しておりませんけれども、今現在1日平均で大体五、六組ぐらいの方が来ておられるということで報告を受けております。前の保育園でしたときとそんなに人数的には変わっていないということでございます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 9 番議員、桂悦朗君。
- 9 番議員（桂 悦朗君）9 番、桂です。
- 歳出のほうは26ページの地域支え合い事業委託料ということで600万円マイナスになっておるわけですが、これは県の補助で行われているんですが、この600万円というのは、人数が減ったということで多分600万円の減になっておると思うんです。これは、県からの補助が来年までなのか、それともその後まで、県のほうからの連絡は何かあっていますでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）地域福祉センターにつきましては、現在大体9名の職員の方でやっておられます。一応来年度も予定しておりまして、来年度は大体5名ほどということで、また減ってくると思っております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）9 番議員、桂君。
- 9 番議員（桂 悦朗君）来年までということですが、その後、県のほうからは補助があるのかないかわかりませんが、その後、村としては何か考えておられるのかお聞きしたいと思います。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）県のほうからは、一応来年度までということですが報告は来ておりませんが、その後、終わった後ということですか。
- その場合も、県のほうに来年度以降も要望していくような形になってくるかと思えます。仮設が続く限りは要望していきたいと思っておりますけれども。以上です。
- 議長（宮田勝則君）9 番、桂君。
- 9 番議員（桂 悦朗君）これは要望で出されているわけじゃないですよ。県のほうから、こういうことで補助しますから支援センターを立ち上げてくださいという形ではなかったかなというふうに思います。

村としても、今後災害公営住宅もありますし、その後、ここらあたりいるのではないかなど、まだまだ。そこらあたりを、村としては、県からの補助がなければ、それでやめられるのか、それとも、何らかの形でどこにか、包括センターとか、またそういうところに頼んでいかれるのか、そちらのほうでどういうふうを考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）再来年以降につきましては、予算関係も出てきますので、今から打ち合わせていって、どういった形にするか持っていく形になってくると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）桂君、今のでよごございますか。
暫時休憩します。

（午後 3時07分）

（午後 3時07分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。
副村長。

○副村長（内田安弘君）地域支え合いセンターの継続の話だと思うんですけども、西原村の場合は、かなり自宅再建ということで、仮設住宅の集約等の議論もなっているところですけども、他の町村においては、まだまだかなり多くの仮設住宅が残っていて、ということは、支え合いセンターの必要性もまだあるということですので、県は一律に運用しますので、来年、再来年と仮設住宅がある限り続いていくというふうに思っております。

その後の運用につきましては、やはり被災者の支援をするという意味合いでは、少し内容を変えて支援を見ていただきたいと、これは村のほうからまた県のほうへも、これは要望という形になるかと思いますが、行っていきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）よごございますか。
ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。

議案第19号、平成30年度西原村一般補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第20号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君） それでは、議案第20号につきましてご説明申し上げます。

議案第20号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,962万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,100万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、主な内容につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税201万8,000円、目2退職被保険者国民健康保険税228万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、1月末の調定より収納見込み額を算出しての減でございます。

7ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金4,931万5,000円の減額補正でございます。普通調整交付金4,750万円の減額補正につきましては、かかった医療給付費に対する補助金であり、医療給付費の減額により県の補助金も減額となっております。

特別調整交付金181万5,000円につきましては、補助金の決定によります減額補正でございます。

続きまして、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,999万9,000円の増額補正であります。これにつきましては、一般会計からの繰入金の決定によります増額補正でございます。

款8諸収入、項2雑入、目3雑入329万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成29年度退職者医療給付金等交付金の精算によります増額補正でございます。

次に、主な歳出につきましてご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

真ん中でございますが、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費3,900万円の減額補正、目2 退職被保険者療養給付費740万円の減額補正、目3 一般被保険者療養費50万円の減額補正でございます。これにつきましては、年度内の支払い見込み額によります減額補正をさせていただいております。

款2で、同じく項2 高額療養費、目2 退職被保険者高額療養費60万円の減額補正でございます。これにつきましても、年度内支払い見込みによります減額補正をさせていただいております。

あとは、予備費に1,832万4,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

すみません、最初のページでございますが、第1条の訂正をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,962万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,100万2,000円とするに訂正をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第21号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）それでは、議案第21号につきましてご説明いたします。

議案第21号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,180万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,074万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料607万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、1月末の調定額より収納見込み額を算出しての増額補正でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金99万8,000円の減額補正、同じく国庫支出金、項2国庫補助金326万3,000円の増額補正、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金1,496万4,000円の減額補正、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金669万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、県支出金、すみません、もう一つありました。同じく県支出金の中で、2県補助金25万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、県の補助金申請または補助金の変更申請を行いまして、交付額の決定によります補正でございます。

続きまして、7ページの繰入金でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金884万6,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出見込み額に村の負担率に乘じましての補正でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

真ん中ぐらいですが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費3,600万円の減額補正でございます。これにつきましては、年度内の支払い見込み額によります減額補正をさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費80万円の増額補正でございます。これにつきましては、両方の委託料で短期集中通所サービス型委託料、これにつきましては40万円の減額補正、また負担金におきましては、サービス利用者の増によります120万円の増額補正をさせていただいております。

次に、11ページでございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目5認知症総合支援事業費200万円の減額補正でございます。本年度から認知症の総合支援事業としまして、益城病院のほうに集中支援事業として委託をしております。委託が4月からの実施予定を目指しておりましたが、委託につきましては9

月からということで、時期も送りました関係と、本年度の実績が1名ということでございましたものですから、その不用額につきまして減額補正をさせていただきます。

あとは、予備費に1,702万6,000円の増額補正をさせていただきます。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第22号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）それでは、議案第22号につきましてご説明いたします。

議案第22号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,823万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料688万2,000円の減額補正、目2 普通徴収保険料221万円の増額補正でこ

ございます。2月末の調定によります収納見込み額を算出して補正をしております。

続きまして、款5諸収入、項1受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入63万7,000円の減額補正でございます。健診事業費の減額によります減額補正でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金426万円の減額補正でございます。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費60万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、健診事業の減によります減額補正でございます。

あとは、予備費に44万1,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第23号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第23号につきましてご説明いたします。

議案第23号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億532万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入の予算でございます。

項1 営業収益、目2 その他営業収益、節2 工事申込金133万円の増額補正でございます。2月末の実績に基づき増額するものでございます。

項1 営業外収益、目1 補助金、節1 他会計補助金217万9,000円の減額補正でございます。災害復旧事業債償還繰入金の額の決定に伴う減額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

項1 営業費用、目1 業務費、節13 委託料150万円の減額補正でございます。これにつきましては、震災復旧が完了した後の漏水調査の委託業務を計上しておりましたが、震災復興の完了ができていませんので、実際に漏水調査ができませんでした。そのため減額補正するものでございます。

続きまして、節15 工事請負費500万円の減額補正、これにつきましては、県道堂園小森線道路改良に伴い水道管の埋設を予定しておりましたが、道路工事着手がなかったため減額するものでございます。

目2 災害復旧費、節15 工事請負費300万円の減額補正、これにつきましては、熊本地震に伴う仮設管の管理工事及び突発的な工事に予算を計上しておりましたが、工事執行がなかったため減額するものでございます。

あと、目1 企業債償還金217万8,000円の減額補正、目2 消費税相当額100万円の増額補正、目3 積立金1,001万5,000円の増額補正をしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第24号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第24号につきましてご説明いたします。

議案第24号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）、西原村。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予算額、補正予算額、計の順で説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益1,781万9,000円、300万円、2,081万9,000円、第1項営業収益1,055万1,000円、200万円、1,255万1,000円、第2項営業外収益726万6,000円、100万円、826万6,000円。

続きまして、支出でございます。

第1款水道事業費1,781万9,000円、300万円、2,081万9,000円、第1項営業費用1,596万7,000円、1万円、1,597万7,000円、第4項予備費140万1,000円、299万円、439万1,000円。

平成31年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

平成30年度工業用水道事業会計補正予算（第2号）説明書。

収益的収入及び支出。

まず、収入につきまして、項1営業収益、目1給水収益、節1料金収入、水道使用料金を200万円増額補正、これは工業団地内企業の使用水量の増によるものです。

項2営業外収益、目4雑収入、節1雑収益、企業負担金を100万円増額補正、こちらも工業団地内企業使用水量の増によるものです。

3ページをお願いいたします。

支出でございます。

項1営業費用、目1原水及び浄水費、節2動力費15万円の増額補正、水道

使用量増加によるポンプ動力の増加でございます。

項1 営業費用、目3 総務費、節2 手当15万円の減額補正、項4 予備費、目1 予備費、節1 予備費299万円の増額補正。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時46分 散 会

第 3 号 (3 月 1 4 日)

平成31年第1回西原村議会定例会会議録

平成31年3月14日、平成31年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成31年3月14日（木曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第25号 平成31年度西原村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第26号 平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第27号 平成31年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第28号 平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第29号 平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第30号 平成31年度西原村工業用水道事業会計予算について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第25号、平成31年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、平成31年度西原村一般会計予算。

1枚あけていただきまして、平成31年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億7,462万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

7 ページに、第 2 表、債務負担行為でございます。

表を読み上げて説明をいたします。事項、期間、限度額の順で読み上げます。

L G W A N システム機器リース料。平成31年度から平成36年度まで。616万5,000円。

企画商工課プリンターリース料。平成31年度から平成36年度まで。698万1,000円。

職員パソコンリース料。平成31年度から平成36年度まで。608万1,000円。

風の里キャンプ場自動体外式除細動器（A E D）レンタル料。平成31年度から平成36年度まで。39万1,000円。

構造改善センター自動体外式除細動器（A E D）レンタル料。平成31年度から平成35年度まで。44万5,000円。

山西小学校教職員用ノートパソコン及びサーバーリース料。平成31年度から平成36年度まで。592万1,000円。

河原小学校教職員用ノートパソコン及びサーバーリース料。平成31年度から平成36年度まで。352万円。

西原中学校教職員用ノートパソコン及びサーバーリース料。平成31年度から平成36年度まで。556万1,000円。

西原中学校パソコン教室パソコン機器等リース料。平成31年度から平成36年度まで。1,043万6,000円。

次に、8 ページをお願いいたします。

8 ページ、第 3 表、地方債でございます。

起債の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（宅地耐震化推進事業）、3、緊急防災・減災事業債（熊本市消防局庁舎・司令管制システム整備事業・村負担分）、4、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車購入事業）。

限度額、1 億300万円、3 億6,000万円、4,110万円、2,080万円、4 件で5 億2,490万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明をいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

11 ページをお願いいたします。

上のほうからですけれども、款 1 村税、項 1 村民税、目 1 個人 2 億1,163 万9,000円、目 2 法人6,869万6,000円、村民税合計で 2 億8,033万5,000円、前年度比較いたしまして5,966万3,000円の増となっております。

その下になります。項 2 固定資産税、目 1 固定資産税 4 億1,019万2,000円、

前年度比較で965万6,000円の増額でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページの中段ぐらいになりますけれども、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億3,000万円でございます。前年度比較1,000万円の増となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

中ほどになります。中段ほどになりますけれども、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税19億8,287万8,000円、前年度比較で1,512万2,000円の減でございます。普通交付税14億9,580万円及び特別交付税4億8,707万8,000円でございます。

16ページをお願いいたします。

16ページの中ほどになりますけれども、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億2,744万8,000円、障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

17ページをお願いいたします。

中段になります。項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金4億9,996万4,000円、前年度比較4億8,084万9,000円の増でございます。社会資本整備総合交付金の土木費国庫補助金等でございます。

18ページをお願いいたします。

中段になります。款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億3,680万4,000円、保険基盤安定県負担金、障害者福祉費県負担金等でございます。

19ページをお願いいたします。

19ページの下のほうになりますけれども、項2県補助金、目2衛生費県補助金1億5,118万円、熊本地震の災害廃棄物処理基金補助金等でございます。

20ページをお願いいたします。

目3農林水産業費県補助金1億4,912万円でございます。経営体育成支援事業補助金等の農業費県補助金等でございます。

21ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、目5総務費県補助金2億112万5,000円、熊本地震復興基金交付金等でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

一番上のほうになりますけれども、款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金7,310万8,000円、前年度比較で1億6,099万2,000円の減額となっております。

次に、26ページをお願いいたします。

下段のほうになりますけれども、下のほうになりますが、款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債1億300万円でございます。その下になりますが、

目 2 公共事業等債 3 億6,000万円でございます。村債の計といたしまして 5 億2,490万円で、前年度比較で 3 億3,870万円の増額となっております。

次に、歳出でございます。

27ページをお願いいたします。

まず、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費 7,088万2,000円でございます。

28ページをお願いいたします。

下のほうになります。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 2 億8,021万2,000円で、前年度比較 1,510万8,000円の減でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

34ページの中段になりますけれども、目 7 基金費 1 億4,726万5,000円で、減債基金積立金等で、前年度比較 9,436万8,000円の増でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

中ほどになります。目 9 電子計算費 7,433万6,000円でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、目 15 震災対策費 1 億665万円、地方自治法による災害派遣職員給与等負担金などがございます。

次は、ちょっと飛びまして 51ページをお願いいたします。

51ページの中段になりますけれども、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 4 障害者福祉費 2 億2,176万3,000円、前年度比較 1,073万4,000円の増となっております。

次に、53ページをお願いいたします。

53ページの一番下になりますけれども、目 7 介護保険推進費 1 億798万6,000円、前年度比較 575万円の減となっております。

次に、54ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、目 8 後期高齢者医療費 1 億1,171万2,000円、前年度比較 1,116万1,000円の減額でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1 億4,901万円でございます。児童手当等を計上しております。

その下になります。目 2 児童措置費 2 億4,748万7,000円、前年度比較 2,142万4,000円の増となっております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

中ほど、中段になりますけれども、61ページの中段ぐらいですが、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億604万3,000円でございます。国民健康保険関係繰出金などを計上させていただいております。

次に、63ページをお願いいたします。

中段になります。目 3 環境衛生費 1 億4,452万6,000円、前年度比較 1,509万5,000円の減となっております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

78ページの下段のほうになりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費9億1,000万円、前年度比較7億667万円の増額でございます。宅地耐震化推進事業、被災宅地復旧支援事業交付金等でございます。

次に、80ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億8,816万9,000円、前年度比較1,996万7,000円の増となっております。

次に、飛びまして100ページをお願いいたします。

100ページの中段ぐらいになりますけれども、款9教育費、項4社会教育費、目4震災対策費8,944万9,000円、前年度比較8,691万1,000円の増となっております。熊本地震の文化財保存管理費補助金等でございます。

次に、104ページをお願いいたします。

104ページの中段になりますけれども、款11公債費、項1公債費、目1元金8億5,174万9,000円、前年度比較5,705万4,000円の増となっております。

歳入歳出につきましては以上となっております。主なものについては以上です。

それから、106ページ以降は給与費明細でございます。特別職、一般職の給与費等を掲載しております。

次に、113ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の合計のところですが、平成29年度末現在高61億3,130万8,000円、その右になりますけれども、平成30年度末現在高見込み額93億2,147万6,000円、一番右になりますけれども、平成31年度末現在高見込み額といたしまして89億9,462万7,000円となっております。

あけていただきまして、114ページからは債務負担行為等の調書となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

まず、ページ数は12ページになります。款項の区分は款1村税、項、それからこのたばこ税なんですけれども、市町村たばこ税4,000万円ありますけれども、前年度は4,800万円ぐらいの収入があったと思いますけれども、今回の7月の法改正によりまして、学校、それから病院、庁舎のほうで、一切敷地内での禁煙が義務づけられることになっております。それによりまして、この西原村の庁舎のたばこを吸う人も、やはり20人近くおるかと思いません。

庁舎内で吸われないということは、外に出て吸わなくてはなりません。そうなりますと、やはりお客さんが来たときに遠くまで呼びに行くのか、あるいはちょっと待ってくれと言うのか、そういうふうな対策はどのようにされているのか。あるいはまた、たばこを吸うときの施設を設けるのか。そのような対策は、今後この西原村の庁舎としてどのように考えておられるのか、愛煙家であります西山課長、よろしくお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまの山下議員のご質問に対しましてですけれども、法改正が、健康増進法の改正だったと思いますけれども、施行が本年の7月というふうに考えているところですが、ただいまおっしゃった中で敷地内は全てというような考えがあったように聞こえましたけれども、内容につきましては、敷地内というよりも施設内です。施設内についてはもう厳しいということで、もし喫煙等をする場合は屋外なりでそういうある程度の施設をつくって、それで受動喫煙に対しても対応できるような機械といえますか、吸煙器みたいなものを整備すれば、喫煙についても可能だというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）それでは、この庁舎内の屋内に、敷地内に喫煙室を、たばこを吸うところ設けるということになりますか。庁舎外ですか、庁舎内ですか、それは。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の法改正で、たばこに関しては大変厳しいような、山下議員もたばこを吸われますけれども、基本的には敷地内禁煙、ただし、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所においては喫煙場所を設置することができるというような形で、この庁舎内は、例えばそのどこがあいておるところでもだめということです。外の空いておる所でもだめと。だから、別に作らなくてはならないということでもあります。

たばこというものは、なかなか止めるに止められないのが普通の愛煙家じゃなかろうかなというふうに思っておりますので、やはりその吸うところも、我々職員だけじゃなくして、よそから来られる方、議員さんも含めて、どこかに喫煙場所を設置するならばなというふうに思っております。この建物の、例えば下屋でもできないと。今あそこの裏の入り口で吸っておりますけれども、あそこでもできないということでもありますので、どこにか小さなプレハブでも建ててするならばなというふうに思っております。

まだはっきりと場所とかそういった施設の段取りはできておりません。ただ、7月1日からでありますので、予算が要るとあれば6月にでも議会で予算を組むこともあるかと思っておりますので、そのときはまたどうかよろしく願いいたします。山下議員も吸われますので、山下議員の意向に沿ってしたい

と思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）6月の定例会がありますので、それまでにはお答えされていると思いますので、よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

39ページ、13の委託料、震災支援システム運用サポート費について。それと、セールスフォースライセンス使用料、ボックスライセンス使用料、アップワードライセンス使用料、カスタマーコンパスライセンス使用料についてご質問させていただきます。

前年、29年度、30年度は、支援システムの金額が1,036万8,000円になっております。ことしは129万6,000円に900万円ほど下がっておりますが、その理由をお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）ご質問の金額の減額でございますが、今回、平成31年度当初予算につきましては、29年度、30年度、この間、28年震災以降このシステムを導入してきておりまして、中身の見直しというのをさせていただいてきたところでございます。

結論から申しますと、震災支援システム運用サポート料の減額につきましては、今まで、30年度までは、コンサルといいますか会社のほうからうちのほうに社員の方が来ていただきまして、週2から3、常駐という形での作業をしていただいております。来年度につきましては、この内容の見直しをさせていただきまして、遠隔のサポートという方式をとりまして、常駐しないというようなやり方で内容を精査させていただきましたので、減額させていただいたところでございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）これに関しましては、県の指導が平成28年4月と5月にあったとお伺いしておりますが、元の課長、どんな県の指導内容だったのかお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）震災の平成28年4月、5月に県のほうから、指導というよりも、多分おっしゃられているのは初動の動きというか、特に今すぐ罹災証明だったり住民に対応するシステム関係の県の統一したシステムを導入ですか、それに伴うご案内があったんじゃないかならうかと思えますけれども、私個人といたしましては……。

とめさせていただいているいいですか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

(午前10時37分)

(午前10時41分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁の補足をいたします。副村長。

○副村長(内田安弘君) お答えさせていただきます。

今、復興推進課長が申しましたように、とにかく罹災証明をいかに早く出すかというのがこの災害時における一番課題ということで、県からは新潟大学のシステムを使った調査ができないかという提示がありました。

ただ、これは地図情報が非常に大ざっぱでありまして、市街地であれば目標となる建物があり、それから調査に行くべく家屋を割り出すということが意外とよいですが、西原村の場合、いわゆる過疎地においては、目標となるものがその地図上に表記されないということで、手作業で調査場所をある程度探らなきゃならないということで、次の日に調査に行く場合は、その前の日、徹夜でもいわゆる調査場所をきちっと把握し、それを他県から来た調査員に渡すという作業がどうしても出てくるというのが判明いたしました。

今回、セールスフォース等がボランティアで1カ月ほど入っていただきましたが、この調査は、申請時に来た住所からもパソコン上で特定でき、それを調査に行くときは配付されたタブレットで確認ができると。タブレットさえ持っていけば、今度のは行き先ですか、ルート設定もできますので、他県の人でも、当村の職員がついていなくても当該地まで行けるといふ、そういうメリットもあったということで、かなり効率的な調査ができたということで、非常に少ない人数の中で非常に早く調査ができたのは、このシステムのおかげだというふうに思っています。

このシステムについては内閣府等々も非常に注目し、国のほうから何度か調査に来られ、また内閣に説明に参ったりしております。その結果、カメラでの撮影とか、それから実はきょうの朝日新聞なんですが、山口県は全19町村にタブレットを導入ということで、被害認定調査から罹災証明の発行まで効率化するシステムの運用を4月から始めるということですが、このように、本村のいわゆるシステム導入というのが契機となって、その後の罹災証明の迅速な対応につながったという事例でございます。

確かに県の示したシステムをとということも検討いたしましたけれども、いかに早く証明書を出すかと、それも少ない人数の中でそれをなし遂げるかといったときは、この提案されたシステムが最良だというような判断をし、導入に至った経緯があります。以上です。

○議長(宮田勝則君) 2番議員、村上高志君。

○2番議員(村上高志君) 2016年6月21日、平成28年6月21日の熊日新聞の記事に、「情報化、危機管理に不可欠」というような新聞の見出しで記事がご

ざいます。この中で、結論を言いますと、被災者支援システムについては無料で教えますというような記事でございます。

その記事の内容をちょっと読みますと、2009年に総務省のほうが全約1,800自治体に利用の必要なソフトを配布、当センターが導入や運用のサポートをしてきた、東日本震災では必要性の再認識がされ、1,000の自治体に広がった。熊本地震前では、県内の申請は10自治体、熊本地震のときに南阿蘇村、山都町でこれを導入した。山都町では職員が自力でこれを導入したというような記事がございます。

そういう記事がございますので、29年度に30年度、28年度も加えますと、約4,500万円の使用料が発生しております。今年度に限りましても692万円ぐらいの使用料がございます。こういう金額的なものがございますので、それが本当にどうだったのかというのを、ちょっと副村長、よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）お答えいたします。

先ほどのまず無料のというようなお話がありましたけれども、確かにシステムそのもの自体は無料だという話がありましたが、その後やはり有料になっておりますし、関係するソフトについては費用がかかるというふうに聞いております。

それから、今回の西原村で、ある面では独自に開設したシステムは、固定資産とか住民の世帯の台帳とかをどうしてもつなげることが必要になってきますけれども、それも職員が一人一人するのではなくて自動的にできるという、非常に効率的なシステムでありました。

また、その後この基本的なシステムを導入して、義援金の配布だとか、解体とか、見守り等々とかいろんな形で、この基盤のシステムを導入した上で住民の被災者支援という形に活用してまいりましたので、そういうことを総合的に勘案しますと、この導入費用、いわゆるシステムの使用料というのは非常に効率的で、それに見合うような業務ができたのではないかなというふうに思います。

先ほど申しましたように、非常に西原村は限られた職員数でございますので、その職員数をカバーするためにも、こういうような、確かに費用の投資かもしれませんが、それ見合う効果があったというふうに私は判断しております。

○議長（宮田勝則君）2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）平成23年10月14日という日にちで通知が来ているかと思いますが、これにつきましては東北の震災後のまたソフトというのを総務省のほうで配布されておるといような記事でございます。また、ここに電話をいたしましていろいろ担当者から聞きましたところ、ソフト的なもの

はよそと変わりませんというような内容でございました。

この全国サポートセンター長、吉田稔さんという、この記事の中の西宮のほうにも電話いたしましたところ、一般のソフトとうちの、こっちのソフトとどう違うのかと尋ねましたところ、相手の方は、職員さんのやる気次第ですと答えられました。

そういう点で、今後その四千何百万円、4,500万円ですか、そういうのが委託料というように消えていってしまったことに関しましては、副村長としては最良の結果だったと言われましたけれども、自分たちからしたら、これはちょっと疑問符が残ってしまいます。

今後、こういうことをする場合には、もうちょっとお考えの上やってもらったと思いますので、今後よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）このセールスフォースは、ここに最初からぼんといったわけじゃございません。県からのソフト等、こっちのソフトも比べてみました。

県から来たのは使い勝手が悪いということと、それも比較して、パソコンあたりに詳しい職員もおりますので話をして、やっぱりこっちがいいと。こっちだったら、うちには佐賀県から多くの方が来ていただきました。その方々が罹災証明で家屋調査に行きますけれども、よその方はわかりません、誰々さんのところと言うても。これはタブレットを持っていけば、その現場に着いて、即さまそこで調べたのが役場に入ってくるというシステムになっております。だから、仕事の効率もかなり上がってきた。それで我々の復旧復興も加速化したんじゃないかな。そのデータは、西原村ばかりじゃございません。これは、国が欲しいと言えはすぐあっちに送ることもできます。

そういった形のシステムでありますので、当初、県のほうのもいただいてそれも使ってみましたけれども、これが使い勝手が悪うして、後々が混雑して使われないと、職員も。そういったことであって、やはりこのソフトを見て、国の大臣級あるいは次官級にこれ見ていただきました、実際西原村に来た方には。これはすばらしいということで、話もしていただきました。今後、国のほうもこういったシステムでしていくならばということで、そういった話もされました。

やはり、災害に対応したところは、その次はまだシステムがよくなります。例えば、うちの熊本地震でしたシステムよりか、今度はさらに別なところに災害があった場合は、またいいシステムが開発されはせんかと。だから、だんだん進歩していきますので、我々は例えば阪神・淡路、東日本大震災、その経験を踏まえたソフトを私たちが使ったということでありますので、そういったところも理解していただきたい。そのことによって復旧のほうも進ん

だんじやなかろうかなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）この吉田稔さんという方は、阪神・淡路大震災から、これから立ち上げて、いろんな災害のときのことを教訓にされてつくり上げておられる。ソフトウェアに関しては自信があるというふうに思いましたが、今、携帯でもグーグルのほうを見ますと、どここの家を検索していきますと、瓜生迫の村上高志と言えば、そこをしていけばグーグルにはきれいに、もとの地震の来る前の写真から後の写真までちゃんと出てくるような、そういう情報になっております。

今後、村長が言われたように、これをまた教訓にして、よいソフトができていければ幸いかと思います。以上で終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番坂本です。

40ページになります。目16震災復興費、節13委託料、こちらに200万円、語り部育成というのと震災遺構保存事業というのがございますけれども、この内容の説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時55分）

（午前11時09分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を震災復興推進課長に求めます。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいまの質問を受けまして、震災復興費の委託料ということでございまして、この委託料の中の200万円がございまして、語り部育成事業委託料と震災遺構保存事業委託料ということでございまして、もともとは100万円ずつ今計上してございますけれども、地方創生の中で、3カ年の計画の中で100万円ずつの300万円というふうになっておりまして、本来でありますならば平成30年度に遺構関係または育成事業関係を100万円いただいていたわけですがけれども、それを一応一旦平成31年度の予算として100万円、100万円ということで、200万円のほうで今回計上させていただきます。お分りいただいております。

内容につきましては、語り部育成事業委託料というのは、ご存じのように熊本地震がありまして、各集落にある程度いろんなお話の中で出てきております関係を、後世にその話を残していくならという形で、各集落より1名ないし2名あたりをそれぞれ語り部さんとして育成していくならということで、こちらのほうに予算を計上させていただいておるということで、まだ実態的には、どこに委託するかはまだ未定でございますけれども、そちらのほうに

予算を100万円ほど計上させていただくならと。

ただ、仕様の中身につきましては委託料でございますので、ある団体のほうにやっぱりそれを委託したところで、そちらのほうで育成をしていただくということになります。そこの相手方がまだ決まっておられませんけれども、うちのほうで直接その方々を育成するわけじゃなくて、やはり相手方によって育成をさせていただくというような形で、委託料を組んでいただいております。ということで、ご理解させていただくならと思っております。

今度は震災遺構保存事業の委託料でございますけれども、こちらのほうも100万円も予算を組ませていただいておりますけれども、こちらにつきましては、震災の跡地として、今遺構として大体11カ所ほどございますけれども、こちらのほうを保存ができるもの、または保存が可能なものについては、できるだけ将来的に向けて保存をしていったり、移せるものは移転して保存をさせていただくというものがございます。

大体今検討しているのが、案内板あたりを作成できるものが6カ所というふう聞いておまして、この6カ所あたりを一応保存を永久的にというか、保存させていただくならと。主にガードレールだったりガードパイプあたりが曲がっている部分を、そういったやつを保存させていただいて、そちらのほうに案内板をして、一つの貴重な熊本地震の遺構という形の保存をさせていただくということで、これについても今の段階では100万円の予算を計上させていただいております。

この事業は、先ほども申し上げましたように3カ年の事業でございますので、来年度、再来年度、平成32年度の予算まで一応続く予定でございますので、この事業については新たに平成31年度の200万円で組ませていただくというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

私たちが震災のあった場所に行きますと、そこに語り部さんがおられまして、ほとんどの方がボランティアでおられまして、そこにはいろんな建物があつたりそのまま残してあつたりというふうにして、そのときの状況を語り部さんが話されております。

西原村においてはほぼ復興されるので、残っているものが少なくなっております。例えば、今言われましたガードレールも、その場に置いておくわけにはいけないのかなと。ガードレールですので、新しくつくってちゃんとしなくてはならない。となると、それをどこかに移されるとなると、そういう場所とかもどこかこちらで置いておかなければならないと思っておりますけれども、そういうのはどうされますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）先ほども申し上げましたけれども、移設で

きるものについては移設ですけれども、場所については今のところまだ検討はしておりません。先ほども申し上げましたように、案内板あたりを6カ所ということでございまして、近くに移設が可能ならば近くのほうに移設をというふうに考えております。

やっぱりガードパイプ、ガードレールにつきましては、復旧復興については邪魔になるところになると思います、現状のまま、そのまま保存すれば。だからといって全然違うところ持っていきますと、この案内板のほうやはり役に立たなかつたりしますので、できるだけ近くのそういった安全な場所、またはそういった、失礼な言い方かもしれませんが、やはり語り部さんが語りやすいような場所に置いていくなればというふうに考えております。観光になるわけではございませんけれども、そういった一つの目玉として、やはりみんながある程度集まれる広い場所あたりに置かせていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）78ページです。それと79ページ。ちょっと2点ほど伺いいたします。

道路橋梁費の橋梁費の中で、5番の集落復興事業費、本年度予算2,400万円です。その中で、国庫支出金が1,200万円、一般財源1,200万円、2,400万円の予算を組んでありますけれども、これは6集落のまちづくり協議会支援委託料ということですが、こういう高額な金額を6集落に使うわけですが、内容的にまだはつきり我々わからない部分もいっぱいありまして、担当の方に皆さんにわかりやすく説明をいただきたい。最初の説明もありましたけれども、あやふやな説明ではつきりした説明ができておりませんので、まとめてよろしく願いいたします。

それから、79ページの住宅管理費、委託料、村営住宅管理補助業務委託料です。これは今まで村営住宅、これは項目なかったんじゃないかなと思うんですが、これはこの住宅管理のどこまでの範囲で委託されるのか。また、業者はどういうふうにして決めるのか。ちょっと担当の方、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）まずは、集落復興事業費について。

震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）お答えいたします。

集落復興事業費につきまして2,400万円ということで、平均すれば6集落でございまして、1集落あたり400万円ということでございます。

ご存じのように、熊本地震からやがて3年がたとうとしておりますけれども、本年度、平成30年度におきましても、この事業を取り組んでおるわけでございまして、いろんな形で震災から現在までの記録集として、各6集落の

リーフレットだったり便りであったりを作成させていただいております。本来はそれぞれの集落、全集落にあればいいんですけども、この事業の対象になっているのはやっぱり小集落再生でございますので、6集落がメインとなっております。補助の対象になっているところでもあるわけでございます。

今回の2,400万円につきましても6集落の分が補助の対象ということで、今後も継続させていただくならというところで計上させていただいております。主な内容といたしましては、先ほども申し上げましたように、各集落が震災当時、または震災前からその村に、その集落に住んでおられる方々の思いをそのまま記録に残していくということで、現在までの記録集として、いろんな形でパンフレットなりチラシなりをつくっていただいております。本年の3月末をもって大体その校正が終わるわけでございますけれども、今途中で幾つかこういった、まだ校正の途中なんですけれども、こういった資料をつくらせていただいたり、各集落におられる方はわかると思いますけれども、こういった集落の便りも全部つくらせていただいております。

現在まで今できているのは、各集落のそれぞれの個人の方の思いがあったり、将来に向けての思いをつづられている部分も結構ございます。今後は、新年度予算におきましては、移り変わり行くその6集落、特に本年度から事業が主に着手されておりますので、この集落の移り変わり行く姿を見て、またそれぞれの記録を残させていただくならというふうに思っております。あくまでも補助の対象の事業といたしましてこの6集落、熊本地震の集落の記録集として、今後もこの事業を活用させていただくならというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）6集落で2,400万円、1集落400万円ですけども、今の新聞を初めて見せていただきますけれども、我々にはそういうものが目に届いておりません。2,400万円かけるにしても、ほかの集落は誰も知らないことについては、余りその被災された方だけの思いがつづられている、ほかの人に全然それが伝わらないというのも、それは考え物じゃないかなと思います。また、担当の方も今から何年続けるかわかりませんが、担当の方というか、そういうのをまとめる方って、各集落に1人ずつおられるんですか。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）6集落それぞれ活動されている集落でありまして、それぞれの各集落、数名というか五、六名、それぞれいらっしゃいます。

実は、きのうが第2回の全体会議がありまして、村づくり講演会もきのう行っております。それぞれ、きのうの場合は各集落が、ここ1年間やってき

た事業の内容あたりをそれぞれの体験として発表させていただいておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、各集落のこういった対応につきまして総まとめをするのが、リーフレットと言いますけれども、これは先ほど申し上げましたように、今月末ぐらいにはある程度でき上がるかというふうに思っています。その際には、一応でき上がりました段階で図書館に置いたり、皆さん方にお配りしたりするということでございます。

この便りにつきましては、実質的に各集落に、本来ならば新聞広報紙みたいに全世帯に配るところでございますけれども、この事業につきましては、各集落のばらばらになっておられる方々、元集落におられた方々のところに一応配布するような形を今の段階ではまだとっております。

まとめたものにつきましては、議員さんにおきましては、またこちらのほうで全ての分を配布するなどというふうに思っております。記録集につきましては、また冊子ができ上がりました段階で、先ほども申し上げましたように図書館に置いたり、どこでも見られるような状態にはしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくいたします。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）リーフレットもできるようですけれども、全体にはやっぱり配布はないというようなことで、わざわざこれを役場とか山河の館に資料を置かれても、一般の方が見に来るといようなことは多分ないだろうと思います。やはり2,400万円もかけて、1集落1年間に400万円ですよ。地元の方、400万円の使用みちはどんなふうになっておるとですか。ちょっとそこら辺も聞きたいと思います。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）この便りだったりこういった冊子につきましては、当然ながら聞き取り調査をしながら、やはり取りまとめということで、普通の各地域でつくりますと、先ほど言われましたように1人がつくるわけではございません。それぞれ住民の方々の意向を踏まえたところで、この中に全部集約するような形をとっておられまして、それをやっぱりまとめるのは、どうしても委託という形で業者に委託をせざるを得ないということで、この仕事の内容につきましては、物だけではございません。調査費用も全部全てが含まれたところの段階ということでお願いしています。大体月1回程度ないし2回ぐらいは各集落さんの役員さんが集まられて、それぞれの聞き取り調査を今度は個別にやられておるといような状態で今までやってきております。

議員さんの中にも被災されておる議員さんの集落がございますけれども、議員さんの中でも多分聞き取りがあったかと思っておりますけれども、一人一人個別に、一戸一戸じゃなくて個別の個人にそれぞれの聞き取りをしながらこれ

を取りまとめしてということで、その分の経費も結構入っているかというふうに思っております。

委託でございますので、委託事業といたしまして、そういうふうな費用が出てきているということでございます。調査も一人一人が個人で回っておられるんじゃないくて、やはりコンサルあたりが入ってこられて、それぞれの調査に入ったり写真を撮ったり研修に行ったり、そういったものも全部全てが含まれたところの委託料というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）次々と新しい言葉が出ますけれども、今度は委託されるということですね。

個人で聞き取り調査される方には賃金が出るんですか。委託料は1人、委託業者にその400万円分予算を組むんですか。どちらですか。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）この事業自体が、各集落に400万円を上げるのじゃなくて、もともとがこの委託料として業者に入ってもらって、業者のほうで取りまとめているいろんな形で事業を展開しているということでございます。聞き取るのは全部この委託料の中でさせていただいておるわけです。各集落が研修に対しするのも全部この委託料の中で、それぞれ地域の方々を募集して連れていっていただくというような形になります。

直接集落に配るわけではございません。業者を挟んで、業者のほうからこういった聞き取り調査をしていただいたり、住民の方々と一緒になって話し合いをしたり、いろんなリーフレットだったり便りをつくらせていただいておりますということでございまして、もとは全部委託でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）ちょっと金額的に納得のいかな部分があるものだけ、2,400万円かけて、村民には全員に知らされないというようなことで、せっかく2,400万円もあるんだから、コンサル料はそんなに高いのかなと思いますけれども。資料づくりも村営の工事でもそんなかからないのに、何でそんなにかかるのか。コンサル料から、資料づくりもその集落近辺だけということで、ちょっと我々不満がありますので、もう少し考えていただきたいと思えます。

以上、終わります。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）6集落で2,400万円ということで、6集落の1集落が約400万円ということでありませう。

この金は、このリーフレットをつくるだけの金ではございません。委託は

しますけれども、多分余るということは、復興のほうに使う。この事業が小規模住宅改良事業という、その事業の中の一部のお金です。

ということで、全村民に配ったほうがいいと言われたけれども、これは例えば、大切畑なら大切畑でもよろしゅうございますけれども、大切畑の方々が、我々はこうやって復興したよと、復興しているよと、お互いが元気づけるためにもなるということで、大切畑から出ていった人には配布すると。そしてできるだけ、中身は今の計画の宅地の再生事業の図面も載っております。そういうことで、こんな集落になりますよというようなことも中には記事として載っております。

だから、それを見て、村外というか仮設住宅あたりにおられる方が見て、それならもう大切畑はこんな状況になるから帰ろうとか、そういったことに少しでもなっていただけないかなという思いでその集落ごとにつくっておりますので、集落の皆さんにやっぱりお互いが励みになるような、この機関紙というかりフレットとかチラシをつくっているところでもございます。一般的に、全集落の方々には今後ホームページを使ってこれを出すならばということも、今後考えていきたいなというふうに思っております。

そして、今言いましたように、これだけに400万円を使うのではなくして、委託でも、まずかかったしこは委託業者に支払いをいたします。残ったお金は、普通の事業にもこれ使っているいいお金でありますので、小規模住宅改良事業の一部でありますので、そちらのほうにも使わせていただきます。全てがこれじゃございませんので、そこら辺にはご理解いただきたいというふうに思っております。それを、業者に400万円やるんじゃなくして、掛かった分だけ業者に委託料として払うということでもありますので、そこら辺もご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）村長の答弁は分かり安くて、ちょっと安心しましたけれども、一般財源を1,200万円使うというのと、この大変なときに、やはり少しでも抑えられないかなという思いがありますので質問させていただきました。

次の、村営住宅の管理補助業務委託。これ担当の方は総務じゃないかなと思うんですけども、よろしくお願いします。79ページ。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）西口議員の質問に対しまして、村営住宅管理補助業務委託料のことについてだと思っておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まずその前に、今回予算を幾つか整理させていただいております。その中で、ここに今住宅管理費の部分につきましては、土木費の住宅費の住宅管理費という形で、もともとは総務費の中の総務管理、住宅管理費で計上してい

たものを、国が本来想定している費目であります土木費のほうに移行したということでございますので、比較のところは、前年度分がこの部分ではなかったということでございます。

この住宅管理費につきましては、河原団地、山西団地、第2河原団地、その分もここに計上させていただいておりますけれども、その中の村営住宅管理補助業務につきましては、昨年もお世話になっております、委託でお願いしましたけれども、不動産会社のほうに委託を行いまして、特に毎日の維持管理、修繕とかそういうのが発生した場合の対応、あるいは異常箇所早期発見ということで、そういうものも見ていただいております、していただいております。それから、入居、退去につきましても見ていただくような形をしております。

住宅が一挙に増えた関係もございまして、この分につきましては委託をさせていただいているというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）60ページの応急仮設の委託料585万4,000円、応急仮設住宅等維持管理業務委託。この業者の方と同じ、そっちのほうに村営のほうも委託しているというような感じですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）この60ページにつきましては、応急仮設住宅に対する部分ということでございます。平成30年度におきましては、同じ業者の不動産管理会社のほうにお世話になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）じゃ、こっち、村営のほうもお願いしたということですかね、村営住宅管理費のほうも。平成30年度、分かりました。

○議長（宮田勝則君）西口君、よろございますか、今ので。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

14ページ、環境性能割交付金についてちょっと。

これは新たな交付金のようにございますが、その前のページの13ページの自動車取得税交付金が今年度は200万円ほど減額されておりますが、この減額しているのが環境性能割交付金との関係があるのかということと、説明のときは、たしか自動車取得税というのはもう廃止になるような話も聞きましたが、その辺のところをちょっと詳しく、特にこの環境性能割交付金というのは、どういう交付金なのか。税務課長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）そこまでで上野議員、よろございますか。関連の同じ名称が幾つかありますけれども。村税でも同じ環境性能割というのが出てきますので。

○6番議員（上野正博君）はい。環境性能割交付金と、自動車取得税交付金が200万円減額されているのは、これ関係しているのかということ。

○議長（宮田勝則君）税務課と総務課ですね。最初は総務課。

税務課、大丈夫か。税務課長から。

税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）軽自動車税につきましてちょっとお話を、説明させていただきます。

軽自動車税の中で環境性能割という項目が新たにございますけれども、これにつきましては、平成31年10月1日から消費税が10%への改定に伴いまして、今まで熊本県が賦課徴収しておりました自動車取得税が廃止されることとなります。それに伴いまして、自動車税及び軽自動車税のグリーン機能を維持強化するために、環境性能割というのが新たに創設されることになりました。現行の軽自動車税は名称が種別割というふうに変更となり、軽自動車税が種別割及び環境性能割の2区分の構成になることになりました。

本年度予算の軽自動車税の中の環境性能割の金額は、熊本県から提示されました見込み額より計上しておる額でございます。

軽自動車税環境性能割は、課税主体は市町村になりますけれども、当分の間、県が市町村にかわって賦課徴収を行い、定置場の市町村に交付することとなります。熊本県から払い込まれた環境性能割額の5%を、県へ徴収費として来年度、2020年度から支払うことになっております。

軽自動車税については以上になります。

○議長（宮田勝則君）続きまして、総務課長になりますが。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまご質問がありました環境性能割交付金のことについてご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど税務課長のほうから説明がありました関係と、もちろん関連をしておりますけれども、消費税増税に伴いまして、平成31年10月以降に導入といえますか、改正をされたものでございます。

先ほど説明がありました中の、都道府県が徴収を行いまして、県で徴収した額の95%の65%と、率がいろいろ計算式がありますけれども、県の試算によりますと、300万円ほど今回予算化をさせていただいております金額等が試算として示されておりますので、その分をこの環境性能割交付金ということで、今回新たに予算に上げさせていただいたところです。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）これは軽自動車だけということですね。環境性能割交付金というのは軽自動車だけ。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）これは軽自動車分もありますけれども、自動車税の

環境性能割というのもございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時40分）

（午前11時45分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）まずは、この環境性能割交付金と自動車取得税交付金ですけれども、まず、自動車取得税交付金の減額で、ことしの消費税への引き上げに伴って廃止される分を減額しておりますので、その分を自動車取得税交付金からの減額としております。

それから、10月以降の分について、新しく環境性能割交付金を設けさせていただいております。自動車取得税につきましては、普通車、軽自の取得に関する税金ということで、県のほうで賦課徴収を行っているというものでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）10月からということで大体理解できました。

もう一点よろしいですか。

○議長（宮田勝則君）はい。

○6番議員（上野正博君）35ページの役務費、空き地バンク事業登録申請物件事前調査手数料というのが16万円組んであります。

これは、移住・定住の促進事業として村長の発案でありまして、実際、予算が計上されましたということは大変うれしく思っておりますが、この事前調査というのはどんなことをされるんですか。村長の本気モードというのがわかりまして大変ありがたく思っておりますが、その辺のところを、16万円ではありますけれども。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）ただいまの上野議員のご質問にお答えいたします。

今回、空き地バンク制度事業を平成31年度から実施するというので、制度の中身等を今年度かけて検討してきたところでございます。今回の予算として要求させていただきます役務費につきましては、まず、空き地物件として空き地を売りたい方ですね。私どものほうで想定しているのが、空き家はもう解体等ではございませんので、空き地を賃貸借ではございませんで、売買という条件でのバンク登録ということで考えておりますが、空き地の売買を想定する登録物件をまず上げていただくと、それを私どものバンクという形で台帳へ登録するんですけれども、ただ、これが本当に宅地として売れる物件なのか、農地につきましては、転用等の許可も絡みますので、そこは対象

外とさせていただいておりますが、宅地として売買できる物件かどうかを専門的な団体さんと協定を結びまして、調査をお願いしたいと思います。例えば、希望の売買価格であったり、売買する物件の近くにどういった交通機関が何mありますかとか、水道の状態とか、そういったものを含めて調査をさせていただいて、本当に宅地が建てられるような状況の土地なのかというのを、まずここで調査をさせて、バンクとして買いたい方にご提供するというところを今考えたいというところで、この調査委託料でございます。

提携、協定をいたします団体につきましては、熊本県全体で、今、移住・定住の協議会を設置しております、熊本県と県下の全市町村でございます、関連の不動産団体も加盟しておられますので、そういった団体との協定という形で、この調査のほうをさせていただきたいというところで計上しております。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）しかし、宅地耐震化推進、滑動崩落対策事業を行った後の宅地の売買に関して問題はないのか、その辺のところをちょっと。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

ご指摘の、確かに補助金を投入して宅地を再生して、それをすぐにまた宅地バンクとして登録して売買するかというのは、私どももこの制度を検討する過程の中で慎重に対応すべきかなというところで考えておまして、当面は内規という形になるかもしれませんが、一定の年数は設けさせていただいて、売買のほうは若干待っていただくような形でお願いしようかなということで、今、方向性はそういったふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）58ページです。

民生、児童福祉で、これ保育園じゃないかと思うんですけども、LED照明リース料105万3,000円。大分金額が増えているみたいな感じですけども、担当の。これは保育園のことかな。ちょっと内容を知らせてください。100万円なんて、前は何か70万円台だと思っていたんですけども。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）お答えいたします。

LED照明のリース料につきましては、当初は10月ごろ設置しまして、およそ半額ぐらいだったと思います。平成30年度からが1年分として105万3,000円、以降7年間はこの金額になります。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）平成30年度から上がったということですか。大体こ

の金額だった。（「月割。3カ月分とか何か月分払うという」の声）ちょっと私の勘違いかもしれないです。

1つお伺いします。

ページはちょっとわからなかった。防犯カメラが150万円ほど予定組んであったと思うんですけども、設置場所としては西原村は何か所ぐらいで、どの場所につけられるのか。（「38ページ」の声）38ページですか。教えていただければ、子どもたちの通学路辺のほうがいいのかなと思ひまして。どこら辺につけられるのか。担当は総務課じゃないかなと思うんですけども。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまの西口議員のご質問は、多分38ページの防犯対策費の中の負担金、補助及び交付金のところだと思います。その防犯カメラ設置事業負担金で150万円を上げさせていただいておりますけれども、これは西原村も加盟しております防犯協会への負担金という形で上げさせていただいております。1カ所につき、防犯協会が50万円を上限として設置に対して補助金を出すような制度を平成31年度から導入したいということでしたので、西原村の分としては3カ所分ということで上げさせていただいております。場所については、まだちょっとはっきりわかりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）場所がわかれば、また教えていただきたいと思うんですけども、やはり子どもたちの通学路、子どもたちが集まるような場所になるべく据えていただくなればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）中西です。

今の件に関連して質問したいと思っていたことがありまして、それは各地区でこれが広まったといいますか、そういうことがあるんだと各地区で理解したときに、応募があった場合とかは対応できるのかというのを伺いたくて。もう一度言います。

防犯カメラの150万円、3カ所分と聞きましたけれども、多分最初は学校関係とかにいくんではないかと思っておりますけれども、この件が各地区で、うちの地区もやってみたいというように区長会等で話が出て、そういったふうになった場合はできるのかというのを伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時56分）

（午前11時56分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）これは、普通の集落とか団体、自治会とか、そちらのほうにも対象になると聞いておりますので、今年度当初につきましては3カ所分組ませていただいておりますけれども、その後につきまして、そういう地区から要望等が防犯協会のほうに上がれば、その分についても予算化をするということになると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）了解しました。

うちの地区はやっぱりどう考えても人口が多いわけで、そういった方面に特に気をつけている方々が多いのも事実ですので、もしかしてそういった話になったら対応していただきたいと思います。

防犯ついでですけれども、失礼ですけれども、ドライブレコーダー等を庁車の車には何台かつけているのかなと思って。どうも防犯のことから気になっておりました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11時57分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩前、総務課長よりの答弁の途中でしたので、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）それでは、先ほど中西議員から公用車のドライブレコーダー設置数についてご質問がございましたので、これは今、地域の見守りでお世話になっている方々で青パトがありますけれども、その1台の車に設置をさせていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。

西口議員の質問のときから防犯ということがありましたものですから、ついでにドライブレコーダーのことも、今の時代ですから必要ではないかと思って現状を伺いましたし、今後、検討もお願いしたいと思います。

ついでに、防犯のことで、前回、説明会の際に仮設で集約という話がありましたけれども、その中で議員のほうから出たのが鍵は大丈夫かという話がありまして、そこ辺も新しく移ったところに、もとの方が鍵を持っているのではないのかといった不安の話がありましたから、そこら辺の検討もまたよろしく申し上げます。

では、質問のほうに入りたいと思います。

ページ19の16の2、節1です。

子どもの貧困対策で49万5,000円とありますけれども、実態調査についてだと思いますけれども、目的と、その後どういったふうに運営していくのかというのをちょっと伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）子どもの貧困についてですけれども、これにつきましては、平成29年度に熊本県のほうで、小学5年生と中学2年生の保護者とその子どもを対象に実態調査を行っております。内容につきましては、県内の子育て世帯が、経済面やどのような社会的な要因を困難と考えているかを調査と分析をするということでございました。

このデータを村に関係する分についてもいただけるということになっておりますので、そのデータを分析しまして、西原村の状況を把握したいということで上げております。これにつきましては、一応事業費として上がっておりますけれども、50万円以下でしたら10分の10で県の補助ということですので、それで平成31年度までということになっておりますので、それで計画しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）いつものことと言うと失礼ですけれども、この結果を踏まえて、教育委員会あたりと一緒に取り組んでやっていくのかということもあわせて必要ではないかと思って、いつも質問しております。そこらあたりの連携とかはどうお考えか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）一応データを分析しまして、教育委員会、あと保育園等も関係してくると思いますので、その部分については連携していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えします。

もちろん教育委員会のほうも連携していくつもりです。

現在、じゃどういうふうな状況になっているかといいますと、村でもご案内のように、ふわりという施設がございます。そこで毎週ではありませんけれども日曜日に開催しています。そちらのほうともできれば連携していくというようなことも——無料になってはいますが、そんなことも考慮に入れながらやっていければいいなというふうに思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。思いは、協議があつていればそれで結構です。協議を常にやっていただきたいというのが前提にありました。

では、次に移ります。もう一つです。

ページ25、カの1の雑入で俵山登山とありますけれども、金額は少ないんですけれども、これは例年、4年ぶりといいますか、平成27年まで行われて

おりました4月19日の俵山登山に関係することなのかと思って質問しております。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）中西議員のご質問にお答えいたします。

今回、雑入で俵山登山参加料として予算として計上させていただいておりますのが、おっしゃるとおり、俵山登山、例年4月に開催してきておりましたが、熊本地震の後、登山道路の一部被災等がございまして、ちょっと開催ができなかったということがございまして、また平成31年度から実施したいということでの計画をしております。ここでの参加につきましては、登山時のイベント時の参加料ということで、この間、過去1人100円程度いただいております。例年300人弱かそれを下回ることもございましたが、今回の当初予算としては100円掛ける300人ということで参加料として計上させていただいております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）4年ぶりにイベントが実施されることはいいことだと思っています。極力私自身も手伝っていけるところはいきたいと思っています。

これに関してまず伺いたいのは、PR等はどうされるのか、今までと一緒になのか。でも、久しぶりに4年ぶりのイベントでありますので、そんなに回覧等を回すとか何かされるのかが一つと、もう一つは、ページ72に産業課のほうに款5で8万円組んであります。これを活用するならば、もっといい方向にいくのではないかとちょっと質問しておりますが、いかがでしょうか。先ほどのあれと一緒に、連携という形ではありませんけれども、ちょっと答弁いただければ助かります。

○議長（宮田勝則君）それはイベント前に先に清掃したほうがいいんじゃないかという話ですね。

○4番議員（中西義信君）8万円が入っているわけで。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）ただいまの質問にお答えいたします。

企画商工課の所管の範囲でお答えすべき質問ということで、イベントのPR等をどうするのかということでございますが、基本的には例年、これまでやってきた同じような形での周知、ホームページを活用しましたり、いろんな報道関係という形にご提供させていただきまして、開催のほうを告知させていただきたいというところで考えております。

もう一つの72ページの8万円、これは俵山遊歩道清掃管理委託料のことかと思っておりますので、そちらは産業課さんのほうでお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）俵山歩道の清掃管理委託料のことでございますけれ

ども、俵山遊歩道といいますのは、県が管理している俵山から護王峠を越えまして、冠ヶ岳のほうにいておる稜線沿いの遊歩道でございます。この管理委託につきましては、シルバー人材センターのほうに委託をしておるということで、毎年3月ごろ、今ごろの時期、春の前に缶拾いとか清掃をやっていただきます。夏の一番草が茂る時期に草刈りをやっていただくというような形をとっておるところでございますので、それとルートの、若干俵山の登山とは余りかぶるところがないというふうに思いますので、こちらについては特段変更するという予定はないというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）それは失礼しました。名目上、俵山と書いてありますから、もしも合致するのであるならば、両方の予算を上手に使ってやっていただきたいというのが気持ちでした。

それからPRの件ですけれども、できれば村民にはもうちょっと出せるのであるならば、4年ぶりですから、従来の方法だけでなく、広報紙もあるでしょうし、区長、区民宛てに何か配っていただく等も可能であるならばやっていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）中西議員のご意見を参考にいたしまして、広報紙等、事前告知できる分はやりたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

先ほどの中西議員の質問ですけれども、俵山の登山道の遊歩道の整備は、南利課長は地蔵峠からとおっしゃったかな。あっちは久木野側がやっとなんで、西原側はこっちの北側のルートじゃなかったかと思うんですけれども、ルート変わりましたか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時10分）

（午後 1時11分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに。

堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

それでは、ほかのところをお聞きします。

まず、49ページなんですけれども、この報償費、福祉保健施設審議委員会委員報酬13名、17万7,000円が計上されております。先般の補正予算では、1回も開催していなかったからということでそのまま減額してありましたが、

この委員会が昨年なぜ行われなかったのか、この委員会はこういった目的で行われるのか、またメンバーはどういうメンバーで構成されているのかをお聞かせをお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えします。

福祉健康施策審議委員会につきましては、ここ数年、余り開催されていないような状況でございます。目的としましては、今まで開催されたときが予防注射の料金等を審議するとか、そういった形で開催されているということでございます。（「メンバー」の声）メンバーについては、ちょっとしばらく待ってもらっていいですか。すみません。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時13分）

（午後 1時13分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの質疑に関しましては、後ほど答弁を求めますので、ご了承ください。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）28ページですけれども、昨年もお聞きしましたが、産業医の報酬ですが、昨年お聞きしたときは1回も何か目的で産業医を使ったということはなかったみたいですが、その後、昨年1年間でこの産業医を利用したというか、会合、例えば労働安全衛生委員会の開催とか何回ございましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）お答えいたします。

産業医の先生につきましては、まず平成30年度につきましては、先ほど話がありましたけれども、安全委員会のほうにご出席をいただきまして、ご意見をいただいているところです。あとはストレスチェックとか、病気関連でお尋ねするときに、委員のほうにご意見をいただくというのを何回か行っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）何回かそういう産業医の利活用ができたということで安心しましたが、やはり一般財源でお金を組む以上は、ぜひ効果のあるような運営をしていただきたいと思います。それでないと、多分私、12月ごろ役場に来ると、村長から毎年組むときに、ここは削られんのか、ここは削られんのかということで、かなり削られた予算だろうと思います、担当者から

見たら。ですから、せっかく認められる予算というのは有意義に活用していただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）33ページです。

肥後大津たばこ販売協同組合活動助成金というのが、5万円という助成金、これに関しまして去年も質問がありましたが、ことしもこういうふうに乗っておりますが、内容的なものはどういうふうな内容に使われておったんですか。去年も質問あったんですけれども、これは廃止するわけにはいかないのか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいま村上議員のほうから、肥後大津たばこ販売協同組合活動の補助金のことについてご質問がございましたけれども、これは肥後大津たばこ販売協同組合のほうで、これは販売促進のための協同組合ということですが、実際の活動については、県道の清掃とか村内の清掃を販売員の方々に集まって、西原村の場合は西原村のところに集まって、沿線を掃除したり等をされていたと思います。その活動について、うちだけじゃなくて大津とかあちらのほうも販売協同組合に加盟されているところは活動の補助金として出されていると思いますので、うちのほうも補助金として5万円を出させていただきたいということで、平成31年度も計上させていただいているところです。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）今、西原村でももうコンビニができて、各地区のたばこ屋さんというのは、もうほとんど軒かしか残っていないような状況の中で、販売組合という組織的なものが、本当に自分たちとしては活動範囲ができてくるのかというのがちょっと疑問符でありますので、一応ここで5万円はことしも計上されておりますが、今後、検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）村上議員。今の答弁は要りますか。要望ですか、お願いしますので。

○2番議員（村上高志君）要望です。検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）関連するほかの町村とも交流しながら、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

二、三点、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず初め、32ページ、今度新しく、目で会計管理費、そういう項目がありまして、一応、指定金融機関事務取扱委託料というのは、今、肥後銀行さんが来られて業務をやっておられると思いますが、私の勉強不足で、今まではこの新しいあれでなかったの知りませんでした、サービスで来とんなつとかなという思いでしたが、大体今どういう業務をされておるのかを伺います。

○議長（宮田勝則君）会計管理者。

○会計管理者（中村義光君）指定金融機関のお尋ねですけれども、今、指定金融機関は肥後銀行に指定してしまして、行員さんが1名毎日来られまして、9時半から3時まで窓口に座っておられまして、収納、支払いの事務をされてもっております。

○議長（宮田勝則君）会計管理者。ことしに上がった予算じゃありませんというのを否定しておってください。もともとありましたと。

○会計管理者（中村義光君）もともとこの予算は、平成14年に指定しまして、平成14年度から平成30年度までは264万円——税別ですけれども、この金額は今まで払っております、新年度は少し値上げをさせてもっております、382万2,000円という形でなっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、業務は、早う言えば金の出し入れをお手伝いというか、そういう感じで受けていいのかな。極端に言えば役場職員のかわりに1人来たというような感覚でいいのかなとは思いますが、いろいろ肥後銀行さん等には、村も日ごろより大分お世話になっているかと思っております。また、震災後からは大変な金額を、金融機関といいますか、そういうところでお世話になっているかなということを受けておりますが、肥後銀行さんのほうもいろいろお世話になっておるといところで入れてあるという解釈でよろしいですか。

○議長（宮田勝則君）簡潔に、内容がわかるように質疑をお願いします。

○8番議員（林田直行君）特定の銀行さんから行員さんを1名派遣されてやっておられるというようなことで、そういう取引も、主にその銀行さんが多いかということですね。

○議長（宮田勝則君）市中銀行の取引が、やはり肥後銀行さんが多いのかという、最終的にはそういうことになりました。

会計管理者。

○会計管理者（中村義光君）指定金融機関との取引が多いかということですね。貸し付け関係ですか、それも考慮しまして、肥後銀行さんが毎日来られていますので、利用のほうは多くさせていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）そういうことであれば、後は向こうの銀行あたりとの相談もあるかと思いますが、うちには銀行さんのATMがありません。特定行員さんのどうのとは言いませんが、前から一度要望も有ったかと思いますが、銀行のATMがあつたらいいなという住民のあれも有りました。そして今度、仮設住宅あたりには県からの移動の銀行あたりのサービスというか、そういうのが参って、大分便利さが有っております。

というのも、言われるのが、コンビニあたりのATMを使うのはいいばつてん、いつもおろしたり出し入れする時には手数料が要るから、できればその銀行あたりのATMがあつたほうが便利があるというようなことをちょっと伺っております。できれば、この後も震災のお金も大分取引があるならば、それが条件とは言いませんが、できますならば、村内にどこにか、そういうATMの施設といいますか、よその町村にも大体のところには、役場近くのあたりに、よく銀行さんのATMも有りますので、そこを村長、どうお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）要は、肥後銀行さんのATMだったら、よその銀行さんのを使ったら手数料が要りますね。だから、どこのATMを置くのか。それを肥後銀行さんが作って、肥後銀行さんが置いて、それだけの利用価値があるのか。うちにはコンビニが近くにあります。役場の中にATMということは、それなりの利用がなからんと、その設置する費用対効果もないということですので、今回のこの料金もことし若干上がりました。まだまだ高かったわけですよ。これを会計管理者が肥後銀行さんと交渉して下げたいて、またことし下げたら来年上げますという話だったんですよ。じゃなくして、3年間はこの金額で据え置きをするという話まで、会計管理者も銀行さんと話をしております。

この金額は、本来ならばもう少し上げてもらえんと、大津町から西原村までの交通費も、今タクシーで来ていただいておりますので、そういった距離の問題もあるし、他所の町村も大体同じぐらいの金額です。ただ、うちは交通費が若干高くなっております、他所よりか。同じ大津町に銀行がありますので、すぐ側ですけれども、うちはちょっと大津町から来ていただいておりますので、この指定金融機関も、これはどこの銀行でもよし、農協でもいいということでもありますけれども、当初から、やはり信用性のある肥後銀行がいいんじゃないかということで、最初から肥後銀行と指定金融機関ということで契約を結んでやっているという状況でございます。

ATMについては、今のところ、私のほうからも何も言うところがございません。銀行さんが、それだけの利用価値があつて設置すると言われればお願いしたいと。その前に、まずは1回ぐらいはちょっとお願いをするならばなど。多分そうじゃなかろうかなというふうには思いますけれども、一応言

うてみます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）村長よりお願いをするというようなことがあります。これは確約じゃないみたいですが、できますならば、敷地内じゃなくても、どこか置かれるようなところ、利便性のあるようなところもやっていただき、今度いろいろ、仮設住宅跡地というか、そういうところで考えられはしないかなとも思いますので、できるだけ働きかけをお願いしたいと思います。

それで、そこは一応、ATMのことのお願いといいますか、そこは終わりますが、続きまして、31ページ、一番下の使用料及び賃借料で、役場駐車場土地借上料15万円、何で15万円かと思うのが、もう少し、今現在、役場の駐車場は満杯で、特に今の3月は申告と、私どもがこの議会あるときなどはもう置くところがないわけです。申告あたりも住民さんは置くにも置かれんで大変困惑されております。

できますならば、この後、この下に新しく復興建設ができて、部屋ができるなら、まだ置くところも、品物を置いたりいろいろすると、大分この敷地も狭まる。商工会跡すれば余り変わらなくなるかとは思いますが、できますならば、近隣の土地をまた借り上げられますか、さしよりは、仮設住宅のところには何かのときには職員さんを置かせるというか、そういう予算面に、今現在、住民が戸惑つとるとするか迷惑しとるとかいうのを解決していただけない予算はできないのか。大まかな事業はまともですが、ちょっとそういうところの借り上げをできないか、そして駐車場にしていけないかということですが。できますなら早目にやっていただくなら、補正をつけてでもやっていただくならと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）役場に來られた方には大変ご迷惑をかけておるとことは重々わかっております。ただ、今の復興推進課のプレハブも6月が来たならばこちらに入りますので、あれも解体しなくてはならない。忠霊塔の前の建設課のも撤去という形になります。あれは撤去するか、震災関係の書類入れがかなり要りますので、書類と工事現場のサンプルがちょうどかなりありますので、そういったのも入れたりするところも必要でありますので、それをそのまま忠霊塔の前に置くとか、どこかに直してそこに入れるのか検討しなくちゃなりませんけれども、今すぐじゃなくして、今後長い目で見たときに駐車場が足りないのも想像できます。

この15万円は、社協の前の借地でありますけれども、なかなか近場に、やはり駐車場となれば、砂利を敷いて、畑にしろ、砂利を敷いて、舗装はしなくても砂利は敷かなくてはならないということで、畑にまた戻すのも大変でございますので、もうちょっとこのプレハブをどかした状態で、もとの敷地

を確保すると、駐車場を確保するというをやりますので、その後、商工会の跡地もごございますので、少し様子を見て、それでもなお足りない場合は、またほかの土地をお借りするということになると思いますので、今しばらく待っていただけないかなというふうに思います。

○議長（宮田勝則君） 8番、林田君。

○8番議員（林田直行君） 普通、来庁者は大変困っておるのは事実です。できますならば早急なる対応をお願いしたいと。そうしていただきたいということをもって質問を終わって、もう一件いいですか。

○議長（宮田勝則君） はい。

○8番議員（林田直行君） すみません。

これはどっちに聞いたほうがいいかな、産業かな。ちょっと経営体のことで69ページがありますね。69ページの経営体育成の補助金で、これは残った人たちのあれではありますが、その後とといいますか、これは新しく建てられるというか、集約・再生の跡地あたりの問題だったかと思いますが、それはおいといて、今まで経営体で全部建てました。相当な金額をお世話になりました。

といいますのも、これからが本物で、うちは経営体事業は消費税込みの値段で全部算定して全部処理をしております、よそは別だったと思いますが。それがこの後とといいますか、収入の面で固定資産税、いろいろ税金あたりは今からだんだん評価が高くなって入ってくると思いますが、この消費税の問題をどういうふうに考えられているのかな、ここの消費税の収入は別個ですよ。まだの感じかな。何せ消費税の対応をちょっと伺います。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 経営体事業、既に完了している分の経営体事業の消費税の取り扱いというお尋ねかと存じますが、平成30年度当初予算で農業振興費の役務費の中に、切手代ということで350名分ほど当初計上させていただいたところがございます。これの内容といたしましては、平成29年度中に事業が完了すると、この時点ではまだ若干繰り越しが認められておりませんでしたので、平成29年度で完了し、平成30年度に消費税の指導のためのヒアリング等を行う切手代ということで計上させていただいたところがございます。その計上後に事故繰り越しが認められましたので、現在もこの平成30年度中、事業が進行していると、3月31日をもって完了するということがございます。

したがいまして、被災農業者経営体事業自体は平成30年度で完了いたしますので、平成31年度においてヒアリング等を行いまして、その指導をして行くというようなことを考えております。ですので、それからの申告という形になっていくのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）分かりました。

来年度、そういうヒアリングで大体詳しい説明をして、納めてもらうというか、そういう感じの指導をされる。といったのも、ある程度消費の納税者あたりはどこかそれは補助金を使っておるような感が受けられます。また金額が消費税を払うというところは、ある程度大きくやっているところですので、金額も消費税となると大きくなっていくかと思えます。一応、8%のところ、ヒアリングであと勉強会があるとは思いますが、分かりました。そういう勉強会があるなら安心しました。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

53ページ、これの工事請負費で地域福祉センターろ過タンク、またポンプということで、取りかえ工事が438万円ほど出ておりますが、昨年はエアコンを取りかえたというふうに思っております。しかし、かなりほかの部分についても老朽化してきているのは私も聞いております。老朽化しているのを今後またかえていくのではなくて、今後、利用者も増えてきておりますし、建物自体も手狭になってきているんじゃないかなというふうにも思っております。その点について、建てかえを将来的には考えなくちゃならないと思いますが、どのように考えておられますか。計画を何か考えておられるのであれば、計画をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）このろ過ポンプ、今年の一つするならという話で、要望のとき有りましたけれども、せっかくなら来年するならば今年、またしとかんと、その期間とめたりどうのこうのしなくちゃなりませんので、今年させていただくということで予算を組ませていただきました。そのほかにも、経年劣化ということでいろんなところに修理代が出てくるかなというふうにも思っております。

今、議員が申されましたように、今後、この利用者等はさらに多くなっていくだろうというふうに思っております。私ももう70過ぎましたので、やがてお世話になるような時期が来るんじゃないかなというふうに思っております。そういった団塊の世代の方々もやがて75、80という時代を迎えます。今のままでは手狭であるということも重々承知をしております。

そういったことで、あれの増設等も今後考えていかなければならないというふうに思っております。ここ数年でそういったことも検討しなくてはならないと、今すぐどうのこうのでは、まだまだ予算関係も村の復興にかなりの予算を費やしておりますので、そこらあたりはいましばらく待っていただきたいというふうに思います。ただ、今申されましたように、かなり今年は増えていくだろうということでもあります。

いろいろな面が考えられます。利用者が増えると介護士等の職員も足りなくなってくるということも考えられます。今、介護士あたり、保育士も含めて、看護師も含めて、そういった仕事の方々の就職関係がなかなか来手がないということもございます。まずは場所を作ってやらなくちゃならないので、今後、計画をしながら進めていきたいなというふうに思います。それには、今の土地では狭うございますので、用地も求めなくちゃなりません。多分にもあそこの地域は若干土地が高うございますので、そういったことを踏まえて、今後計画を立てながら、私も社協の会長としてそういったこともしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、先々を考えて、建てかえる方向も考えていかななくちゃならない。これは、やはり長い目で見て、要するに計画は立てていかななくちゃならない。また、委員会でも、その中でも話し合いをしながら、どうしていったらいいのかということをややはり皆さんと考えていって、将来的にはやはり建てかえは必要になってくるというふうに思いますので、大きくする、あそこを大きくしますか。広くはしなくちゃなりませんし、ましてや利用者が増えてくれば、今、家で見るというのも大変な状況であります。家で見れば誰かが付いておらなくちゃならないような状況でありますので、なかなか難しい点もございますので、なるべく地域福祉センターで預かってもらって、そしてそれを利用してもらうというのも今後は必要になってくるというふうに思いますので、そこらあたりは計画を立てながらしてもらいたいというふうに思っております。

また、今、人員不足、これも今言われましたけれども、先ほど言われましたように、介護士、保育士、それに看護師、本当に今、少なくなってきております。その点についても早目に手を打ってやらないと、人が足らなれば、今度は預かる人たちもできなくなる。これは老人センターとかそういうところも今、人員不足なんですね、人手不足。それでなかなか預かれないところもありますし、また待ちが大変多ございます。そういうものも考えながら、福祉センターを利用してもらえるような環境づくりというのに取り組んでもらいたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今さっき建てかえとおっしゃいましたけれども、私は増築でいいと思います。今の建物自体は、そう悪くはございません。ただ、機械設備関係はさっき言いましたように経年劣化ということで、施設の機械器具あたりはかえなくちゃなりませんけれども、建物自体は、あれはまだ使えるということで、さらなる増築が必要じゃなかろうかなというふうに思っています。そういったことで、今後進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、私もちょっと失礼しました。建てかえじゃなくて増築という形をとられるということ。今、手狭な状況ですから、利用しやすいような状況にはしてもらいたいというふうに思います。

次に、もう一点質問したいと思います。

次の55ページ、児童措置費ということで、これは非常勤保育士、先ほども人員不足と言われましたけれども、保育士の人員もかなり不足してきております。これは、熊本県も、今日の新聞で載ってございましたけれども、待機児童が増えてきているということなんです。西原村も今心配されるのは、0歳児が増えてきた。これは、夫婦で仕事をされる人たちが多くなってきた。それで、0歳児から預けなくちゃならないというふうに今なっているんじゃないかというふうに思っております。

今、心配されるのは、西原村も0歳児で待機児童が出るんじゃないかなという心配もしておりますが、現状、申し込みとかそういうことで、今どういう状況ですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）待機児童関係についてお答えいたします。

今年度までは、待機児童は0人でございますけれども、平成31年度の見込みですけれども、先ほどご指摘のように0歳児がかなり増える見込みであります。現状は22名が予定されております。現状のままでは保育士自体の数がやっぱり不足するというので、平成31年度先のほうは保育士が足らずに、待機児童が出てくるところになりますので、何とか保育士を確保したいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）保育士を確保するというのであれば、要するに正社員を早目に採用するというのを打ち出してやっておかないと、今、非常勤で来てくださいと言っても、なかなかどこでも引っ張りだこになっているんですね。やはり少しでも条件のいいところに皆さん方行かれています。そうすると、なかなか難しいんじゃないかなと。派遣会社にも頼んでいるということなんです。派遣会社のほうも派遣で登録されている人たちでも、やっぱり今は減ってきているとあるんですね。その中で、今度は西原村までということになると、通勤とかそういうものを考えれば、なかなか難しいんじゃないかなということもありますので、早目の予定というのを自分たちが計画して、そういう人たちを入れることを考える、それが大事じゃないかなと。

だから、今度募集をするにしても、早目の募集をしてもらいたい。それで、今回新規で1人採用する予定だったんですね。それができなかった。今後、どういうふうになれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）今現在、先ほど指摘がありましたように、正職員の採用を行ったところで1人申し込みがあったんですけども、採用できなかったという現状ではあります。これまでも臨時職員や派遣職員をいろいろな方面で募集をしておりました。現状としてなかなか見つからないというところではあります。正職員ということもありましたけれども、これまでも担任とかは正職員で徐々に増えていって、全ての今担任は正職員で賄っておりますけれども、今後も0歳児とかは要望は多くなるかと思えます。逆に以上児ですか、3歳以上のほうが減って、その割合が0歳から2歳までのほうが多くなるかと思えますけれども、できるだけいろんな形で確保には努めたいとは思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）人を雇うというのは大変今厳しい状況、これはどこでも一緒であると思えます。しかしながら、保育士が、待機児童を西原村は今まで最近出していないんですよね、ずっと。それが待機児童が出るとなると問題にもなりますので、早急に用意をして、非常勤でも探せるように努めてください。村長、いかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）ひょっとすると、今年待機児童が出るかわからないということでもありますけれども、郡内を見ますと保育園には園児がぱらぱらしかいないということで、よその町村に言わせれば、あんたところはよかなあと、子どもがおってと言われますけれども、そういったぜいたくな悩みとして、こういった待機児童が出るということでもあります。そのためにも、保育士の確保は絶対的に必要ということでもあります。

私も保育士のところまで管理しておりませんでしたので、一応、言うのは、妊婦健診とかいろんなことを住民課でやっておりますので、それを把握しながら、次の子どもはいつ生まれる、来年何人ぐらい生まれるとか、そういったところも把握しながらやらないと、ことしは特に22名の子どもが0歳児ということでもありますので、ことしは例年になく多い年でもありますので、そういったことも踏まえながら、職員採用も通常の職員採用の時期に合わせてやらなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

今回も、特にこの前、採用試験ということでしたけれども、1名の方が、男性でありましたけれども、申し込みがありましたけれども、途中、最後になってドタキャンという形になりました。臨時の職員は1名おられました。その方に二、三日前お話ししまして、おたくの友達とか仲間におられませんかということで話しましたところ、二、三人おるかわからんですよという話をされましたので、ぜひとも紹介をしていただきたいということで、かなう夢かかなわぬ夢かわかりませんが、期待をしているところでもご

ざいます。

そういったことで、極力非常勤・臨時合わせて保育士の確保に努めていきたいなというふうに思います。やはりどなたも、今経済的にも夫婦共稼ぎが多ございます。お子様ができたら、すぐ1年たたぬうちにもう勤めに出なくちゃならないということでもありますので、そういった経済的な側面から見ても、できるだけ待機が出ないように、保育ができるようにやっていきたいなと思います。

昔の田舎だったら、おじいちゃん、おばあちゃんがおって子どもを見てやるということもできておりましたけれども、なかなかそれができないと、それぞれが核家族ということで、夫婦と子どもしかいないという家庭も多ございますので、なかなか厳しいところがございますので、やはりそれにはそれなりの対応をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。ちょっとお尋ねします。

73ページの商工業振興費の委託料、鳥子工業団地入口調整池内樹木伐採業務委託料55万8,000円組んでありますが、これはもうやっ取りかかったなというような感じでございます。これは、ただ木を打ち切るだけで55万8,000円なのか、それとも抜根までするのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回、当初予算で予算を要求させていただいておりますが、今の既設の調整池の抜根ではなくて支障木として、隣に三井ハイテックさんがございまして、そちらが道路面に看板を立てたいということで、ちょっと見えないこともございまして、そのうちの杉とか雑木、大きいものを中心にまずは切り倒すというところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）ただ、抜根まではしないということですが、木を切り倒すだけで55万8,000円というのはちょっと高いんじゃないかと思ひまして、質問いたしました。委託を決めておれば、もう仕方がないと思ひますが、内訳は。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）補足でご説明させていただきます。

切り倒しまして、当然、出しまして、適正な産廃処分ということも必要でございますので、その辺の処分も含めたものでございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

100ページになります。

目4震災対策費、節19の文化財保存管理費補助金8,300万円でございます。こちらの内訳をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）地域コミュニティ施設再建支援交付金のほうが、こちらが宮山・八王社分になります。この分が補助金として262万円9,000円になります。それから、小森神社としての分が297万2,000円になります。これは、事業費の2分の1が対象というような形になりますので、ご了解をお願いしたいというふうに思います。

それから、文化財保存管理補助金です。8,384万8,000円となっております。これは宮山・八王社、この分が4,511万2,000円、小森神社のほう3,124万円1,400円、鳥子神社のほう752万2,000円、合計の8,384万8,000円というような形になります。全体事業のこちらについては、8割を村の補助というような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）こちら補助金ということで、この補助金というのは、まずは建物を建てられて、その後に補助金があるものだと思っておりますけれども、そちらはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）事業が終了後というような形で考えております。地元のほうにもそういった形で、事前に地域、区長のところで話をさせていただいて、前渡金といいますか、資金の確保をお願いしたいというようなお話は、とりあえずはしているところであります。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）前渡金ということで、こうなりますと、一つの神社を直すときに、例えば下小森ですと五、六千万円ぐらひはかかるんですかね、四、五千万円、その辺はかかると思ひますけれども、これを地域の方々に支払いをまずはしてもらわなくちゃならないというふうになります。となると、これは、もちろんそういうお金はお持ちではないですので、となると、銀行等からお金を借りなければなりません。その辺になりますと、個人的なものにはお金を貸されないので、組合とかその辺をつくられてしなければならぬと思ひますけれども、そういうので一番初めはお金を払うとなると、その辺のお話のほうはどういうふうな進みぐあいでされていましてでしょうか。ただお願ひというだけではなくて、その地区、地区がどういふふうな形でお金を集められるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）今、聞いている中では、各地区のほうで融資を行われるという地区と、自前で今までの地区の預託金でされる地区があるというような話を聞いております。融資先の方も何度か役場の担当のほうと面談して話をしている状況でもあります。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）一番この辺で困るのは融資だと思うんですね。普通のところにはなかなか貸さないんで、これでやっぱり規約とかその辺をつくりながら、定款作りながら組合をつくらなければお金は貸されないと思いますけれども、その辺もとなると、誰が代表者になってされるのか、またそれに対して何人かおられると思うんですけれども、その辺の人たちの協力をしないと、なかなか前に進まないのではないかととなると、恐ろしいお金ではありますけれども、補助金というものの性質上、お金は後々にしか入ってこない。その辺を村としてはそのままでお願いするのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時02分）

（午後 2時25分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開しますが、休憩中に答弁の調査をしております。

まずは、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほど堀田議員からございました南外輪山歩道の西原区間についてのお尋ねでございました。お時間頂戴しました。申しわけございません。

西原村の区間は地蔵峠から冠ヶ岳の三差路を少し過ぎまして、名称がございませんので何とも言いがたいんですが、一ノ峯のちょうど東側に当たる部分までが西原区間でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）堀田議員、今のでよございますか。

次に、住民福祉課長が答弁いたします。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）すみません、答弁いたします。

西原村福祉・健康施策審議会につきましては、この要綱自体が平成16年に作られまして、改正が一応、平成18年と平成29年にも改正しておりますけれども、これにつきましては担当課だけということで、平成18年度以降改正されておられませんので、内容的にもそろそろ見直さなければならない時期に来ているということでございます。

目的につきましては、地域に根差した重要な福祉及び健康づくりの施策

を展開し、地域福祉の推進と地域住民各人が健康づくり・介護予防意識を持つことができることを目指した各種福祉施策を検討・審議するためということで、内容につきましてはさっきも申しましたけれども、一応最近の例では予防接種の金額等を決めるときに、一応招集しているような形になっていると思います。

委員につきましては、議会のほうから2名、あと民生児童委員2名、社会福祉協議会、身体障害者団体関係、老人クラブ連合会、食生活改善推進協議会、阿蘇農協西原中央支所となっております。それと山西地区嘱託区長、河原地区嘱託区長、健康づくり推進員2名ということになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私も、今休み時間中に調べたんですけども。

ほかに、先ほど予防接種の予算を決めるとおっしゃったんですけども、そのほかにも高齢者のための医療・保健福祉サービス、介護保険による在宅・施設サービス、母子ための保健福祉サービス、児童のための保健福祉サービス、障害者（児）のための保健サービス、そして最後に予防接種に関するサービス。前項の5項目、これもかなりあるんで、こういうことに関しては結構審議することがあるんじゃないかなろうかと思いますので。

やはり、せっかく予算をとったならば、通ったならばですよ、通ったならば、やっぱりこういういろんな項目について審議あるのであれば、やっていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）おっしゃるとおり、審議する場合があったら、一応招集してまたやっていきたいと思います。また、内容的につきましても、もう課が分かれた等いろいろあっておりますので、変えるところがあれば変えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）続きまして、教育委員会、教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）震災対策の負担金についてです。

この事業については、地元代表の区長さんから工事の進め方、そのあたりは説明をされているところであります。そうした中で、どうしても頭金については地元のほうからと、補助金は後のほうになってきますということは説明はしているところなんですけど、今後については融資先がどうしても出てくるかと思っておりますので、融資先における率、これが低減になるような方向で教育委員会といいますか、役場のほうからでもお手伝いをしたいというふうに思いますし、また工事施工業者に対しても、この工事費の支払いについて、幾分か工面していただけないかというような話のほうは入りながら、地元負担額が極力軽減できるような形で事業を進めていけたらなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は77ページの道路維持費ですけれども、関連でよろしゅうございますか、県道の維持費につきましてお尋ねしたいことと要望がありますけれども。

○議長（宮田勝則君）よございます。

○7番議員（山下一義君）県道の草刈り除草作業が、毎年県のほうで行われておりますけれども、毎年ここで私はお願い等をしておるんですけれども、今、山西万徳線、県道が、それから山西大峯線、2カ所が県道の通学路になっております。これにつきまして、去年は学校が夏休みになってからしかされないんですよ。ですから、この県道につきまして工期が県のほうで持たれているのかどうか、ひとつお願いしたいということと、総務、行政のほうでその期間を指定されるか、できるか。この2点について、ちょっと建設課、お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。県道名を明確にもう一度お願いします。

○7番議員（山下一義君）大津山西線が一つですね。それから風当から大峯線、これが今県道になっております。通学路ですけれども、この2線です。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）山下議員のただいまのご質問についてお答えいたします。

県道の草刈り作業につきましては、県の阿蘇地域振興局の維持管理課が担当しております。契約につきましては、多分早目に契約をしていると私のほうでは把握しておりますが、年1回の作業ということで、向こうの担当あたりが業者とすり合わせをした上でしているところでございます。去年はちょっと遅れた関係は、業者さんの手持ち工事もいっぱいあった関係上、若干遅れております。

うちのほうからも、その辺の声は建設課のほうに来ましたので、もちろん業者さんのほう、県のほうにも早目にできないかということで一応連絡をしております。

今後、来年につきまして、平成31年度につきましては、また県のほうと協議しまして、今、時期的なものにつきましてはまたお願いを極力早目にしていただくよう、協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）ありがとうございます。

私が思いますには、5月に村道の除草作業があります。全区一致になってやります。それに合わせて県道のほうもやれば、村全体が一つには大変きれいになるというふうに考えます。

ですから、7月過ぎに県道をすれば、もう村道のほうも草もまた生い茂りますから、できるだけ近くに、5月の村全体でやるときと一緒にやるほうが村全体が美しくなるのではないかとということが一つです。

それと、やはり通学路でありますから、この2線については、子どもたちが、どうしても車道のほう、山西大津線については特に車道を歩かなくてはなりません。交通の交通障害も出る——まだ出ておりませんが、歩道がないものですから、だから、そういうところも加味入れまして、ここに要望等お願いをするわけでありますので、ひとつ建設課長、よろしく願います。以上です。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）5月に草刈りを村道と一緒にしたらということで、山下議員からのご質問でございますが、多分県のほうが年1回の作業ということで、業者さんに発注をしておるわけでございます。

極力、時期については振興局のほうと協議をした上で、いつがいいのかというのはまた協議をさせていただきたいということで思っております。それと、山西大津線につきましては今、鳥子の方面から歩道の計画の図面ができ上がりまして、今年度、現地境界立ち会いを終わらしまして、来年度からできれば補助事業で歩道設置のほうをお願いするというところで思っておりますので、その辺が工事が入れば大分、400mぐらいだったと思います。ちょうど山、山林の区間ですけれども、あの辺が早目にできれば大分助かるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

32ページなんですけれども、村有林管理費の役務費の森林保険でございます。

もう既に、原野の火入れが行われ、本来であれば行われているところですが、天候不良のためにここ2回ほど延びて、この様子であれば今度の日曜日かなというような感じです。昨年におきましては、やはりもうこれも不可抗力なんです、風の力と思うんですけれども、熊本市の造林地に入って、担当課、大変だったかと思えます。

その中で、やはり保険に入っているということで、多少は安心感がありますが、森林保険、ことしが119万1,000円組んであります。昨年が5万3,000円でした。この違い、どういった感じでこういうふうな保険料の違いが出てくるかお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）森林保険料の額が去年とことして大幅に違うということでございます。森林保険は、村全体でいいますとたしか400ha、すみま

せん、ちょっと資料があれしてまいりましたので、400haほど加入しているんじゃないかかと思えます。村有林とかそれから部落有林、公団造林などが加入されておるところですけれども、村で掛けているのは公団造林分と村有林分になります。

これ、植栽して掛けるということになりますので、その年その年によって対象林分が変わってくるということです。保険期間は5年間ということであり、それから、林齢によって5年たちまして更新する場合に、当然5年分林齢が上がっているわけですので、その分、若干保険料が上がってくるというふうなことであります。ですから、そういった事情に基づきまして毎年の保険料が変動するというところでございます。

ちなみに、今年度119万円ほど計上させていただいておりますけれども、平成31年から森林保険制度が改正されまして、これまで5年間でしか契約することができませんでしたが、10年間の長期契約にすることで割引があるということでございましたので、今年から随時、平成31年から随時10年契約に更新していきたいなど。それで少しずつでも経費の削減をしていきたいなどということで、今回119万1,000円計上させていただきました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）こればかりは、本当に原野の火入れのときの火災というのは、本当に風向きがちょっと変わったばかりで入ります。

やはり、今回懸念されるのも、皆さん3月の第1日曜日は休み、勤め人全部休みをとっておられるんですけれども、こういう延び延びで、もう次は休みとれん、次は休みとれんということで、延びるに従ってやっぱり参加者が少なくなるということで、やはりそういうときの失火のためには保険の加入というのは重要なかなと思えますので、今後とも必要なところは検証して入れていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）長々すみません、先ほどの待機児童の関係です。

ページでいきますと、ページ56の3の2の1の、前回の説明会の際に非常勤事務員の66万1,000円とあります。説明会を受けたときに、待機児童が今回発生するという話がありまして、それと一緒に現在デスクワークの保育士の先生が、できればたまにはもっと現場に出たいというお話もされているというのを伺いまして、だったら非常勤事務費をもうちょっと追加して、デスクワークにおられる保育士の先生をちょっとでも現場に行けるようにしたほうがいいんじゃないか、その辺を保育園長が説明に来られたときはやっております。

そのことに関してが一つと、どう思っているかが一つと、もう一つは、く

じ引き等で何か選ばれたそうなんですけれども、外れた方々に、例えば子育て広場等があるということをちゃんと説明がされているか。待機児童になれる、くじに外れた方、保育園に入れなかった方の親子に対して、子育て広場等がありますけれどもというようなフォローまでされているかをちょっと伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）ただいまの中西議員のご質問で、非常勤事務職員報酬で66万1,000円計上させていただいております。これについては、確かに保育士免許を持っておられる方が今来ていただくところで計上させております。

ただ、現状、先ほどご指摘のように、保育士不足というところでOBの方ですけれども、こちらの方もほかにもちょっと声かけはしているところではございましたけれども、事務のほうも、これは完全に事務職務、今おられる方を保育士に回して、事務のほうは別の方という意味かとは思いますが、そこはちょっと検討させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）中西議員の質問で、抽せんに漏れた方に対して子育て広場のほうの説明をしているかということだったと思っておりますけれども、その現場のほうではまだやっていなかったと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）事務員を増やして云々の話は、保育士さんがなかなか見つからないであろうから、一般事務の方がもしも予算を増やして見つかるのであるならば増やして、デスクワークに入っておられる保育士さんは現場に極力渡せようにしたほうがいいんじゃないかという提言を、前回説明会の時にさせていただきました。

それと、子育て広場の件は、抽せんとかがあるときに子育て広場というのがあるのがちょっと頭に入っているのであるならば、実はこういった提供も村としてはやっておりますからというのを、ちゃんとやっているかというのを言いたかっただけです。

○議長（宮田勝則君）やっていたかというのでしょうか。

○4番議員（中西義信君）そうです。そういうのは、現場で課長がいないときでも保育園長の段階で、実はこういった子育て広場等もありますからというのを上手にやっていたかというのを、今後もそういうのは頭に入れて行動をお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）確かに、中西議員が言われたとおりでございますので、一応申請の段階でも案内できたらやっていきたいと思っております。以上

です。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、待機児童でおっしゃっておりますけれども、待機児童は0歳児です。その0歳児を子育て広場に入れるというのは、ちょっと厳しいところはあるはしないかなと。3歳、4歳になったらみんなの中で一緒に子育て広場の中でもいいですけれども、0歳児をその中に置くということは危険があるはしないかなというふうに思っております。

それから、少し賃上げをしてはどうかという話もありましたけれども、確かに民間に比べると保育園の公立は安いです。ただ、うちはうちで役場の臨時の方もおられます。そういった方々との兼ね合いもございますので、なら、それ現業だからそちらのほうを認めろと言うなら、うちのほうも検討したいなというふうに思っております。こちらのほうとあちらのほうと、この差があったときにいろんな問題が出て来はしないかなというふうに思っております。

それから、あと何だったかな。あ、デスク、事務職。

事務職は、やはりあそこにおる人は保育の中身をわかった人じゃなからんとだめです。これが、一般の方々がそこにいてやるということは多分厳しいと思います。それは、全体的に保育園の中のことを把握した人間、あの場で保育した人、その人たちがあそこにおりますので、その人たちがそこで寄って采配をしたりとか、保育士に、若い保育士にいろんなことを言うということがありますので、一般事務の方があそこに居ってもなかなかうまくはいかないところもございますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）一応、ど素人があったとしてですけれども、思った側からすると、こうしたほうがいいんじゃないかというのはつつい言いたくなることも事実であります。

それと、予算とはあれなんですけれども、例の風の里キャンプ場、オープンはいつごろとか、ちょっとここで教えていただけるなら。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

新年度4月中にはオープンしたいということで、今準備作業を進めているところでございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）これも、登山と一緒に、やっぱり始まると思えばうれしいことでもあります。これももう答弁は求めませんが、先ほどと一緒にPRのほうをしっかりとお願いします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員(桂悦朗君) 9番、桂です。

私は、反対討論とかそういう問題じゃないんですが、今回、いろんな意見が出て、こちらから質問が出て、委託料とかそういうものもかなり金額が多くなっている。その点があると思います。

皆さん方のこの議員には、その点についてはきちんとしたやっぱり予算の執行をしてもらうということで、私はそれをきちんとしてもらうということがあれば、反対はしませんので。以上でございます。

○議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 2時50分)

(午後 2時53分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、平成31年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第26号、平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) それでは、議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただけますでしょうか。

平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成31年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,487万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された金額に過不足が生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億6,716万5,000円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税81万4,000円でございます。これらの現年度分につきましては、1月末の調定を基準に、収納率を考慮して算出させていただいております。

8ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億5,355万2,000円でございます。この交付金につきましては、出産一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通調整交付金と、保険者努力支援分、特別調整交付金、都道府県繰入金、特定健診等負担金の項目がある特別交付税として分かれております。

下のほうになりますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金6,242万9,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金など、法定内の繰り入れを一般会計のほうからお願いしております。

9ページをお願いいたします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金に3,000万円の予算を計上させていただいております。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

11ページのほうをお願いいたします。

11ページの真ん中ぐらいでございますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億5,000万円、目2退職被保険者療養給付金300万円でございます。これにつきましては、平成30年度の支払い見込み等参考にしまして、今後の医療費の自然増等を考慮いたしまして平成31年度の

予算を計上しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費7,500万円、目2 退職被保険者高額療養費30万円でございます。高額療養費につきましても、平成30年度の給付見込み額を参考とし、今後の医療費の自然増等を考慮いたしまして予算計上をさせていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

納付金関係になります。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分1億9,195万6,000円でございます。医療給付費の事業費の納付金ですが、これにつきましては県が市町村に交付する保険給付費等の交付金の費用に充てるため、県が定める交付金として納めることになっております。その財源につきましては、主に保険税となっております。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金、項2 後期高齢者支援金等分5,077万2,000円でございます。こちらも、県が社会保険診療報酬基金に支払う後期高齢者支援金への費用に充てるため、県に納付金として納めるものがございます。

次に、款3 国民健康保険事業費納付金、項3 介護納付金分1,765万円でございます。これにつきましても、県が社会保険診療報酬基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金でございます。

14ページをお願いいたします。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費867万3,000円でございます。主なものとしまして、13の委託料に829万9,000円を特定健診事業に対する委託料として計上してもらっております。

内容につきましては以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

歳入の7ページですけれども、健康保険税が昨年より500万円ぐらい少ないんですけれども、退職者も200万円ぐらい少ないんですけれども、先ほどの一般会計の歳入で、個人住民税が幾ら伸びておったかな、4,900万円ほど伸びているということであれば、まだ改定はあつとらんとお思います。まだ6月で改定が、税率の見直しがあると思うんですけれども、住民税が伸びているのであれば当然所得が上がっているということで、当然健康保険税のほうも上がるべきではないかと思う中で、ここでマイナスになった要因、このあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）保険税のほうが昨年度と比べて減になった理由ということでございますので、ちょっと主な要因としましては、加入世帯及び加入人数が減少している。昨年度、平成29年度の平成30年3月末日現在と本年、平成31年1月末日現在を比較してみますと、世帯的には14世帯減少で加入者が61名減少しております。

それに加えまして、今、低所得者の方に対しての軽減措置というのがございますけれども、この7割、5割、2割軽減というのがありますけれども、この7割軽減の方が昨年度末の平成29年度に比べまして今、本年1月末日現在で115名増加という形になっております。このあたりが、この減少した主な要因という形になっているかと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）了解しました。

やはり、健康保険の加入者が少ないというのも一つの要因かと思っております。ということで、やはり医療費は高騰する、その中で保険者は減るという中で、やはりこの医療費を抑えるというところで、14ページに保健衛生普及費の中に役務費ということで、ジェネリック差額通知送付料という、やはりこういうところジェネリックを一般被保険者に使っていただくということで、医療費を下げるという目的でこういう計上があっているかと思っておりますが、このあたりは、この医療費差額通知となっているので、その通知の内容は、どのような感じで一般の被保険者の方にお知らせするような形になっているんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

一応、皆さん方、健康保険の方には医療費通知という形で来ていると思っております。それと別に、またジェネリックはジェネリックを使われた方については、別な通知をお出ししております。

今、病院側も行かれるとジェネリックはどうですかということで大分聞かれていますので、一応保険証も切りかえるときにそのあたりのジェネリックに関してのパンフレットとか何かも入れて送るようには準備しておりますので、医療費で極端にジェネリックで落ちたかというところまではまだ落ちておりませんが、今後そういう活用で少しでも医療費が落ちるよというか、通常使う医療費、なかなか落ちるとするのは難しゅうございますが、少しでもそういう削減を個人個人にお願いしたいということで思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）そうですね、藤吉課長言われますとおり、これを使ったからといって極端に落ちるわけではないかと思っておりますが、やはりちりも

積もれば山となるで、この被保険者全てがこういうことに気をつけていくと、最後にはかなりの医療事業を落とすことができるかと思います。その中で、やはりこの通知も大事だし、あと例えば健診後の事後健診なんかで、やっぱり保健師さんあたりの指導でこういうところの通知もすれば、なお一層効果があるのではなかろうかと思いますというところで終わりたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）本当にありがたい質問だったと思います。

やはり、皆さん方がそういう意識を持って、今後も私たちのほうも進めさせていきたいと思います。

それとはちょっと余談になりますが、先ほどの退職医療につきましてですけども、退職医療につきましては、平成20年度の制度改正によりまして、来年度、平成31年度で退職者被保険者分についてはなくなります。

もう、あとは一般になってくるということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上でございます。

関連で、質問させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）関連次第ですけれども、度が過ぎたら止めます。

○2番議員（村上高志君）新聞の記事で、西原村の国民健康保険が一番高いというような情報、そういう新聞の記事が出ましたので、なぜ高いのかご説明していただけたらと思います。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）すみません、私のほうからちょっと、いろんな部分でありますものですから。

まず、新聞に載ったのが平成30年度の国民健康保険の改正によりまして、平成30年度から国保運営の役割といたしますか、それは熊本県のほうになっております。新聞に載りましたのは、要するに先ほど申しました事業費関係の納付金の算定資料にするための市町村ごとの標準保険税を新聞のほうを示したわけでございます。

それによりまして、確かに西原村が一番高い数字になっております。今、西原村の保険税につきましては、税率につきましては決して安いほうじゃございません。県内でもトップのクラスの税率であります、高くなった要因としましては、やはり1人当たりの基準総所得が高いという部分も出てきていると思います。

どうしても、同じ税率で同じ所得でかけたならば西原村よりも高い町村というのはあります。ただ、全体的に所得のほうやはり、西原村の国民健康

保険の所得の方でございますが、全県下でも今のところ5番目ぐらいの所得でございます。そういうことで、1人当たりになりますと県が示した標準保険料につきましては1番になってしまったということでございますが、これにつきましては、県が国保事業費の運営主体ということで税率のほうも徐々に、将来的にはどこの町村におっても同じ保険税率にするという統一をなされることになっております。

ただ、それにつきましても、考え出すのが平成36年からということで明記しておりますので、それからかかりますので、当分の間は、徐々に保険税率も各町村が少しずつ均等になってくるかなというふうには思っております。

ただ、高いからうんじゃなくて、今の健全運営を今までやってきたというのが西原村でございますので、大事な保険税を皆さん方から預かっているわけでございますので、今後の動向を見ながら保険税の税率についても検討していきたいというふうに考えております。

ただ、平成31年度につきましては、今のところ税率の改正のほうは考えておりませんので、今の税率で平成31年は運営させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、平成31年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第27号、平成31年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）それでは、議案第27号につきましてご説明いたします。

議案第27号、平成31年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1ページ、開けていただきたいと思います。

平成31年度西原村介護保険特別会計予算。

平成31年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,489万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容について、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億6,237万9,000円でございます。これにつきましては、1月末時点の被保険者数を考慮し、収納率を見込みまして算出させていただいております。

すみません、これは年金ですので、そのまま収納率は見えておりません。年金から差し引かれる分でございますので。

すみません。もといです。やはり、普通徴収分もありますので、収納率を考慮いたしまして算出させていただいております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億2,433万9,000円でございます。これにつきましては、平成31年度給付見込みを支出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス諸費、特定入居者サービス費等を合計した額に国庫負担額を乗じまして計上させていただいております。

同じく、国庫支出金で項2国庫補助金の計で5,548万7,000円でございます。これにつきましても、同じように国庫補助金の割合を乗じて計上させていただいております。

7ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金の計で1億9,043万1,000円でございます。これにつきましては、第2号被保険者である40から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、平成31年度の給付見込み額に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上しております。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億398万8,000円でございます。これにつきましても、国庫負担金と同様で県の負担割合を乗じ

まして計上させていただいております。

続きまして、款6繰入金、項1一般会計繰入金の計で1億778万3,000円でございます。これにつきましても、同じように平成31年度の給付見込み額に村の負担金を乗じた金額を、一般会計のほうから繰り出しをさせていただいております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費433万2,000円でございます。主に、これにつきましては、委託料に地域包括支援センター運營業務委託料として375万円を計上させていただいております。地域包括センター委託料につきましては、地域支援事業の中でも管理費として払って、合計で1,040万円の支出をさせていただいております。

続きまして、10ページをお願いしたいと思います。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費6億5,114万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては……（「数字が違う」の声）すみません、6億5,144万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、昨年見直しました第7期の介護保険事業計画を設定しておりまして、平成31年度の給付見込み額をもとに決定をさせていただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページでございますが、款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費1,550万円でございます。これにつきましては、利用者の負担額を超えてしまった利用につきまして、その部分を利用者へ支払うものでございます。これにつきましても、第7期介護保険計画に想定しております平成31年度分の給付費額をもとに計上させていただいております。

続きまして、同じく項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者サービス等費3,350万円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所したときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、平成31年度の給付見込み額をもとに計上させていただいております。

続きまして、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費ということで、1のほうのサービス事業費につきましてが964万8,000円、ケアマネジメント事業費につきましては206万4,000円を計上させていただいております。介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者事業対象者の訪問介護及び通所介護の給付費とケアマネジメント作成委託料として、平成31年度の支払い見込み額を計上させていただい

ております。

続きまして、同じく地域支援事業の項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費529万8,000円でございます。これにつきましては、主に委託料でございますが、ミニデイ、地域介護予防活動支援事業という、これはサロンでございますが、そういう委託料につきまして計上させていただいております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

項3 包括的支援事業・任意事業、目4、真ん中ぐらいからになりますが、生活支援体制整備事業費530万円でございます。これにつきましては、高額介護予防にかかわるサービス提供の体制の検討及び高齢者の地域での地域で支え合う体制づくりを推進しております。主に、社協に委託し、地域生活コーディネーター等の設置、運営費として計上させていただいております。

同じく、その下でございますが、目5 認知症総合支援事業費421万円でございます。主な内容につきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方が増加すると予想されております。そのことから、認知症地域支援推進員等設置促進事業委託料としまして200万円を社協に委託しております。また、認知症初期集中支援事業費として221万円を益城病院のほうに委託しており、関係機関との連携をとる体制をつくるための費用として計上させていただいております。

続きまして、13ページになります。

先ほど申しました項4 地域包括支援センター管理費で1,137万4,000円を計上させていただいております。主な内容につきましては、地域包括支援センター運營業務委託料として1,040万円を計上しております。

歳入については以上でございます。

15ページに、債務負担行為ということで、地域包括支援センターシステムサーバー等のリース料を計上させていただいております。以上でございます。審議方よろしくお願ひします。（「歳入と言った。最後のほうは歳出だ」の声）すみません、歳出でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、平成31年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 3時32分)

(午後 3時43分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第28号、平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) それでは、議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

開けていただきまして、1ページでございます。

平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,508万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料2,499万5,000円。

目2 普通徴収保険料1,666万5,000円でございます。これにつきましては、後期高齢者医療の保険料でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合の

算出した額に、特別徴収分の保険料額につきましては60%、普通徴収分につきましては40%の割合で計上させていただいております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金579万2,000円でございます。これにつきましては、広域連合等で算出した金額を一般会計のほうから繰り入れをお願いしております。

同じく目2保険基盤安定繰入金2,548万5,000円でございます。これにつきましても、広域連合のほうで算出した金額を計上させていただいております。

次に、目3療養給付費繰入金8,033万4,000円でございます。これにつきましても、広域連合で算出した額で医療費相当分の12分の1を一般会計より繰り入れをお願いしております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましてご説明させていただきたいと思っております。

8ページをお願いいたします。

一応、広域連合の納付金関係でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億5,245万円でございます。

主な内容につきましては、保険料徴収負担金4,165万8,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,548万5,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金8,033万5,000円等となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、平成31年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第29号、平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第29号につきましてご説明いたします。

議案第29号、平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

開けていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,074万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債（西原村中央簡易水道事業熊本地震本復旧工事）、限度額2,000万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

主な内容につきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

項1 営業収益、目1 給水収益、節1 水道使用料は、前年度と同額の5,700万円を計上しております。

目2 その他営業収益、節2 工事申込金は、30件の新規加入として加入金324万円を見込んでおります。

項2 営業外収益、目1 補助金、節1 他会計補助金として一般会計より災害復旧事業債償還繰入金として1,533万8,000円を計上しております。

款2 繰入金には昨年より500万円増の1,500万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

項1繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金に1,000万円を計上しております。

項1村債、目1災害復旧事業債、節1地方公営企業災害復旧事業債に2,000万円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

項1営業費用、目1業務費につきまして、主なものは、節2給料から節4共済費までは担当職員の人件費でございます。

節11需用費では、光熱費に水源地、配水池電気料を790万円、修繕費、水道施設修繕費に100万円等でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

節13委託料には、水道メーター検針委託料122万4,000円、漏水調査委託料150万円、水道事業統合認可申請書作成業務委託料2,000万円、水道地理情報管理システム構築委託料630万円を計上しています。システム構築委託につきましては、現在の管路図では災害時等での迅速な対応ができないことから、水道の管路図等を再整備する委託料でございます。

節15の工事請負費には、県道堂園小森線の道路拡張工事に伴う水道管布設工事に500万円、宮山水源取水ポンプ及び水位計整備工事に260万円を予定しております。

目2災害復旧費、節11需用費、応急復旧修繕費として100万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

節14使用料及び賃借料として、応急復旧配管等のリース代として100万円、節15工事請負費に熊本地震に伴う復旧工事費として100万円、節19負担金、補助及び交付金に災害復旧工事負担金として2,000万円を計上しております。これにつきましては、復興推進課で行う下布田地区、古閑地区の集落再生事業の中で水道復旧工事を同時に行い、一般会計へ支払うため、水道会計から負担金として一般会計に支出を予定しております。

項2営業外費用、目1企業債償還金として昨年より217万6,000円減の3,458万7,000円を計上しております。

目2消費税相当額に200万円、予備費に285万3,000円を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。（「繰り越しのところを繰り入れ」の声）すみません。歳入のところで、繰越金で訂正をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

10ページの節13委託料、水道事業統合認可申請が2,000万円上がっておりますけれども、こちらは、申請とは別に何かいろいろあると思いますけれども、その辺をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）これにつきましては、小森水道、万徳水道等が合併をされるということで伺っております。それに向かつての認可申請をどうしても取らざるを得ない。今簡易水道ですが、今度は上水道になるわけでございます。その辺の認可申請に伴いまして、この2,000万円の委託料が必要ということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）これは、申請だけでこんな値段がするのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）申請の書類としましては、中身いろいろ人口を調べたり、平成30年度でも、今小森水道はどういうものを持っているのか調べた上で許可書というのを、やっぱり膨大資料を出すわけでございます。それに伴ってこの金額が必要になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）坂本君、よございますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

委託料で申請書を作成ということでございますが、今、これは直接中央簡易水道とは関係ありませんが、小森、万徳の修理の進捗、それに合わせた申請書の作成というか、いつごろの見込みというか、そういう見込みがあつての作成なんですかね。聞きたいのは、小森の修理の進捗状況とそれに合わせた作成でいつごろになるのかなというようなことです。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今の質問についてお答えいたします。

現段階では、小森水道もまだ工事中でございます。まだ、基金関係の申請が平成31年度も出てくるだろうと思っております。それで、早目に認可申請を作っておかないとすぐはできませんので、その辺を踏まえて、できるところまでは早目に作りたいというところで思っております。

簡易水道から上水道に変わった場合のいろんな組織とかそういう形で、いろんな面で変わってきますもので、その辺を踏まえた上で、今回の委託でいろいろ前段として、整備できるものにつきましては委託でしていきたいということで思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）林田君、よございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）まだ未定というか、ということでもいいですかね。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）はい。現段階では、まだ未定でございます。どこまで基金が使われるのかわかりませんが、整備が整わなければうちも引き取ることはできませんので、今の現段階ではちょっと未定でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）中西です。

給水量と供給量といいますか、毎日、まだまだ余裕があるということですかね。現在、加入がまだ何%ぐらいといいますか、吸い上げる量等、まだゆとりがあるということでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 4時06分）

（午後 4時07分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

11ページの負担金、補助及び交付金のところの災害復旧工事負担金というのが下布田地区も入ると説明でありましたが、秋田原からの本管が県道沿いにずっと来ておりますね。それから、集落内の配水の布設と思いますが、これはどの工事から、道路拡張するときと同時にするんですかね。いつごろ。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの上野議員の質問にお答えいたします。

うちの水道の担当から聞いている内容につきましては、復興課と調整をいたしまして、実際、水道のほうも災害復旧で補助をおっしゃっております、災害復旧として。それを使うのがいいのか、復興課の集落再生で行くのいいのかということで協議をした上で、復興課の事業の中で水道管の布設に取り組んでいただいて、その中で一緒に工事をしていくと。水道のほうだけ別に発注となると競合したりなんかしますもので、その辺を復興課のほうと一緒にしていただいて、今回その水道の部分については、うちのほうの特別会計のほうから繰り出すというか負担するというので、今回上げさせていただいている分でございます。よろしいでしょうか。

○6番議員（上野正博君）はい。

○建設課長（吉田光範君）以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、平成31年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、
原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第30号、平成31年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君) 議案第30号につきましてご説明いたします。

議案第30号、平成31年度西原村工業用水道事業会計予算書。

平成31年4月1日から平成32年3月31日、西原村。

2ページをお願いいたします。

平成31年度西原村工業用水道事業予算書。

総則。

第1条、平成31年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8カ所、(2) 年間総給水量24万6,740³m³、(3) 1日平均給水量676³m³、(4) 主要な建設改良費0円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2,005万7,000円、第1項営業収益1,199万2,000円、第2項営業外収益806万4,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2,005万7,000円、第1項営業費用901万6,000円、第2項営業外費用50万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費1,054万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入、資本的支出はございません。

議会の議決を経なければ、流用することの出来ない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費236万3,000円、(2) 交際費0円。

利益剰余金処分。

第6条、繰越利益剰余金のうち1,000万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金0円、(2) 利益積立金0円、(3) 建設改良積立金1,000万円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、8万円とする。

平成31年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

平成31年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

収入。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1料金収入1,199万1,000円を計上。本年度の給水事業所も、冒頭にありましたように8カ所でございます。1日の給水量としましては676tを予定しております。超過料等につきましては、当初予算では加味しておりません。

また、平成26年度予算より、会計制度の変更により企業会計となり、歳入項目に項2営業外収益、目3長期前受金戻入、節1長期前受金戻入として138万7,000円を計上しております。

目4雑収益、節1雑収益として666万1,000円を企業負担金収入として計上しております。

16ページをお願いいたします。

支出の水道事業費用につきましては、目3総係費が前年比758万1,000円の減額につきましては、人事異動に伴う減額及び前年度施設更新計画作成委託料等の減額でございます。

17ページをお願いいたします。

目4減価償却費、前年比15万1,000円の減の295万円、款4予備費は、前年比1,033万9,000円増の1,054万円を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、平成31年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

次の会議は明日15日午前10時より行いますが、明日は日程の中に請願書審議が入っております。請願書審議の中でのお尋ねが終わりましたら暫時休憩をして、傍聴者も多数来られると思います。公聴会という形でお尋ねをいただきたいというお話を全協の中でもいたしましたけれども、そのとおりに行ってよごございますでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(宮田勝則君) では、明日の請願の審議におきまして、議会よりのお尋ねが終わりましたら暫時休憩を行い、本議場での公聴会をしたいと思っておりますので、執行部の皆さん方はよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

これをもって散会したいと思います。

午後 4時20分 散 会

第 4 号 (3 月 1 5 日)

平成31年第1回西原村議会定例会会議録

平成31年3月15日、平成31年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成31年3月15日（金曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 同意第 1号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2号 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 発議第 1号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 請願書審議について
- 日程第 6 委員会報告について
- 日程第 7 組合議会報告について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）おはようございます。

議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第3296・3297号、風当ダム線道路災害復旧工事。

2、契約金額8,856万円（税抜き額8,200万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字陣内1164番地の3、会社名、有限会社上田建設、代表者、代表取締役坂本康德。

今回の風当ダム線道路災害復旧工事につきましては、平成28年4月の熊本地震によりまして被災した村道の災害復旧でございます。場所につきましては、風当集落の東側、大切畑ダムの分水工から東側の部分であります。

災害としましては、2カ所で採択をさせていただいておりまして、今回、連続性を持つ工事ということで、1本の工事が発注をしております。

発注時期がおくれましたのは、大切畑地区災害関連緊急地すべり対策工事の工事用道路との関係で着手できませんでしたが、今月末までの完成のめどがつかまりましたので、今回、発注を行ったわけでございます。

なお、議案の後に、めくっていただきますと、仮工事契約書、その次が位置図、あと工事内容につきまして、2枚ほどつけさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

日程第2、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162条2号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字布田2097番地1、氏名、加藤みな子、生年月日、昭和34年8月13日。

提案理由といたしまして、西原村教育委員会委員、加藤みな子氏の任期満了に伴いまして再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するためでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第3、同意第2号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて。

西原村副村長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

平成31年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、佐賀県武雄市朝日町大字甘久3049番地1、氏名、目床順司、生年月日、昭和43年8月27日。

提案理由といたしまして、西原村副村長内田安弘氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに副村長を選任いたしたく提案するものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今回、副村長の任命ということで今、履歴書を見ますが、現在50歳ということで、まだ若い方だなということで思いますが、最終がこれは九州地方整備局の河川部の地域河川課長補佐ということでございます。

今度なられますので、現役で来られるのか、退職されるのか。また、ちょっと人間性はちょっとわかりませんが、村長は一応打診をされているので、ある程度の人格というか、人間性がわかるかと思っておりますので、そこでちょっとご説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）国土交通省九州地方整備局の現職ということであります。

扱いは、一応向こうは退職という形で、こちらに来ていただくという形になります。こちらのほうで任期を終えたら、またもとの九州地方整備局に帰るといって来ていただくということでございます。

人間性と申されますけれども、1回だけ面会をいたしました。50歳で若いということでもありますけれども、考え方はしっかりしておられる方だなというふうに思っております。見た感じは、真面目そうな感じでした。

まだおつき合いはしておりませんので、その中身まではわかりませんが、ある方を介して、その方を紹介していただいたということで、九州地方整備局の局長あたりとも、私のほうも面談をして、部長も面談をして、その方を選んでいただいたということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君、ようございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）私たちがまだ全然面識もありませんので、恐らく推薦をされた方も、その人の仕事ぶりを見て推されたのではないかと思います。西原村は震災復興をやって、まだ半ばでございます。またこれからもいろいろあるかと思っておりますので、この新しい目床さんに期待してみたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第4、発議第1号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者林田直行君に求めます。

（8番議員 林田直行君 登壇 説明）

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

発議第1号、平成31年3月15日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。

賛成者、西原村議会議員、桂悦朗、賛成者、西原村議会議員、上野正博。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由、西原村課設置条例の一部改正に伴い、地方自治法第109条第1項の規定により、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくってください。

一応、今回の条例の改正について申し上げます。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例。

西原村議会委員会条例（昭和35年西原村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「建設課」を「復興建設課」に改め、同号カを削る。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

次に新旧対照表がありますように、早く言えば建設課が復興建設課に変わるといってごさいます。以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。提出者に質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第5、請願書審議についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおりです。

請願書受理番号1番、河原小学校複式学級解消に関する請願について、紹介議員の堀田直孝君に内容の説明をお願いします。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 説明）

○1番議員（堀田直孝君）おはようございせん。1番議員、堀田です。

それでは、河原小学校複式学級解消に関する請願を読み上げていきたいと思ひます。

河原小学校複式学級解消に関する請願。

平成31年2月25日。

請願要旨。各学年の少人数体制に関係しない単式学級、1学年1教室にされるよう請願します。

請願理由。河原地区の少子化対策を目的に河原活性化委員会河原小学校部会を開催・実施してきた。河原小学校に通う児童の教育環境の向上と活性化を目的に活動を行ってきた。河原小学校児童により良い教育環境提供と特徴あるコミュニティースクールを行うことができるように現状の教員数を維持

し、増員していただき、充実を図っていただきたい。

請願項目。1、各学年の少人数体制に関係なく単式学級、1学年1教室での教育環境を児童に提供してほしいです。

2、コミュニティースクールの教育体制を強化するために、現状の教員数を維持・増数していただきたい。

請願者、住所、熊本県阿蘇郡西原村河原3670、団体名、河原活性化委員会河原小学校部会、氏名、代表世話人廣岡大門他。

紹介議員、住所、熊本県阿蘇郡西原村河原943の1、氏名、堀田直孝。

西原村村議会議長、宮田勝則様ということで、出ております。

補足しますと、この他というところで何名の署名があったかということ、1,016名の有効署名が今現在あります。これは、選挙有権者数の方だけということで限定して署名をしていただいたということですので、今現在、西原村に有権者が五千十数名おられますが、1,000名を超しているということは、5人に1人の熱い思いが込められた請願ということで、また、なおかつ、署名者の中には、河原小学校校区内だけの保護者その他の人の署名かといいますと、山西校区、特に高遊、鳥子、宮山、ほとんどの方の署名が寄せられております。

この河原活性化部会というのは、どういったメンバー、組織でされているかということ、メンバーはPTA役員、OBを含んだ河原小学校の保護者、教員、おやじの会、それにオブザーバーとして私たち河原校区活性化対策特別委員会のメンバーが含まれております。

目的としては、既存の村民の意見を吸い上げることで、1つ目に、児童数の増加を図る1クラス10人以上を目的とするということと、教育体制の特質化。ほかの学校にない河原小学校の環境を生かした子どもたちの教育環境の向上を目的としております。次に、在校児童と保護者の生活の質の向上、小学校部活動のPR強化を図るということで、これまでに平成29年5月23日を皮切りに計6回行っております。

その中で、活動の内容は、やはり児童数を増やすためにはどうしたらいいかということを中心に議論もしますが、特にワークショップを行い、河原小だけでなく地域のメリット、デメリット、このあたりの検証を行って、今後の活動を検討する。その中で、今回、請願を提出するということも決まったということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいま紹介議員より内容の説明が終わりました。

紹介議員に何かお尋ねはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようですので、暫時休憩します。

（午前10時25分）

(午前10時33分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お尋ねがないようですので、紹介議員は自席に帰ってください。

請願書受理番号1番については産業教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時34分)

(午前10時37分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

8番議員、林田直行君。

(産業教育常任委員長 林田直行君 登壇 報告)

○産業教育常任委員会委員長(林田直行君) 8番、林田です。

産業教育常任委員会並びに総務福祉常任委員会の合同での視察研修を行いましたので、ご報告申し上げます。

近年、西原村においても、支援を要する児童が増えていることに議員注視しまして、2月14日、南阿蘇白水にあります「あそびい」といいます児童発達支援多機能型事業所を研修いたしました。

ここは、一般社団法人こどもサポートセンターあそらが運営しております、平成26年6月ごろ設立をされまして、先ほど言いました南阿蘇の白水中学校におきましては、平成27年4月に事業を開始しているということでございます。

事業の内容としまして、まず児童発達支援事業ということで、就学前の児童、0歳から6歳までを、活動を通し、身の回りや運動面、言葉、コミュニケーションスキルを図るための発達段階に応じた活動を取り入れる支援をやっておられます。

また、放課後等デイサービス事業では、これは6歳から18歳までを対象としまして、宿題支援を初め個別に応じたプログラムで、学校休業日はクッキングや施設外療育、体験的な療育を中心に行っておられ、人数や発達に応じて複数のグループに分かれて養育をされております。

3番目が、保育所など訪問支援事業で、これは全年齢対象となっております。通園通学されている園や学校で安心して活動、授業に参加できるよう、スタッフが園や学校を訪問し、支援を行うということでございます。

これにはどんな子どもたちが利用しているかという点、先ほど言いましたように運動面、言葉、身の回り、コミュニケーション、行動、そのほか生活のリズム、そういう子どもたちが利用しておるそうでございます。

西原村におきましても、現在利用している園児や児童としまして、先ほど言いました0歳から6歳までが14名、次が6歳から18歳までが42名、合わせて56名の方が、現在その施設を利用されております。こういう子どもたちが増加しているということで、それを注視しながら、今後も西原村の福祉、学校についてのどうやっていくべきかを議員全体で検討していくならばということで、その場は帰って、そういう話をした状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、委員会報告を終わります。

日程第7、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がありましたらお願いします。

1番議員、堀田直孝君。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

平成31年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が平成31年2月14日に熊本市KKRホテル熊本において開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議案第1号から第9号までの議案が上程され、議案第1号、熊本県後期高齢者医療連合副広域連合長の選任同意について、議案第2号、熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任同意について（議選監査委員）、議案第3号、熊本県後期高齢者医療連合の監査委員選任同意について（識見監査委員）、議案第4号、専決処分報告及び承認について、議案第5号、熊本県後期高齢者医療連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号、平成31年度熊本県後期高齢者医療連合一般会計予算について、議案第9号、平成31年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての9つの議案が審議されました。

主な事項については、議案第1号では、嘉島町長荒木恭臣氏が副広域連合

長に選任され、議案第2号、第3号の監査委員については、議選監査委員は長洲町議会議員の福永栄助氏、識見監査委員は、元熊本市代表監査委員の石原純生が選任されました。

また、平成31年度当初予算におきましては、議案第8号の平成31年度熊本県後期高齢者医療連合一般会計予算では、予算の総額2億8,626万円のうち、主要な項目で、歳入、市町村負担金2億6,221万6,000円、繰越金及び利子で2,404万4,000円、歳出で、一般管理費2億8,265万3,000円、その他議会費等で360万7,000円。

議案第9号、平成31年度熊本県後期高齢者医療連合後期高齢者特別会計予算では、予算の総額を2,864億2,173万2,000円ということで、主な項目の内訳は、歳入、市町村負担金452億1,347万9,000円、国庫支出金978億3,329万円、県支出金237億3,786万9,000円、支払基金交付金1,131億7,815万4,000円、その他としまして64億5,894万円、歳出、一般管理費7億5,405万8,000円、保険給付費2,822億5,372万9,000円、保険事業費4億7,278万2,000円、その他（基金積立等）が29億4,116万3,000円というものでした。

全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。以上、報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。

日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申し出どおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、3月いっぱい退任されます内田副村長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○副村長（内田安弘君）今月末をもって西原村の副村長の職を退任するに当た

り、本定例会において、このようなご挨拶の機会を設けていただきましたことについて、宮田議長を初め議員の各位にまずもって御礼を申し上げたいというふうに思います。

4年前、日置村長よりお話をいただき、また議員各位の賛同を得て、副村長に就任させていただきました。当初は、県での仕事を通じて得た知識や経験を役場職員の方々に伝え、役場の業務の効率化や村長の補佐役として地元西原村の村づくりに貢献できればというふうに思っておりました。

しかしながら、これからという就任2年目に熊本地震となり、その後の3年間は、この地震への対応に明け暮れた日々ということになりました。日置村長の卓越したリーダーシップのもと、また議員各位のご理解とご協力のもと、役場職員一丸となり復旧・復興に努めてきた3年間でもありました。

また、この地震では、改めて消防団を初め村民の方々の公的意識の高さにも気づかされました。西原村の復旧・復興に向けた取り組みについては、国、県、そして他市町村の方々や専門家から高い評価を受けております。このことは、村長のリーダーシップ、議会のご理解とご協力、職員の頑張りと村民の方々の協力のたまものだと思っております。このような皆様に囲まれ、これまで仕事ことができましたことについて、大変ありがたく、また深く感謝を申し上げます。

西原村は、大きな可能性を秘めたすばらしい村だと思っております。私は、道路品評会等を通じ、村人により維持されてきたこの西原村の良好な農村の風景そのものが、これからの時代においてかけがえのない財産になると信じております。

西原村総合戦略の「ひとつ上を行く上質な生活環境、生活空間を提供する」また、西原村復興計画の「みんなが憧れ、そして愛される三つ星のむらを目指して」との政策目標は、まさにこれからの時代を先取りしたものであり、その成果を大いに期待しているところです。私も、この政策目標の実現のために、これからは一村民として地域での役割をしっかりと果たしていきたいと思っております。

最後に、これからの西原村の震災からの復旧・復興、そして、さらなる発展を祈念するとともに、日置村長様を初め議員各位、職員の方々のこれまでの支えに深く感謝し、退任に当たっての本議会でのご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）内田副村長、4年間、大変お疲れでございました。

今後も西原村、また西原村民、また地域の発展のため、また復興のためにも、さらなるご協力、ご活躍をご祈念申し上げます。本当にお疲れでございました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成31年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

2 番議員 村 上 高 志

3 番議員 坂 本 隆 文